

平成31年 第1回

身延町議会定例会会議録

平成31年3月 5日 開会

平成31年3月19日 閉会

山梨県身延町議会

平成 3 1 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 5 日

平成31年第1回身延町議会定例会（1日目）

平成31年3月5日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長施政方針
- 日程第5 教育長教育方針
- 日程第6 議案第3号 身延町行政組織条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第4号 公益的法人等への身延町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第5号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第6号 身延町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第7号 身延町子育て支援医療費助成金支給条例等の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第8号 身延町勤労青年センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第9号 身延町田舎暮らし体験施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第10号 身延町門野・湯平辺地総合整備計画の策定について
- 日程第14 議案第11号 身延町日向南沢・久成・平須辺地総合整備計画の策定について
- 日程第15 議案第12号 身延町大城辺地総合整備計画の策定について
- 日程第16 議案第13号 身延町下部温泉会館及び下部温泉会館駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第14号 権利の放棄について
- 日程第18 議案第15号 権利の放棄について
- 日程第19 議案第16号 権利の放棄について
- 日程第20 議案第17号 峡南広域行政組合格約の変更について
- 日程第21 議案第18号 平成30年度身延町一般会計補正予算（第10号）について

- 日程第 2 2 議案第 1 9 号 平成 3 0 年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 3 号) について
- 日程第 2 3 議案第 2 0 号 平成 3 0 年度身延町介護保険特別会計補正予算(第 4 号)
について
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号 平成 3 0 年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第
6 号) について
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号 平成 3 0 年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予
算(第 1 号) について
- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 平成 3 1 年度身延町一般会計予算について
- 日程第 2 7 議案第 2 4 号 平成 3 1 年度身延町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 2 8 議案第 2 5 号 平成 3 1 年度身延町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 2 9 議案第 2 6 号 平成 3 1 年度身延町介護保険特別会計予算について
- 日程第 3 0 議案第 2 7 号 平成 3 1 年度身延町介護サービス事業特別会計予算につ
いて
- 日程第 3 1 議案第 2 8 号 平成 3 1 年度身延町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 3 2 議案第 2 9 号 平成 3 1 年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算に
ついて
- 日程第 3 3 議案第 3 0 号 平成 3 1 年度身延町下水道事業特別会計予算について
- 日程第 3 4 議案第 3 1 号 平成 3 1 年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算に
ついて
- 日程第 3 5 議案第 3 2 号 平成 3 1 年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五
山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 3 6 議案第 3 3 号 平成 3 1 年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特
別会計予算
- 日程第 3 7 議案第 3 4 号 平成 3 1 年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特
別会計予算
- 日程第 3 8 議案第 3 5 号 平成 3 1 年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩
賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 3 9 議案第 3 6 号 平成 3 1 年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別
会計予算
- 日程第 4 0 議案第 3 7 号 平成 3 1 年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会
計予算
- 日程第 4 1 議案第 3 8 号 平成 3 1 年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別
会計予算
- 日程第 4 2 議案第 3 9 号 平成 3 1 年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別
会計予算
- 日程第 4 3 議案第 4 0 号 平成 3 1 年度身延町西嶋財産区特別会計予算
- 日程第 4 4 議案第 4 1 号 平成 3 1 年度身延町曙財産区特別会計予算
- 日程第 4 5 議案第 4 2 号 平成 3 1 年度身延町大河内地区財産区特別会計予算
- 日程第 4 6 議案第 4 3 号 平成 3 1 年度身延町下山地区財産区特別会計予算

- 日程第47 同意第1号 身延町第一日影みそね沢山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について
- 日程第48 同意第2号 身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について
- 日程第49 同意第3号 身延町大久保外七山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について
- 日程第50 同意第4号 身延町仙王外五山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について
- 日程第51 同意第5号 身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について
- 日程第52 同意第6号 身延町西嶋財産区管理会委員の選任について
- 日程第53 同意第7号 身延町曙財産区管理会委員の選任について
- 日程第54 同意第8号 身延町下山地区財産区管理会委員の選任について

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

- | | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 伊藤雄波 | 2番 | 伊藤達美 |
| 3番 | 望月悟良 | 4番 | 赤池朗 |
| 5番 | 上田孝二 | 6番 | 田中一泰 |
| 7番 | 野島俊博 | 8番 | 河井淳 |
| 9番 | 芦澤健拓 | 10番 | 福與三郎 |
| 11番 | 渡辺文子 | 12番 | 川口福三 |
| 13番 | 広島法明 | 14番 | 柿島良行 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員(3人)

- | | | | |
|----|------|----|------|
| 5番 | 上田孝二 | 6番 | 田中一泰 |
| 7番 | 野島俊博 | | |

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月 幹也	副 町 長	瀧本 勝彦
教 育	長	鈴木 高吉	総 務 課 長	笠井 祥一
会 計 管 理 者		村野 浩人	企 画 政 策 課 長	高野 博邦
交 通 防 災 課 長		千頭和康樹	財 政 課 長	遠藤 基
税 務 課 長		小笠原正人	町 民 課 長	熊谷 司
福 祉 保 健 課 長		穂坂 桂吾	観 光 課 長	佐藤 成人
子 育 て 支 援 課 長		大村 隆	産 業 課 長	望月 真人
建 設 課 長		水上 武正	土 地 対 策 課 長	埜村 公文
環 境 上 下 水 道 課 長		羽賀 勝之	下 部 支 所 長	望月 由香里
身 延 支 所 長		柿島 利巳	学 校 教 育 課 長	伊藤 克志
生 涯 学 習 課 長		深沢 教博		

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会議務局長 佐野 和紀

録音係 望月 融

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまです。

3月に入り一雨ごとに春が近づいてくるような気がする毎日であります。

平成31年第1回身延町議会定例会に議員各位、ならびに町長をはじめ執行部各位にはご出席をいただき心から御礼申し上げます。

さて本定例会は、平成31年度当初予算案などを審議する最も重要な議会であります。町長から提出されます諸議案は、いずれも重要な内容を有するものであります。

議員各位には慎重な審議、ならびに円滑な議会運営、また町政を取り巻く諸課題につきましても十分な議論を尽くされますよう、格段のご協力をお願い申し上げます。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第1号により執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、

5番 上田孝二君

6番 田中一泰君

7番 野島俊博君

を指名します。

日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から3月19日までの15日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月19日までの15日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に町長から上程されております案件はお手元に配布のとおり条例案7件、辺地総合整備計画の策定案3件、指定管理者の指定案1件、権利の放棄案3件、規約の変更案1件、補正予算案5件、当初予算案21件、同意案件8件の計49案件となっております。

これらの説明のため本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては、一覧表としてお手元に配布したとおりです。

次に12月定例会以降の議会関係の諸行事については、お手元の配布により報告としますのでご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 町長施政方針。

町長から施政に対して方針を述べる旨の申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

おはようございます。

この冬は何度かの寒波の到来もありましたけども、ほとんど雪も降ることなく穏やかな冬となりました。反面、空気の乾燥した日が続いたため、インフルエンザが猛威を振るいましたが、梅の花も咲き、いよいよ春を感じられる好季節になってまいりました。

本日ここに平成31年身延町議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまにはご多忙の中、全員のご出席をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

今年は今上天皇が4月末退位され、5月には皇太子徳仁親王殿下が即位し、新たな時代の幕開けの年となります。

山梨県におきましても、1月27日に執行されました山梨県知事選挙により2月17日から長崎幸太郎新知事が就任し、長崎県政がスタートを切りました。

本町にとりましては、平成16年9月13日に合併以来、15周年の節目の年となり、いろいろな面において新たな出発、さらなる飛躍を目指す年であります。

さて、平成27年12月に策定しました身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略も平成31年度は計画の最終年度となります。

総合戦略で掲げました施策の取り組み状況を検証し、さらなる取り組みへつなげていかなければならないと考えております。

今後も子育て世代や高齢者の皆さまにやさしい町民すべての皆さんが住みやすい身延町を目指し努力してまいりますので、議会の皆さまや町民の皆さまのご理解・ご協力をお願い申し上げます。

それでは、これより施政報告をいたします。

まずは平成30年度補正予算、ならびに平成31年度当初予算についてであります。

本町の予算であります。今回提案させていただいております一般会計補正予算ならびに特別会計補正予算につきましては、主に今年度事業の精査により補正させていただいております。

一般会計では第2表の繰越明許費補正で事業の追加をさせていただきました。繰越事業につきましては、事業の早期完成を目指し、職員一丸となって取り組んでまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

また政策的予算として後年度に控える新身延中学校新設事業に備え、教育施設整備基金に3億5千万円を積み立て、平成30年度末当該基金の総額は目標としていました10億円を確保できることとなり、万全な体制で施設の早期竣工に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に平成31年度の身延町一般会計予算についてであります。

日本経済は雇用・所得環境の改善のもと、穏やかな回復基調が続いておりますが、本町にお

ける30年度の町税収入は個人住民税や固定資産税の減収に伴い、わずかながら減少が見込まれます。

31年度においても人口減少に伴う個人住民税の減少、ならびに評価替え等による固定資産税の減少が見込まれるなど町税収入を取り巻く環境は大変厳しいものがあると考えております。

さらに少子高齢化、人口減少への対応や防災・減災対策の強化、社会資本の老朽化への対策等、多くの課題に適切に対応していく必要がありますが、本町において最大の財源である地方交付税も引き続き減少が予想されるところであります。

このような状況を共有しながら31年度は総合戦略の仕上げの年として、また第2次総合計画の3年目として、これまでの成果を踏まえつつ計画に掲げる施策、事業を推進するとともに財政の健全性の維持も両立する予算を編成したところであります。

平成31年度一般会計予算は、総額81億8,810万円で、対前年度比で1.5%の減としたところあります。

主要事業を申し上げますと、本年9月13日の合併15周年の節目にあたり合併15周年記念式典、ならびに記念事業の経費として2,270万5千円を計上いたしました。

また、計画期間の最終年度を迎える身延町総合戦略のアクションプランに記載された子育て支援、定住促進、産業振興による六次産業化、観光資源の魅力アップ事業などを実施していく経費として、まち・ひと・しごと創生事業費に2億8,315万6千円を計上いたしました。

さらに新身延中学校新設に向けて、整備基本計画策定支援業務委託等関連予算を738万1千円計上し、新規事業への着手として旧大河内小学校舎を利用するため、旧大河内小学校複合用途改修施設設計業務委託費631万3千円および、温泉付き健康増進施設整備にあたり民間資金を活用するPFI導入に向けた調査業務費として1,276万円を計上したところあります。

特別会計につきましては、身延町国民健康保険特別会計を含む20の特別会計により総額57億8,836万8千円となったところであり、この中にはライフラインの整備としての簡易水道事業、ならびに下水道事業特別会計等が含まれております。

次に行政組織条例の改正および組織の見直しについてであります。

現在、本町では19の課等で町行政の運営を行っておりますが、土木分野に精通した職員の確保が難しい状況が続いており、合わせて大豆の六次産業化、鳥獣害など行政需要が拡大している状況に対応するため、平成31年4月から土木産業分野の組織機構の見直しを行うことといたしました。

具体的には、建設課の公共土木担当と産業課の農林土木担当に分かれて業務を担当しております土木分野を建設課に集約・一本化し、産業課は農林担当のみとし体制を整備する予定であります。

これにより土木分野の事務が効率的かつ効果的に執行され、災害等臨時的業務に対しても結集して迅速に対応できる体制が整備され、合わせて産業課においても六次産業化や鳥獣害対策など、集中強化できることとなるため、今定例会に行政組織条例の改正を上程させていただきますので、何とぞご理解をお願い申し上げます。

また、教育委員会事務局の組織につきましては、身延中学校の建設、旧大河内小学校の改修など、大規模な建物の建設および改修等に取り組むため、施設整備課を時限的に設置したいと考えております。これにより課の数が1つ増え20の課等になりますが、あくまでも一時的な

措置ですので、合わせてご理解をお願いしたいと思います。

次に平成31年度国民健康保険制度、ならびに後期高齢者医療制度についてであります。

国民健康保険制度は昨年、制度創設以来の大改革が4月から実施されるという大きな節目の年でした。これまでのところ大きな混乱もなく、円滑に新しい制度に移行できたと安堵しております。

平成31年度は新制度2年目を迎え、より安定的な国民健康保険制度の運営のため医療費適正化を目指すとともに、引き続ききめ細やかに資格管理、保険給付、保健事業などを実施してまいります。

後期高齢者医療については、高齢者が安心して医療を受けられますよう、引き続き山梨県後期高齢者医療広域連合との連携を図り、円滑で安定的な事業の運営に努めてまいります。

次に入院時食事療養費についてであります。

本町の子育て支援の一層の充実を図ることを目的に、本年4月1日から18歳以下のお子さんの入院時食事療養費を助成対象とするため、関係する条例の一部改正、ならびに平成31年度一般会計当初予算に関連経費を計上させていただきましたので、よろしくお願いたします。

次に町立保育所のエアコン設置についてであります。

近年の夏の猛暑に対応し、園児の生活環境改善を目的に町立各保育所のホールへエアコンを設置するための関連経費を同じく、平成31年度一般会計当初予算に計上させていただきました。これにつきましてもよろしくお願申し上げます。

次に下部温泉会館のあり方検討委員会についてであります。

昨年設置されました下部温泉会館のあり方検討委員会では、先進地視察を行うとともに4回の検討委員会を開催していただき、去る2月20日、水曜日に町長室において現在の場所から移転し、町民の健康と福祉増進を図るとともに観光客誘致にもつながる施設の新設をというあり方検討委員会としての提言をいただきましたので、町として町民の皆さまの健康増進や憩いの場所を提供できるような施設の新設を検討してまいります。

次に中部横断自動車道新清水ジャンクションから六郷インターチェンジについてであります。

現在、国土交通省および中日本高速道路株式会社、山梨県は中部横断自動車新清水ジャンクションから双葉ジャンクション間について平成31年度全線開通に向け整備を進めていますが、このたび新清水ジャンクションから富沢インターチェンジ間および、下部温泉早川インターチェンジ間から六郷インターチェンジ間が平成31年3月10日に開通との発表がされました。

これに合わせ3月3日、日曜日には身延町主催により開通記念ウォーキングイベントを開催し、約2千人という多くの皆さまのご参加をいただきました。

次に連携型中高一貫教育についてであります。

本年4月から本町の身延中学校と南部町立南部中学校および山梨県立身延高等学校との連携型中高一貫教育を正式に始めます。中高6年間の一貫した教育を通じ、確かな学力と豊かな人間性を育み、地域と協働してキャリア教育を進め、次代を担う人材を育成することを目的とするものです。

公立学校としては、県下で初めての取り組みとなりますので、着実に成果が上がるよう、町といたしましても、身延中学校における人的体制の強化、連携事業に関わる教職員の負担軽減に努め、本町の子どもたちの学力、気力、体力の向上を目指してまいります。

次に町立学校における修学旅行費への全額補助についてであります。

本町ではまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいて、修学旅行にかかる費用の2分の1をこれまで補助してまいりました。これは子育て世帯の経済的な負担軽減を図り、子どもたちが家庭状況に関係なく、安心して学校教育を受けられる環境整備を目的とするものです。

昨年度から始めた町内の小中学校に在籍する児童生徒の学校給食費負担金の全額補助に続き、新年度から修学旅行にかかる費用の全額補助を行い、一層の子育て環境の充実を目指してまいります。

次に身延中学校新校舎および学校給食センターの整備についてであります。

身延町立学校施設整備計画に基づき、下山地内に用地を確保するため、地権者との交渉を進めております。建設候補地内の農地は、農業振興地域に指定されているため、これを除外してもらうための手続きを同時に進めながら、平成31年度内での用地取得を目指してまいります。

次に平成31年身延町成人式についてであります。

平成31年1月13日、身延町総合文化会館において身延町成人式を挙行いたしました。成人者115名のうち当日は96名の新成人の皆さまに出席いただき、またご来賓として柿島町議会議長、ならびに多くの関係者のご臨席のもと式典をつつがなく執り行うことができました。

新成人からは力強い誓いの言葉をいただき、晴天の中、願いを込めた風船を大空へ放ちました。新成人の皆さまには将来の夢を描き、明日につながる努力を惜まず、これからも有意義な人生を歩んでいただきたいと思っております。

次に旧大河内小学校複合用途施設への改修についてであります。

旧大河内小学校の閉校を機に、地元の皆さまから分散している公共的な施設の集約要望を受けてまいりました。集約される施設としては、大河内分館、消防詰所、防災施設、地域活動支援センター、そよかぜワークハウス、学童保育所等を複合施設として整備改修を行う予定であります。

次に定例会で毎回報告しております平成31年第4回定例会以降の主な行事につきましては、お手元に配布したとおりでございますので、ご確認いただければと思います。

結びに私ども自治体は自らの意思で決定し、自らの責任と判断でまちづくりを行っていくことが求められております。このためには行政と町民の皆さまがそれぞれ役割と責任を担っていくことが大切であります。

「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった」と思える町を目指して取り組んでまいりますので、議員の皆さまや町民の皆さまの各段のご理解とご協力をお願い申し上げ、あいさつ、ならびに施政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

町長の施政方針を終わります。

日程第5 教育長教育方針。

教育長が教育に対して方針を述べる旨の申し出がありましたので、これを許します。

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

2019年度、平成31年度身延町教育委員会教育方針、ならびに主要施策についてご説明をさせていただきます。

2020年度に迫った東京オリンピック、またパラリンピックの開催や本年度中に供用開始

となる中部横断自動車道の町内区間の開通により加速度的な人の移動が予想され、リーダーシップやクリエイティブな能力を発揮できる人材が求められております。

2020年度には小学校の、翌2021年度には中学校の学習指導要領が改定をされ、外国語教育の充実やプログラミング教育の導入が始まり、義務教育においてもグローバルな視野、能力を高めていくことが必要になります。

身延町教育委員会は教育基本法を基盤とした教育目標の実現を目指し、平成27年に策定した身延町教育大綱および身延町教育振興プランの基本理念である明日のふるさと身延を担う人づくりの実現を目指し、身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいて児童生徒の資質向上を図るための教育諸施策を展開していきます。

学校教育においては、本町の児童生徒が知・徳・体の調和が取れた成長と国際化、高度情報化のめまぐるしい進展など、社会の変化に主体的に対応できる力を身に付けるため学校教育環境と学校教育内容の充実や社会を生き抜く力と健康な児童生徒の育成を推進します。

生涯学習は、人々が自己の啓発や生活の向上のために自発的意思に基づいて行うことを基本とし、必要に応じて自己に適した手段、方法を自ら選んで生涯を通じて行う学習だと言われています。

教育委員会では、このような視点になって生涯にわたり学習していく環境づくりを進めるため学習活動の支援、生涯スポーツの推進、文化芸術の振興と文化財の保護、青少年健全育成を推進します。

以上の基本方針をもとに、2019年度に次のような施策事業を展開いたします。

はじめに、学校教育関係施策について説明をいたします。

1点目は連携型中高一貫教育について申し上げます。

昨年の5月15日、山梨県教育委員会、南部町教育委員会および本町教育委員会において締結をした協定に基づき、中高6年間の一貫した教育を通じ、確かな学力と豊かな人間性を育み、地域と協働してキャリア教育を進め、次代を担う人材を育成することを目標とし、山梨県立身延高等学校、南部町立南部中学校、身延町立身延中学校の3校による連携型中高一貫教育を新年度から実施をします。

2点目は、身延町立学校施設整備計画の推進について申し上げます。

身延町立学校施設整備計画に基づいて、身延中学校新校舎および新学校給食センターの建設を推進します。

昨年から取り組んでいる用地交渉、基本計画の策定および農振除外申請事務を着実に前へ進めるため、事務局体制の充実強化を図ります。

3点目は、きめ細かな教育のための教職員等の配置について申し上げます。

1. 町単独教職員の配置について。

本町では山梨県の育みプランを基準としながら、在籍する児童生徒の実態・実情を勘案して町単独教職員を配置しています。特に入学前から子どもたち一人ひとりの実態把握に努め、関係者の意見、ならびに保護者からの要望をもとに柔軟な学級編成に努めています。

2019年度は身延小学校および身延中学校に2名ずつ、町単独教職員を配置する予定です。また2020年度の小学校学習指導要領の改定により、大幅に時間数が増加する外国語活動への理解を深めるため、山梨県教育委員会へ本町専任の英語専科教員の配置を要望するとともに新たに2名の町単独非常勤講師を配置し、きめ細かな学習体制の充実を図り、学力向上を目指

します。

2. 特別支援教育支援員の配置について。

小中学校に在籍をする発達障がいを含む障がいのある子どもたちを適正に支援するためには、教員のマンパワーだけでは十分な支援が困難な場合があります。そのため、学校内での日常生活の介助や学習活動のサポートを行う特別支援教育支援員を全小中学校へ引き続き配置します。

また小学校における安全対策として勤務時間の延長を行い、放課後における校内での見守り活動を継続実施します。

3. 学校図書館司書の配置について。

学校の教育活動を支援し、児童生徒の読書活動、調べ学習の充実を図るため、各校の学校図書館へ引き続き専従の図書館司書を1名ずつ配置します。

4点目は、学習指導要領改訂への対応について申し上げます。

2020年度から小学校では道徳の教科化、3年生からの英語の必修化、プログラミング教育の必修化が導入をされます。

特に英語の必修化では、5・6年生で英語の読み・書きを加えた正式な教科となり、教科書を使った授業が行われ、評価も実施されることとなります。

本町では、この外国語活動を1年前倒しをして来年度から先行実施をします。その対策として、人的体制の充実と外国語指導助手ALTの配置時間数の増加を行い、担任教諭と外国語指導助手が十分な教材研究が行えるよう努めます。

また、指導内容や指導方法の研究および指導案作成を支援するため、小学校外国語教育コーディネーターを引き続き配置をします。

また、県内ではトップレベルの校内情報通信設備のさらなる充実を図るため、全小学校の4年生へのタブレット型パソコンの再配置を行います。これにより本町では小学校5年生から中学校3年生までは1人1台、新たに小学校4年生も各グループに1台の割合で教室での調べ学習ができる環境となります。

5点目は、学びの向学館について申し上げます。

本町の地域力の象徴ともいえる学びの向学館の充実を図ります。教員OBの皆さんを中心にご協力を得て実施をしている学習支援活動を新たに中学1年生の数学科の学習を補填するため、授業日の放課後、もしくは長期休業期間に開催できるよう調整を行います。

全国学力学習状況調査の結果を分析したところ、特に数学の基礎を強化する必要があるため、中学校へ入学して間もない時期から学習支援を行い、高学年へとつなげていくことを目指します。

また、夏休みに開催をしているイングリッシュキャンプについては、1泊2日を外国人講師と基本的に英会話で過ごして英語に親しみ、実践的な会話力と自己表現力の向上を目指すもので、新年度も本町のみのお自然の里で行う予定です。

6点目は、まち・ひと・しごと創生総合戦略施策について申し上げます。

学校教育環境の充実および教育にかかる保護者負担の軽減を図るため、身延町まち・ひと・しごと総合戦略に基づく各種事業を継続して行います。

1. 学校給食費の全額補助について。

他に先駆けて実施しています学校給食費の全額補助を引き続き実施します。学校給食にかかる経費のうち食材料費分は保護者の負担とされ、小学生は1食当たり270円を、中学生は

300円を保護者から給食費負担金として納めていただく必要がありますが、本町では給食費を全額補助しており、家庭環境等に関わりなく安心して給食を食べることができます。

2. 入学支度金の交付について。

小中学校の入学時に必要となる多額の出費の一部に充てるため、支度金として小学校入学時に3万円、中学校入学時に6万円を交付します。

入学前の準備期間中に保護者の負担とならないよう、2019年度に入学予定の児童生徒114名分の入学支度金を2月28日に交付をいたしました。

3. 補助教材費への公的負担、校外活動費への補助について。

児童生徒の基礎的・基本的な知識と学力の向上を図るため、引き続き小学生1人当たり年額6千円、中学生1人当たり年額1万円を上限とし、学校で使用する補助教材費を公費で負担します。そのほか社会科見学、スケート教室などの校外活動時に必要な経費となる入館料や体験料、用具のレンタル料などの費用も公費で負担をします。

また、修学旅行費への補助を拡大し、必要経費の全額を補助します。小学生は1人6万円まで、また中学生は1人11万円まで補助する予定です。さらに英語検定料助成制度を新設し、保護者負担の軽減と子育て世代の支援に努めます。

7点目は通学支援について申し上げます。

身延清稜小学校で2路線、下山小学校で4路線、身延小学校で4路線、身延中学校で5路線、合計15路線でスクールバスの運行を引き続き実施をします。広範囲な学区内を確実に安全に通学するためには、現在の運行方法が児童生徒および保護者にとって最も信頼性が厚く支持も高いため、2019年度は従来どおりの運行を実施し、中部横断自動車道の一部開通による町内の主要道路における交通の変化を観察し、関係部署との連携を図りながら次年度以降の通学支援のあり方について検討、協議を進めてまいります。また、遠距離通学費に対する通学費の補助を引き続き実施をします。

8点目は学校給食の充実について申し上げます。

昨年の異物混入を教訓として全学校給食従事者が同じ意識を持ち、引き続き日々の健康観察、定期的な諸検査を実施し、徹底した衛生管理を行い安全性の向上に努めます。

また、本町の特産であるあけぼの大豆を筆頭に可能な限り県内産、町内産の食材を使用し地産地消を推進します。郷土料理や行事食も取り入れ、安心・安全なおいしい給食の提供に引き続き努めます。

9点目は学校における働き方改革の推進について申し上げます。

外部人材の活用、町単教員の配置、行事や会議の見直しや学校閉庁日の設定などにより教職員の多忙化の改善に努めます。

さらに山梨県教育委員会が進める公務支援システムの導入環境を整えるため、学校内の情報ネットワーク設備の強靱化を行います。これにより、今まで以上に個人情報保護が向上することにもつながり、教職員が安全に公務支援システムを使用できる校内環境が整備されます。また、町立図書館と同時に学校図書館で使用する図書システムを更新し、利便性と事務効率の向上を図ります。

10点目は重大事項への対応について申し上げます。

児童生徒の尊厳を保持し、安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ未然防止に努めるとともに問題が発生してしまった場合の迅速かつ的確な対応に努めます。

また、身延町いじめ防止対策基本方針に基づき本町において万が一重大事態が発生してしまつた場合に備えて、信頼性の高い調査が迅速に実施できる体制の強化を図ります。

次に生涯学習関係施策について説明いたします。

1 点目は、まち・ひと・しごと創生総合戦略施策について申し上げます。

1. 地場産業の活性化とPRの強化について。

伝統産業である西嶋和紙の普及促進と和紙の里の活用推進を図ります。観光課との連携により県内および関東圏域の学校などをはじめ、広く一般に向けて西嶋和紙、ならびに和紙の里体験施設の利用をダイレクトメールなど効果的な手段により働きかけます。

また、西嶋和紙の需要開拓を目的とし、町内小中学生の蔡倫書道展への出展、見本市や展示会への参加を支援するため、西嶋和紙工業協同組合へ補助金を交付します。

2. 若い人が積極的に地域を支え、行動できる組織づくりについて。

組織づくりを通じて、町を元気にできる人材の育成を進めます。4年目を迎える人材育成講座のみのべーしょん288は、さまざまな立場の町民の皆さまが町の将来について語り合い、調査・研究を行う講座です。これまでの講座の中で受講者から生まれた町を元気にする活動を支援し、引き続き人材の育成を進めていきます。

3. 郷土愛を育む教育の充実について。

大学等との連携により地域の文化・歴史を学び、郷土愛を育む学習の場として講座等を開催するとともに郷土を学ぶ、ふるさと読本による学習機会を提供することにより郷土を愛し、郷土に誇りを持てる子どもを育てる環境づくりを行います。

2 点目は、生涯学習の推進について申し上げます。

1. 活動拠点の整備についてです。

地区公民館分館を活動拠点として、安全に利用していただくことを念頭に施設を提供していくとともに分館運営、また集落館整備等を進めるにあたり必要な支援を行い、地域の皆さまが交流するコミュニケーションの場として、講座等の充実を図ってまいります。

身延地区公民館、大河内分館や大河内学童保育室などの機能を旧大河内小学校の校舎へ移転し、地域の学習や防災の拠点など多目的に活用するための施設改修を行います。

2. 図書館の充実についてです。

図書館は生涯学習における情報収集の拠点として、町民の皆さまの読書活動を推進し、その学習活動を支援するために多様な図書、郷土資料の収集、整備、保存に努め、子どもからお年寄りまで幅広い町民の皆さまの要望に応じてまいります。

3. 生涯スポーツの推進について。

心と体の健康は、すべての人が望んでいます。多くの町民の皆さまがスポーツ、レクリエーションをより安全に、より一層楽しむことができるよう施設の提供を行い、各種スポーツ教室等を開催するなど、生涯スポーツの推進に取り組んでいきます。

新年度は、身延町民体育館の設備改修をはじめ老朽化が進む施設の管理に対して、スピード感をもって対応してまいります。さらに町民の健康維持と体力増進を一層効果的に行うことができるトレーニング施設の整備について調査・研究を進めます。

また、町制15周年記念事業として、山間地を利用した自転車競技およびランイベントを計画しています。2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けてスポーツに対する機運をさらに高め、皆さまの健康づくりの一助になるような事業実施に向け取り組んでまいります。

4. 文化・芸術の振興と文化財の保護について。

文化・芸術は心を癒すとともに情操を豊かにしてくれます。また文化財金山史跡はふるさとの歴史文化の証であります。このため町民の皆さまが生きがいのある充実した生活を営むための環境づくりに努めます。

文化・芸術活動の推進については、総合文化会館ホールの特性を生かした魅力ある自主文化事業の開催や音楽隊等を招致し、なかとみ現代工芸美術館においては、施設の大幅な用途変更を検討する中で、より身近な、より使いやすい施設運営を目指してまいります。

また国指定史跡甲斐金山遺跡の中山金山遺跡については、国指定に先立つ総合学術調査が行われてから30年が経過し、これ以降の継続調査と研究の成果および湯之奥毛無山内で同時期に操業されていた茅小屋・内山2金山遺跡を併せて歴史遺産の積極的な情報発信に努めます。

さらに町民の皆さまが自ら率先して文化・芸術活動に参加し、その成果を発表する機会、また場所の提供や各種文化団体のサークル活動を支援し、心豊かな文化意識の高揚に努めます。

また身延町の歴史や文化の証人であり、豊かな自然の象徴である文化財については、ふるさとの貴重な文化的資源として、その価値と魅力を地域づくり、人づくりに活用していく取り組みが必要です。

平成30年度の木喰展の継承および町制15周年記念事業として消失をした木喰仏の再現を計画しています。この事業をとおして木喰上人の魅力をさらに発信し、全国に誇れる価値ある資産として後世に継承してまいります。

そのほか文化財全般の保護・保全と、その活用に努めるとともに地域固有の伝統行事を調査し、町民が歴史文化遺産を学ぶ機会の充実に努めてまいります。

5. 青少年健全育成の推進についてです。

子どもたちのすこやかな成長、伸びやかな心身の発達には家庭と地域の教育力をより一層、向上させていくことが大切です。青少年育成身延町民会議が掲げるスローガンの地域の子どもは地域で守り育てるのもと、町全域にあいさつ見守り運動を広げるとともに町内各種施設を利用した青少年育成の諸活動を地区公民館と連携しながら推進をします。

以上、町民各位のご理解とご協力を得ながら2019年度の教育施策の推進を図ってまいります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

教育長の教育方針を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は10時からといたします。

休憩 午前 9時48分

再開 午前10時00分

○議長（柿島良行君）

休憩前に引き続き、議事を再開します。

日程第6 議案第3号 身延町行政組織条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第4号 公益的法人等への身延町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 5 号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 6 号 身延町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第 7 号 身延町子育て支援医療費助成金支給条例等の一部を改正する条例について

日程第 11 議案第 8 号 身延町勤労青年センター条例の一部を改正する条例について

日程第 12 議案第 9 号 身延町田舎暮らし体験施設条例の一部を改正する条例について

以上の 7 議案は条例案でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは提出案件のうち議案第 3 号から議案第 9 号までの提案理由を説明申し上げます。

まず議案第 3 号 身延町行政組織条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町行政組織条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

土木分野における効率的な行政運営を図るため、身延町行政組織条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第 4 号 公益的法人等への身延町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

公益的法人等への身延町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

町職員を社会福祉法人へ派遣するため、公益的法人等への身延町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第 5 号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

人事院規則の改正に伴い、身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第 6 号 身延町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正により、身延町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第7号 身延町子育て支援医療費助成金支給条例等の一部を改正する条例についてであります。

身延町子育て支援医療費助成金支給条例等の一部を改正する条例の議案を提出いたします。提案理由を申し上げます。

子育て支援の充実を図るため、身延町子育て支援医療費助成金支給条例等の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第8号 身延町勤労青年センター条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町勤労青年センター条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

勤労青年センターの施設の一部を廃止するため、身延町勤労青年センター条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第9号 身延町田舎暮らし体験施設条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町田舎暮らし体験施設条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

田舎暮らし体験施設の一部を廃止するため、身延町田舎暮らし体験施設の条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上であります。

なお、それぞれの議案の内容につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第3号から議案第9号までの議案の内容説明を求めます。

議案第3号から議案第5号について、内容説明を求めます。

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

まず議案第3号 身延町行政組織条例の一部を改正する条例につきまして、議案説明書に基づき内容説明をさせていただきます。

議案説明書1ページおよび議案第3号をご覧くださいと思います。

条例の一部改正が必要となった背景等ですが、土木分野に精通した職員が減少し、職員採用試験で募集を行っても募集がない状況が続いておりますこと。現在、土木分野につきましては建設課の公共土木担当と産業課の農林土木担当に分かれて業務を担当しておりますが、土木分野に精通した職員を必要人数確保することが難しい状況となっておりますこと。土木分野を集約し一体化することにより、効率的かつ効果的な事務を行うための体制を構築することができ、災害等臨時的な業務に対しても集中して迅速に対応できるとともに若い技術者の育成を図ることも可能となること。合わせて大豆の六次産業化、鳥獣害など行政需要が拡大している状況に対応するための体制整備を図る必要があることなどの理由から、今回の一部改正をお願いするものでございます。

一部改正の内容ですが、建設課公共土木担当と産業課農林土木担当を建設課に統合し、産業課の分掌事務は農政に関する事および林政に関する事に改正するものでございます。

施行期日につきましては、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第3号の内容説明を終わらせていただきます。

次に議案第4号 公益的法人等への身延町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について、議案説明書に基づき内容説明をさせていただきます。

議案説明書2ページおよび議案第4号をご覧ください。

条例の一部改正が必要となった背景等ですが、身延町社会福祉協議会の事務局次長が平成30年3月31日をもって退職したため、社会福祉協議会では職員の募集を行いました。求める要件を満たす人材が確保できなかったこと。平成31年2月18日付けで社会福祉協議会から町に対しまして4月1日から1年間、職員1名の派遣要請があったことなどの理由から身延町社会福祉協議会へ職員1名を派遣することが必要であると判断し、今回の一部改正をお願いするものでございます。

一部改正の内容ですが、条例第2条に職員を派遣することができる団体といたしまして、社会福祉法人 身延町社会福祉協議会を加える改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第4号の内容説明を終わらせていただきます。

次に議案第5号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について議案説明書に基づき内容説明をさせていただきます。

議案説明書3ページおよび議案第5号をご覧ください。

条例の一部改正が必要となった背景等ですが、人事院規則の一部を改正する人事院規則が公布され、超過勤務命令の上限時間の明確化が図られたことから今回の一部改正をお願いするものでございます。

一部改正の内容ですが、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関する必要な事項につきまして、規則で定める規定を加える改正でございます。

規則で定める内容につきましては、国、県に準じまして一般的な職員の場合、超過勤務命令の上限時間を1カ月に45時間以下、1年に360時間以下とする予定でございます。

施行期日につきましては、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第5号の内容説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第6号について、内容説明を求めます。

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

それでは議案第6号 身延町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、議案説明書4ページに基づきまして説明をいたします。

今回、条例の一部改正の背景についてであります。災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正、ならびに災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正が行われまして、それに基づき条例の一部を改正するものであります。

法改正の内容につきましては、災害援護資金の貸付利率について法律に年3%と固定されて

いるところ年3%以内で市町村が条例で利率を定めることを可能とした法改正でありました。

施行令の一部改正の内容につきましては、災害援護資金の償還方法について月賦償還を追加すること。それからもう1点が貸付にあたり保証人を立てることを必須とした規定、現行の政令第8条であります。これを削除するという改正内容でありました。これらの法令の改正を受けまして、今回、条例の一部改正をするところでありまして、その内容につきましては、まず第14条におきまして保証人を立てることができるという規定を第1項に追加いたします。

続きまして、貸付利率につきましては、保証人がある場合は無利子、保証人がない場合は年3%以内で町長が定める率という旨を第2項に規定をいたします。

第3項におきましては、保証人について規定をしておりました政令の条文が削除されたことに伴いまして、改めて保証人について規定を条例にするところでありまして、保証人は債務を連帯して保証すること、その債務には償還が滞った際の違約金を含む旨を規定するものであります。

第15条につきましては、これまでの年賦償還、半年賦償還に月賦償還を追加いたします。

第15条の第3項の改正につきましては、保証人について規定した政令第8条の削除および、これに伴う政令の条番号の整理を受けまして、条例が引用する政令の字句および条番号を修正するものであります。

改正規定の附則第2項におきまして、償還方法に月賦償還を追加した改正以外の改正部分は条例の施行の日以後に生じた災害に関わる援護資金の貸し付けについて、適用する旨を規定いたします。

この一部改正条例につきましては、平成31年4月1日から施行をいたします。

以上、議案第6号に関わる説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第7号について、内容説明を求めます。

大村子育て支援課長。

○子育て支援課長（大村隆君）

それでは議案第7号 身延町子育て支援医療費助成金支給条例等の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

議案説明書5ページおよび議案第7号をご覧ください。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

背景といたしましては、子育て支援のさらなる充実を図るため、本町に住民登録のある18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの、通常であれば高等学校を卒業するまでの者ということになりますが、入院時に負担する食事療養費をその保護者に対して支給するというものでございます。

改正内容といたしましては、食事療養費の助成金を支給するために身延町子育て支援医療費助成金支給条例、身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例、さらに身延町重度心身障害者医療費助成条例の3つの条例を併せて改正する必要があります。

まず1つ目の身延町子育て支援医療助成金支給条例の改正ですが、改正内容は同条例の第4条中に掲げられている医療費の自己負担を助成しておりますが、ここに新たに入院時食事療養費を加え、助成の対象とするものでございます。

2つ目は身延町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の改正でございます。

改正内容は同条例の第2条第6項に掲げられた保険給付を第5条の規定により助成する決まりとなっておりますが、これを第2条第6項に新たに「児童にあつては入院時食事療養費を含むものとする。」を加えることにより、児童にかかる入院時食事療養費を助成金の対象とするものでございます。

3つ目の身延町重度心身障害者医療費助成条例の改正でございますが、改正内容は同条例の第4条に掲げられております療養の給付等を受けた者が負担すべき額を医療費助成金として支給する規定となっておりますが、この療養の給付等の中に新たに「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、入院時食事療養費を含むものとする。」を加え、入院時食事療養費を助成金の対象とするものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成31年4月1日からとなっております。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第8号について、内容説明を求めます。

深沢生涯学習課長。

○生涯学習課長（深沢教博君）

それでは議案第8号 身延町勤労青年センター条例の一部を改正する条例について、議案説明書6ページに基づき説明をさせていただきます。

当議案は平成30年9月の台風21号による夜間照明施設などの転倒および撤去に伴い、利用用途が変更される施設の種別を廃止するための一部改正となります。

内容につきましては、身延町勤労青年センター条例第3条の施設の種別からグラウンド、テニスコートおよび夜間照明を削除し、第10条関係の別表、使用料のすべてからグラウンド、テニスコート、管理棟トレーニング室を削除するものです。

なお、管理棟トレーニング室につきましては、機器の老朽化が著しく事故等の危険性を考慮し、別表の使用料から削除するものです。

なお、施行日につきましては、平成31年4月1日となります。

以上で議案第8号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第9号について、内容説明を求めます。

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

それでは議案第9号 身延町田舎暮らし体験施設条例の一部を改正する条例について、内容説明をさせていただきます。

議案説明書7ページおよび議案第9号をご覧ください。

背景としまして、条例に定めます暮らし館は平成30年9月30日から10月1日にかけての台風24号の風雨により2階部分が強風により飛ばされ、内部が浸水するなどの大きな被害を受けました。このため、今後体験施設として提供することは困難と判断し、建物を解体・撤去したことにより暮らし館を廃止するものです。

一部改正の内容につきましては、身延町田舎暮らし体験施設条例第2条の表中、名称、古長谷館。位置、身延町古長谷1311番地の項を削るものです。

なお、施行期日は平成31年4月1日から施行とします。

以上、議案第9号 身延町田舎暮らし体験施設条例の一部を改正する条例についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で、町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

日程第13 議案第10号 身延町門野・湯平辺地総合整備計画の策定について

日程第14 議案第11号 身延町日向南沢・久成・平須辺地総合整備計画の策定について

日程第15 議案第12号 身延町大城辺地総合整備計画の策定について

以上の3議案は辺地総合整備計画の策定についてでありますので、一括して議題とします。

町長から本案についての提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは、議案第10号から議案第12号までについて提案理由を説明申し上げます。

まず議案第10号 身延町門野・湯平辺地総合整備計画の策定についてであります。

身延町門野・湯平辺地総合整備計画を次のとおり策定いたします。

1. 別紙のとおり

これから3件とも別紙のとおりとありますけども、のちほど内容につきましては、企画政策課長より説明を申し上げます。

提案理由を申し上げます。

身延町門野・湯平辺地総合整備計画を策定するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を経る必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第11号 身延町日向南沢・久成・平須辺地総合整備計画の策定についてであります。

身延町日向南沢・久成・平須辺地総合整備計画を次のとおり策定いたします。

1. 別紙のとおり

提案理由を申し上げます。

身延町日向南沢・久成・平須辺地総合整備計画を策定するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を経る必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第12号 身延町大城辺地総合整備計画の策定についてであります。

身延町大城辺地総合整備計画を次のとおり策定いたします。

1. 別紙のとおり

提案理由を申し上げます。

身延町大城辺地総合整備計画を策定するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を経る必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上でございます。なお、それぞれの議案の内容につきましては、企画政策課長より説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第10号から議案第12号までの議案の内容説明を求めます。

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

それでは議案第10号 身延町門野・湯平辺地総合整備計画の策定についておよび議案第11号 身延町日向南沢・久成・平須辺地総合整備計画の策定について、ならびに議案第12号 身延町大城辺地総合整備計画の策定についての内容説明をさせていただきます。

議案第10号から第12号につきましては、過日の全員協議会において説明をさせていただきましたが、町が今後、辺地地域において公共的施設の整備を進めるにあたり辺地対策事業債を活用していくために総合整備計画を策定するものです。

それぞれの整備計画書につきましては、議案書の裏面に掲載してありますので、説明の際にご覧ください。

はじめに議案第10号 身延町門野・湯平辺地総合整備計画の策定については、同地域内において消防用可搬式小型動力ポンプ1台を配備するものです。

計画期間は平成31年度、単年度となります。

次に議案第11号 身延町日向南沢・久成・平須辺地総合整備計画の策定については、平須地内の町道静川大須成曙線の道路改良を行うものです。

計画期間は平成31年度から平成35年度までの5カ年としますが、平成33年度までの3カ年での完了を見込んでおります。

次に議案第12号 身延町大城辺地総合整備計画の策定については、議案第10号の門野・湯平整備計画と同様に大城地域内において消防用可搬式小型動力ポンプ1台を配備するものです。

計画期間は平成31年度、単年度となります。

辺地の総合整備計画の策定につきましては、あらかじめ知事との協議を行ったのち議会の議決をいただくこととなっておりますので、本定例会に上程させていただくものです。

以上で議案第10号、第11号、第12号の辺地における総合整備計画の策定についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で、町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

日程第16 議案第13号 身延町下部温泉会館及び下部温泉会館駐車場の指定管理者の指定についてを議題とします。

町長から本案についての提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは議案第13号について、ご説明申し上げます。

身延町下部温泉会館及び下部温泉会館駐車場の指定管理者の指定についてであります。

身延町下部温泉会館及び下部温泉会館駐車場の指定管理者に下記の者を指定することについて

て議会の議決を求めます。

記

1. 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称 身延町下部温泉会館及び下部温泉会館駐車場

所在地 山梨県南巨摩郡身延町下部1130番地1

2. 指定管理となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

団 体 の 名 称 身延町商工会

主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町梅平2483番地36

代 表 者 の 氏 名 会長 赤池宏文

3. 指定の期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

提案理由を申し上げます。

平成31年3月31日に指定管理者の指定期間が満了するので、新たに指定管理者を指定する必要が生じました。ついては指定管理者の指定にあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

なお、議案の内容につきましては、総務課長より説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第13号の内容説明を求めます。

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

議案第13号 身延町下部温泉会館及び下部温泉会館駐車場の指定管理者の指定について内容説明をさせていただきます。

議案第13号をご覧ください。

今回、上程いたします議案第13号につきましては、指定管理期間が本年3月31日をもって終了するため、4月1日からの指定管理につきまして、身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条に基づき1月30日、水曜日、午後1時半から本庁舎2階会議室で指定管理者選定委員会を開催し、町長からの諮問に対しまして指定管理者にふさわしいかを慎重に審査をしていただいた結果、可決との答申をいただきました。

このような経過を踏まえ、今回、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をいただきたく上程するものでございます。

なお、議案第13号につきましては、身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の指定管理者候補者の選定の特例として第1号の公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的と効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できると思慮するときに該当すると判断し、公募をいたしませんでした。

議案第13号の指定管理申請者は、身延町商工会であります。

主な内容は、身延町下部にございます身延町下部温泉会館及び身延町下部温泉会館に付属する駐車場の管理運営でございます。

町民の健康と福祉の増進を図るとともに観光客の誘客により町の活性化に寄与をしております。

指定の期間につきましては、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間とし、それ以後は改めて施設の管理・運営方法等につきまして評価・検討を行うことといたしました。

以上で議案第13号の指定管理者の指定にかかわる議案の内容説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で、町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

日程第17 議案第14号 権利の放棄について

日程第18 議案第15号 権利の放棄について

日程第19 議案第16号 権利の放棄について

以上の3議案は権利の放棄についてでありますので、一括して議題とします。

町長から本案についての提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは、議案第14号から議案第16号までの3議案についてご説明申し上げます。

なお、提案理由につきましては、3件とも同じでありますので、議案第14号でのみ説明をさせていただきますと思います。

まず議案第14号 権利の放棄についてであります。

下記のとおり債権を放棄することについて、議会の議決を求めます。

記

1. 債 権 の 内 容 下部奥の湯温泉使用料
2. 債 務 者 2社
3. 放棄する債権額 16万650円
4. 放棄の理由 法人の経営破綻により、当該債権の回収が不可能であるため、債権を放棄する。

提案理由を申し上げます。

権利を放棄する必要があるので、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求めます。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第15号について、ご説明申し上げます。同じく権利の放棄についてであります。

下記のとおり債権を放棄することについて、議会の議決を求めます。

記

1. 債 権 の 内 容 下部コミュニケーションテレビ使用料
2. 債 務 者 1社
3. 放棄する債権額 6,300円
4. 放棄の理由 法人の経営破綻により、当該債権の回収が不可能であるため、債権を放棄する。

次に議案第16号について、ご説明申し上げます。これも同じく権利の放棄についてであります。

下記のとおり債権を放棄することについて、議会の議決を求めます。

記

1. 債 権 の 内 容 下部コミュニケーションテレビ使用料
2. 債 務 者 1人
3. 放棄する債権額 3万7,800円
4. 放棄の理由 債務者が破産し、裁判所による免責許可の決定が確定したことにより当該債権の回収が不可能であるため、債権を放棄する。

以上であります。なお、それぞれの議案の内容につきましては、下部支所長より説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第14号から議案第16号までの、議案の内容説明を求めます。

望月下部支所長。

○下部支所長（望月由香里君）

議案第14号から第16号、権利の放棄について内容説明をさせていただきます。

まず、今回提案する3件の権利放棄につきましては、下部奥の湯温泉使用料及び下部コミュニケーションテレビ使用料の私法上の債権となり、法律で定められた時効期間の経過により直ちに消滅するわけではなく、債務者が時効の援用をして、はじめて権利が消滅します。

今回、時効の援用がなく破産等により事実上、徴収できない債権について不納欠損等の会計上の実務処理をするためには、権利を放棄する必要があるため、議案を提案するものです。

では、議案第14号について議案説明書に基づき説明をさせていただきます。

議案説明書の8ページをお開きください。

議案第14号において、下部奥の湯温泉使用料の債権を放棄するのは法人2件でございます。

1件目の法人につきましては、平成22年6月分から11月分の半期5.5カ月分、10万3,950円が滞納であります。

町では3カ月以上滞納した時点で分湯の停止、また6カ月以上経過しても滞納が解消されないことから条例に基づき契約の解除を行いました。

このような経過ののち、平成26年7月2日に裁判所の破産決定を受け、経営破綻となり徴収不能となりました。

2件目の法人は平成25年2月、3月および4月分の平成24、25年度、3カ月分、5万6,700円が滞納となり、当該法人より平成25年4月に温泉受給一時停止届が提出され、平成27年2月20日に裁判所の破産決定を受け経営破綻となり徴収不能となりました。

当該2件の債権は消滅時効の5年を経過しておりますので、下部奥の湯温泉使用料を債務者2社分として債権額16万650円を放棄するものです。

以上が議案第14号の内容説明です。

次に議案第15号について、説明をさせていただきます。

議案説明書9ページをお開きください。

議案第15号において、下部コミュニケーションテレビ使用料の債権を放棄するのは法人1件でございます。

この法人につきましては、平成22年前期分が滞納となり、徴収が見込めないため、町は電波の停波処理を行いました。

当該法人は平成26年7月2日、裁判所の破産決定を受け経営破綻となり徴収不能となりました。

本件につきましても消滅時効の5年を経過しておりますので、下部コミュニケーションテレビ使用料を債務者1社分6,300円を放棄するものです。

以上が議案第15号の内容説明です。

次に議案第16号について説明させていただきます。

議案説明書10ページをお開きください。

議案第16号において、下部コミュニケーションテレビ使用料の債権を放棄するのは個人1件でございます。

1件の個人につきましては、平成16年前期分から平成18年度後期分が滞納となり、徴収が見込めないため、町は電波の停波処理を行いました。

当該者は平成30年9月13日、裁判所の破産手続きに基づく破産免責許可を受けたことにより徴収不能となり、本件につきましても消滅時効の5年を経過しておりますので、下部コミュニケーションテレビ使用料債務者個人1人分、債権額3万7,800円を放棄するものです。

以上が議案第16号の内容説明です。

以上で議案第14号から第16号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で、町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

日程第20 議案第17号 峡南広域行政組合格約の変更についてを議題とします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは議案第17号について、ご説明申し上げます。

峡南広域行政組合格約の変更についてであります。

地方自治法第286条第1項の規定により、峡南広域行政組合格約を次のとおり変更いたします。

提案理由を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、峡南広域行政組合格約を変更する場合の関係地方公共団体の協議は、同法第290条の規定により議会の議決を経る必要があるため、本案を提出するものであります。

なお、議案の内容につきましては、総務課長より説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第17号の内容説明を求めます。

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

議案第17号 峡南広域行政組合格約の変更について、議案説明書に基づき内容説明をさせていただきます。

議案説明書11ページおよび議案第17号をご覧ください。

条例の一部改正が必要となった背景等ですが、峡南広域行政組合計算センターは昭和48年に設立以来、構成町の事務処理機器およびソフトウェアの開発等に取り組んでまいりましたが、現在はプライベートクラウド環境を構築し、公共施設の情報機器や通信機器を集約し、共同利用の運用なども行っており、現在の計算センターという名称が現状の業務内容に合致していないため、より現状の業務内容に合致した情報センターという名称に規約の改正をお願いするものでございます。

一部改正の内容ですが、組合の処理する事務を定めました規約第3条中、第3号で規定しております峡南広域行政組合計算センターの名称を峡南広域行政組合情報センターに改正するものでございます。

施行期日につきましては、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第17号の内容説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で、町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

日程第21 議案第18号 平成30年度身延町一般会計補正予算（第10号）

日程第22 議案第19号 平成30年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

日程第23 議案第20号 平成30年度身延町介護保険特別会計補正予算（第4号）

日程第24 議案第21号 平成30年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）

日程第25 議案第22号 平成30年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第1号）

以上の5議案は補正予算案でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について提案を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは議案第18号から議案第22号までの平成30年度補正予算5議案について、ご提案申し上げます。

議案第18号 平成30年度身延町一般会計補正予算（第10号）について

議案第19号 平成30年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

議案第20号 平成30年度身延町介護保険特別会計補正予算（第4号）について

議案第21号 平成30年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）について

議案第22号 平成30年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第1号）について

平成30年度補正予算案については、以上でございます。

なお、各議案の内容につきましては、財政課長より説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に、議案第18号から議案第22号までの議案の内容説明を求めます。

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

議案第18号から議案第22号までの平成30年度身延町一般会計および特別会計補正予算について、お手元の概要書により説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

議案第18号 平成30年度身延町一般会計補正予算（第10号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億787万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億6,634万3千円といたしました。

第2表繰越明許費の補正について、ご説明いたします。

第2表繰越明許費補正により平成31年度への繰越事業を追加するものであります。

追加する事業につきましては、2款総務費、7項国土調査費地籍調査事業2,322万9千円は、国の第2次補正予算により平成31年度に実施予定の大城第2調査区について、平成30年度補正予算で所要額を予算化し、次年度へ繰り越すものであります。

6款農林水産業費、1項農業費のうち県営中山間地域総合整備事業負担金3,885万円は県の繰越事業に伴い所要額を次年度に繰り越すものであります。

また、土地改良施設改修事業補助金240万円は、下山新町水利組合、根子水利組合が実施する取水施設等改修事業の標準工期が確保できないため、それぞれの補助金を次年度に繰り越すものであります。

6款2項林業費のうち損害賠償請求訴訟業務委託費73万円は、林道施設破損に係る損害賠償請求訴訟において、訴訟準備に不測の日数を要したため、当該訴訟業務委託費を次年度に繰り越すものであります。

また、林道改良事業464万7千円は、林道富士見山線舗装改良工事の施工箇所において、台風災害により林道が分断され、倒木撤去や排土作業に不測の日数を要したため、次年度に繰り越すものであります。

8款土木費、2項道路橋梁費道路改良事業2,301万円は、町道大道市之瀬線道路改良工事において、施工箇所の法面崩落等により工法検討に不測の日数を要したため1,873万円を次年度に繰り越し、町道西村平線道路改良工事において、工事施工に伴い地元との協議に不測の日数を要したため428万円を次年度に繰り越すものであります。

2ページをご覧ください。第3表地方債の補正について、ご説明いたします。

第3表地方債補正により地方債の限度額を変更するものであります。

過疎対策事業債は限度額を2,980万円減額し、補正後の限度額を2億1,080万円といたしました。

対象となる事業の内訳は資料のとおりでございます。

合併特例事業債は限度額を3,600万円減額し、補正後の限度額を6億8,710万円といたしました。

対象となる事業の内訳は資料のとおりでございます。

臨時財政対策債は限度額を2億5千万円減額し、補正額の限度額を0円といたしました。

臨時財政対策債につきましては、地方交付税および繰越金で平成30年度予算の一般財源を確保できたことから起債しないことにしたため、全額減額といたしました。

災害復旧事業債は限度額を1,140万円減額し、補正後の限度額を5,060万円といた

しました。

対象となる事業の内訳は資料のとおりでございます。

3ページをご覧ください。歳入予算についての増減についてご説明いたします。

1款町税は740万円減額としました。主な理由といたしましては、固定資産税は大規模償却資産の償却等に伴い700万円の減といたしました。入湯税につきましては、入客数の減少に伴い40万円の減といたしました。

2款地方譲与税から11款交通安全対策特別交付金は、年度内収入見込み等に基づき予算額を増減いたしました。

特に10款地方交付税は、普通交付税の確定等により4億7,428万7千円を増額いたしました。

15款県支出金345万7千円の減額は、県負担金および県補助金対象事業の実績を見込み予算を増減いたしました。

2項県補助金715万2千円の増額は、農林土木県補助金として被災鳥獣害防護施設復旧支援対策事業補助金として190万6千円を新たに計上しました。これは台風災害により被災した鳥獣防除施設の復旧を支援する県補助金であります。

災害復旧事業費県補助金、農業施設災害復旧事業費補助金を501万7千円増額いたしました。これは欠草里農道災害復旧事業にかかる補助率が65%から96.6%になり、増額したものであります。

3項県委託金を97万1千円増額いたしました。増額の主な理由は、県議会議員選挙費委託金を103万円増額したものでございます。

16款財産収入125万1千円を増額いたしました。物品払い収入は、平成29年度更新時に廃車となった消防自動車5台分の売却にかかる収入でございます。

17款寄附金401万5千円の減額をいたしました。これはふるさと納税制度による寄附金の収入見込みによる減額であります。

4ページをご覧ください。

18款繰入金2億7,724万3千円の減額をいたしました。財政調整基金繰入金2億7千万円の減額は、普通交付税および繰越金の確定等により一般財源が確保されたものでございます。また、まちづくり振興基金繰入金750万円の減額は企業支援および新規事業者誘致事業費の減によるものであります。

19款繰越金は前年度繰越金として3億7,310万6千円の増額をいたしました。

続いて、歳出の主な増減の要因を説明いたします。

歳出の補正予算は、年度末に向けて各事業の執行状況および決算見込みに基づき予算額を増減したものであります。

2款総務費のうち4項選挙費103万2千円の増額は、4月執行予定の山梨県議会議員選挙関係経費を増額したものであります。

7項国土調査費2,322万9千円の増額は、国の第2次補正により平成31年度に実施予定の大城第2調査区について平成30年度補正予算で所要額を予算計上いたしました。

6款農林水産業費のうち1項農業費、農業土木費の土地改良事業等施設改修補助金240万円の増額は下山新町水利組合、根子水利組合が実施する取水施設等の改修事業への補助金であります。補助率は事業費の80%となっております。

5ページをご覧ください。

8款土木費のうち土木総務費の急傾斜地崩壊対策事業負担金529万円の増額は、国の補正予算に伴う町負担金を増額したものであります。

13款諸支出金のうち1項基金費3億9,990万7千円の増額は、平成30年度決算を見込み剰余金を新身延中学校施設の建設に向けて、教育施設整備基金に3億5千万円および公共施設整備基金に5千万円を積み立てるものでございます。

次に議案第19号 平成30年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)につきましては、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ3,619万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,799万9千円といたしました。

補正予算の主な要因は、平成30年度の決算を見込み、後期高齢者医療広域連合への納付額について減額した予算としたものでございます。

次に議案第20号 平成30年度身延町介護保険特別会計補正予算(第4号)につきましては、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ3,990万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,793万円といたしました。

補正予算の主な要因は、平成30年度の保険給付事業について決算を見込み、歳入歳出予算の増減および歳出予算の財源組み替えをしたものであります。また、前年度繰越金の確定に伴い、介護保険給付費支払準備基金へ1,300万3千円を積み立てる予算といたしました。

次に議案第21号 平成30年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,688万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億181万4千円といたしました。

補正予算の主な要因は、平成30年度簡易水道建設事業の決算を見込み、所要財源を見直すとともに歳入歳出予算の減額予算としたものであります。

次に議案第22号 平成30年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ653万3千円といたしました。

補正予算の主な内容は、平成30年度の決算を見込み、歳出予算の温泉管理費に係る予算を減額するとともに、新規加入者負担金を財源として、下部奥の湯温泉事業基金に64万8千円を積み立てる予算といたしました。

以上で議案第18号から議案第22号までの説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長(柿島良行君)

以上で、町長の提案と担当課長の内容説明が終わりました。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は11時25分とします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時25分

○議長(柿島良行君)

休憩前に引き続き、議事を再開します。

- 日程第26 議案第23号 平成31年度身延町一般会計予算
 日程第27 議案第24号 平成31年度身延町国民健康保険特別会計予算
 日程第28 議案第25号 平成31年度身延町後期高齢者医療特別会計予算
 日程第29 議案第26号 平成31年度身延町介護保険特別会計予算
 日程第30 議案第27号 平成31年度身延町介護サービス事業特別会計予算
 日程第31 議案第28号 平成31年度身延町簡易水道事業特別会計予算
 日程第32 議案第29号 平成31年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算
 日程第33 議案第30号 平成31年度身延町下水道事業特別会計予算
 日程第34 議案第31号 平成31年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算
 日程第35 議案第32号 平成31年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算
 日程第36 議案第33号 平成31年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算
 日程第37 議案第34号 平成31年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算
 日程第38 議案第35号 平成31年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
 日程第39 議案第36号 平成31年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
 日程第40 議案第37号 平成31年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算
 日程第41 議案第38号 平成31年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
 日程第42 議案第39号 平成31年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
 日程第43 議案第40号 平成31年度身延町西嶋財産区特別会計予算
 日程第44 議案第41号 平成31年度身延町曙財産区特別会計予算
 日程第45 議案第42号 平成31年度身延町大河内地区財産区特別会計予算
 日程第46 議案第43号 平成31年度身延町下山地区財産区特別会計予算

以上の21議案は当初予算案でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について提案を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは、議案第23号から議案第43号まで平成31年度当初予算21議案についてご提案申し上げます。

議案第23号 平成31年度身延町一般会計予算について

議案第24号 平成31年度身延町国民健康保険特別会計予算について

議案第25号 平成31年度身延町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第26号 平成31年度身延町介護保険特別会計予算について

議案第27号 平成31年度身延町介護サービス事業特別会計予算について

議案第28号 平成31年度身延町簡易水道事業特別会計予算について

議案第29号 平成31年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算について

議案第30号 平成31年度身延町下水道事業特別会計予算について

議案第31号 平成31年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算について

議案第32号 平成31年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第33号 平成31年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第34号 平成31年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第35号 平成31年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第36号 平成31年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第37号 平成31年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第38号 平成31年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第39号 平成31年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第40号 平成31年度身延町西嶋財産区特別会計予算について

議案第41号 平成31年度身延町曙財産区特別会計予算について

議案第42号 平成31年度身延町大河内地区財産区特別会計予算について

最後となりますが議案第43号 平成31年度身延町下山地区財産区特別会計予算について平成31年度当初予算案につきましては、以上でございます。

なお、議案第32号から議案第43号までの財産区特別会計予算につきましては、内容説明を省略させていただきまして、議案第23号から議案第31号については財政課長より内容説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（柿島良行君）

議案第23号から議案第31号までの内容説明を求めます。

なお、配布してあります議案内容説明省略議案により議案第32号から議案第43号について内容説明は省略をします。

それでは、議案第23号から議案第31号まで一括して内容説明を求めます。

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

議案第23号から議案第31号までの平成31年度身延町一般会計および特別会計当初予算について、お手元の概要書により説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

議案第23号 平成31年度身延町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億8,810万円といたしました。

歳入予算について、ご説明いたします。

1款町税は、町税全体で13億3,133万4千円を見込みました。予算編成にあたり個人住民税、法人住民税については、人口減少や地方における雇用情勢の厳しさはあるものの、景気の穏やかな回復傾向と新規企業の参入や業績も回復傾向にあることから、前年度予算と同額を見込みました。

固定資産税については、大規模償却資産の償却等に伴い前年度から1,200万円の減といたしました。

軽自動車税については、保有台数の減少に伴い前年度から102万円の減といたしましたが、地方税法の改正により平成31年10月1日から適用される環境性能割を新設し、170万円を見込みました。

2 款地方譲与税から 1 2 款交通安全対策特別交付金は、地方財政計画等に基づき所要額を見込みました。

特に 8 款自動車取得税交付税は、自動車取得税が平成 3 1 年 9 月 3 0 日に廃止されることから 1, 0 1 0 万円の減といたしました。

9 款環境性能割交付金は、環境性能割が平成 3 1 年 1 0 月 1 日から施行されることから 3 8 0 万円を見込みました。

本町の主要な一般財源として、1 1 款地方交付税を 3 6 億円計上したところであります。

なお、平成 3 1 年度で合併算定替えによる優遇措置は終了することとなります。

1 3 款分担金及び負担金は、児童・社会福祉施設等の施設利用者負担金や小中学校給食費負担金の所要額を計上いたしました。

1 4 款使用料及び手数料は、各公共施設使用料ならびに窓口事務手数料等の所要額を計上いたしました。

1 5 款国庫支出金のうち国庫補助金については、町が事業主体となって実施する事業について所要額を計上し、特に地方創生推進交付金は、あけぼの大豆による六次産業化事業を推進するため 1, 1 2 9 万 5 千円、ならびにみのぶ自然の里事業を推進するため 9 9 3 万 2 千円を計上いたしました。

また、プレミアム付き商品券事務費補助金を 8 1 0 万円、ならびにプレミアム付き商品券事業費補助金 1, 5 5 5 万円は、平成 3 1 年 1 0 月 1 日から税率が 1 0 % に増税される消費税に対する国の経済対策事業の財源として計上いたしました。

2 ページをご覧ください。

1 6 款県支出金のうち県補助金は、国県の制度に伴う補助金を計上いたしました。

主な補助金の内容は資料にあるとおりでございます。ご覧ください。

県委託金は統計、移譲事務、選挙費等の委託金を計上し、平成 3 1 年度として実施する事業といたしましては、統計調査費委託金のうち農林業センサス委託金 2 3 9 万 5 千円を計上し、選挙費委託金のうち県議会議員選挙費委託金を 9 7 6 万円、参議院議員選挙費委託金を 1, 2 4 7 万円を計上したところでございます。

1 7 款財産収入は町有財産の土地建物等の貸付収入および基金運用利子を計上いたしました。

1 8 款寄附金は一般寄附金ならびに指定寄附金を計上し、指定寄附金は、ふるさと納税制度による寄附金を含むものであります。

1 9 款繰入金は、各基金から使途に応じて繰入所要額を計上いたしました。特に佐野實地域振興基金繰入金 1 千万円は子育て支援医療助成事業に充当し、まちづくり振興基金繰入金 4, 1 2 0 万円は合併 1 5 周年記念事業等に充当いたしました。

2 0 款繰越金は、前年度繰越金として 2 億 9, 5 7 4 万 9 千円を見込みました。

3 ページをご覧ください。

2 1 款諸収入は、町預金利子や諸施設の売上金等の雑入所要額を見込みました。

特に商工費雑入において、新規事業としてプレミアム付き商品券販売収入 6, 2 2 0 万円を計上いたしました。

2 2 款町債は、総額で 9 億 2, 8 3 0 万円といたしました。町債の内訳といたしましては、臨時財政対策債 1 億 9 千万円です。これは地方交付税の振替分で一般財源となります。合併特例事業債は 4 億 8, 1 0 0 万円、過疎対策事業債は 2 億 4, 4 1 0 万円、辺地対策事業債は 1,

320万円をそれぞれ計上し、町債充当の対象となる事業は資料のとおりでございますので、ご覧ください。

4ページをご覧ください。歳出予算についてご説明いたします。

1款議会費7,339万8千円は、議会運営に係る年間諸経費を計上いたしました。

2款総務費に19億6,539万2千円を計上いたしました。主な事業として、1項総務管理費15億2,924万3千円のうち、企画費は第2期まち・ひと・しごと総合戦略策定費や現在、取り組みを進めている総合戦略の検証を行う所要額、ならびにふるさと納税に対する返礼品に係る所要額や田舎暮らし体験施設や分譲宅地事業関係経費を計上いたしました。

また、平成31年度新規事業として、温泉を活用した健康増進施設PFI導入可能性調査業務委託費を計上したところであります。

まち・ひと・しごと創生事業費は、起業支援および新規事業所誘致事業や農業振興による六次産業化事業、観光資源の魅力アップ事業等のアクションプランにより推進する事業費を計上いたしました。

特に、子育て世代の負担軽減や教育環境を充実させるとともにあけぼの大豆による所得向上対策等にも積極的に取り組み、移住定住の促進強化、また交流人口の増加を促進する予算とし、身延町の魅力を町外に発信するため、しだれ桜の里づくり事業等についても充実させた予算といたしました。

また、新規事業といたしましては、平成31年度から小中学校の修学旅行経費の全額を町が負担することといたしました。

合併15周年記念式典事業費は、合併15周年にあたり記念式典ならびに記念事業を実施するための所要額を計上いたしました。またプレミアム付き商品券費は、平成31年10月1日から税率が10%に増税される消費税に対する国の経済対策事業として実施される所要額を計上したところでございます。

5ページをご覧ください。

4項選挙費2,534万6千円のうち山梨県議会議員選挙費は、4月執行予定の山梨県議会議員選挙関係経費として計上し、参議院議員選挙費は、7月執行予定の参議院議員選挙関係経費を計上したものであります。

7項国土調査費1億2,439万4千円は、平成31年度調査区として市之瀬第1、常葉第8、宮木第3、八日市場第2となり調査区の原因作成、測量業務等を実施するものであります。

8項支所及び出張所費1億1,885万5千円のうち下部支所費は、下部支所、久那土出張所、古関出張所等の運営および施設の維持管理経費を計上し、身延支所費は身延支所等の運営および施設の維持管経費を計上いたしました。

3款民生費に21億8,147万4千円を計上いたしました。

6ページをご覧ください。

1項社会福祉費16億2,896万1千円のうち高齢者福祉費は、高齢者に係る生活支援事業やシルバー人材センター運営負担金、ならびに老人クラブ補助金等の所要額を計上いたしました。

障害福祉費は、障がい児や障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境づくりに取り組むため、地域生活支援事業費や障害者自立支援給付費等に係る所要額を計上いたしました。

2項児童福祉費5億5,251万2千円のうち児童福祉費は、子どもたちの健全育成等を図るための所要額を計上し、特に子育て支援医療費助成として18歳までの医療費無料化やひとり親家庭への医療費助成のさらなる充実を図るため、新たに入院時食事療養費について、助成金支給に係る所要額を計上したところであります。また、平成32年度を始期とする第2期身延町子ども・子育て支援計画を策定する所要額を計上したところであります。

さらに常葉保育所、久那土保育所、静川保育所、原保育所4施設の管理運営費を計上するとともに私立保育園の大野山保育園、下山立正保育園への保育業務委託費等を計上し、子どもたちの保育環境の整備と充実を図りました。

4款衛生費に9億1,893万1千円を計上いたしました。1項保健衛生費2億8,334万6千円のうち、予防費は生活習慣病やがん予防対策を推進し、町民が生涯を通じて健康で元気な生活が送れるよう特定健康診査等の所要額を計上するとともに感染症等の予防を図るため、従来の高齢者予防接種に加え、新たに一定年齢に該当する男性を対象とした風疹抗体検査等の予防接種事業費も計上いたしました。

7ページをご覧ください。

2項清掃費2億2,703万5千円は、主に峡南衛生組合への負担金でございます。

3項簡易水道運営費4億855万円は中之倉営農飲雑用水施設、釜額飲料水供給施設、峯山簡易給水施設、沢飲料水供給施設の管理運営費を計上するとともに、簡易水道事業特別会計への繰出金の所要額を計上いたしました。

6款農林水産業費に2億7,259万6千円を計上いたしました。1項農業費1億8,860万7千円のうち農業委員会費は農業委員、農地利用最適化推進委員で構成される農業委員会の運営経費を計上し、農業振興費は主に優良農地の保全や集約化、遊休農地の活用、鳥獣害防止対策等に係る所要額を計上いたしました。

農業土木費は農業基盤整備に向けて、中山間地域総合整備事業、耕作放棄地等再生整備支援事業等の事業費を計上いたしました。

8ページをご覧ください。

2項林業費8,398万9千円のうち林業振興費はシカ、イノシシ、サル等の有害鳥獣捕獲、ならびに猟友会活動経費を計上いたしました。

林業土木費は、生活基幹林道三石山線や富士見山線等の維持管理や流路工等による治山事業費等の予算を計上いたしました。

7款商工費に1億1,419万7千円を計上いたしました。

2項観光費8,530万7千円は町内観光の振興を図るため、下部観光協会事業、ならびに身延山観光協会事業に対する補助金やヤマメまつり、身延山万灯行列等の地域活性化イベントへの補助に係る所要額を計上するとともに、観光パンフレット作成やインバウンド対策費等の観光宣伝事業費を計上したところであります。

8款土木費に7億5,954万7千円を計上いたしました。

2項道路橋梁費2億2,100万5千円のうち、道路橋梁維持費は町道管理として道路台帳を整備するとともに除草等の維持管理費を計上し、区長要望による各地区道路整備工事費を計上したところであります。

道路橋梁新設改良費は町道大道市之瀬線、町道西村平線、町道静川大須成曙線の改良工事等の所要額を計上し、社会資本整備総合交付金事業として橋梁点検業務、ならびに大橋橋、これ

は大塩地内でございますが、ほか3橋の橋梁修繕や町道田原鴨狩線道路改良工事の所要額を計上したところでございます。

9ページをご覧ください。

5項住宅費6,293万9千円は、町営住宅の西嶋団地をはじめとする15団地および町有住宅相又団地を維持管理する所要額を計上し、特に平成31年度は八日市場団地において浴室内壁改修工事、ならびに飯富団地解体工事の所要額を計上しました。

また、木造住宅の耐震診断を支援するとともに、本造住宅耐震改修事業等を補助する所要額を計上いたしました。

9款消防費に2億3,449万6千円を計上いたしました。

1項消防費1億2,716万円のうち、非常備消防費は消防団活動費として報酬および出動手当、分団運営交付金、各分団詰所等の維持管理費を計上するとともに、特に平成31年度において、新基準の防災性を備えた消防団活動服をすべて新調する所要額を計上したところでございます。

消防施設費は、丸滝地内に耐震性貯水槽2基の設置工事費および普通消防積載車1台、軽消防積載車1台、可搬式消防ポンプ5台を整備することといたしました。

3項防災費1億706万円は、大規模災害時の発生に備え災害用備蓄品等購入に係る所要額を計上するとともに防災無線設備の維持管理費を計上し、特に平成31年度におきましてはハザードマップを更新するための所要額を計上いたしました。

10ページをご覧ください。

10款教育費に9億257万9千円を計上いたしました。

1項教育総務費2億2,279万7千円のうち、事務局費は学校統合に伴う通学対策費や児童生徒の遠距離通学に対する補助金、教育研修センターの維持管理費、また生徒の総合的な学力向上を目的とした向学館の開設経費、イングリッシュキャンプ事業費、芸術鑑賞会開催費等の所要額を計上したところであります。

2項小学校費は1億825万5千円を計上しまして、そのうち学校管理費は身延清稜小学校、下山小学校、身延小学校における学校管理費等の所要額を計上し、教育委員会学校管理費において、平成31年度は教職員用パソコンをすべて更新する所要額を計上いたしました。

3項中学校費は6,748万3千円を計上し、そのうち学校管理費は、身延中学校における学校運営管理費の所要額を計上し、教育委員会学校管理費において小学校と同様に教職員用パソコンのすべてを更新する所要額を計上いたしました。

また、新身延中学校建設に向けて整備基本計画策定支援業務委託費等の所要額を計上したところであります。

11ページをご覧ください。

4項社会教育費1億2,112万6千円のうち、公民館費において旧大河内小学校複合用途改修実施設計業務委託費を631万3千円を計上しました。

図書館費におきましては、図書館情報ネットワークシステムを新たに更新するための所要額を計上しております。

5項文化振興費2億3,891万5千円のうち、総合文化会館費において施設管理として施設内のロータリーおよび駐車場の舗装工事費を計上いたしました。

6項保健体育費4,756万5千円のうち、勤労青年センター管理費は平成31年度から直

接維持管理する所要額を計上いたしました。

12ページをご覧ください。

12款公債費に4億703万4千円を計上いたしました。

1項公債費は長期借入金の元利償還金等でございます。

13款諸支出金に3億4,585万2千円を計上いたしました。

1項基金費3億4,585万2千円は、財政調整基金外18基金の元金および利子を積み立てる所要額を計上し、特に平成31年度は合併特例事業を活用した「まちづくり振興基金」の元金を3億3,516万8千円を積み立て、平成31年度で合併特例事業債を活用した元金の積み立てがすべて完了することとなります。

13ページをご覧ください。

次に議案第24号 平成31年度身延町国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億7,826万8千円といたしました。

国民健康保険制度において、平成30年度から県が財政運営主体となり、効率的な事業の確保等国保運営の中心的な役割を担っておりますが、保険税の賦課・徴収および保健事業は従来どおり町が行うことから、本町における国保運営の健全化や医療費の適正化を考慮した予算といたしました。

次に議案第25号 平成31年度身延町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,674万6千円といたしました。

後期高齢者医療制度に基づき、県後期高齢者医療広域連合と連携した予算といたしました。

次に議案第26号 平成31年度身延町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億4,774万1千円といたしました。

介護保険制度を円滑に実施するため、平成30年度から平成32年度を実施期間とする第7期介護保険事業計画に基づき、介護保険財政の健全化を図るとともに、地域包括支援センターを中心に、介護予防や相談支援事業を推進する予算編成といたしました。

次に議案第27号 平成31年度身延町介護サービス特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,149万4千円といたしました。

介護予防支援事業や介護予防ケアマネジメント事業を実施する予算でございます。

次に議案第28号 平成31年度身延町簡易水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,002万5千円といたしました。

簡易水道事業の適正な運営を図り、安全な飲料水の確保および安定供給に努めた予算とし、平成31年度の簡易水道建設費として3億1,688万7千円を計上し、中富西部簡水、大城簡水、身延中央簡水、大島簡水の給・配水布設工事等を実施いたします。

次に議案第29号 平成31年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,072万9千円といたしました。

農業集落排水施設、小規模集合排水施設、戸別浄化槽整備施設の維持管理に係る所要額を計上したところでございます。

14ページをご覧ください。

次に議案第30号 平成31年度身延町下水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,993万2千円といたしました。

中富下水道施設、帯金・塩之沢下水道施設、角打・丸滝下水道施設、身延下水道施設、下部

下水道施設の維持管理に係る所要額を計上するとともに、平成31年度は、下水道事業の公営企業会計移行基礎調査費および機能診断、施設等の劣化予測を立て、適切な対策工法のシナリオを策定し、ライフサイクルコストの低減効果が高い保全対策方法の計画を策定するストックマネジメント全体計画を策定する予算を計上したところであります。

次に議案第31号 平成31年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ881万9千円といたしました。

奥の湯高温源泉の安定的な供給に資する予算といたしました。

以上で議案第23号から議案第31号までの説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で、町長の提案と担当課長の内容説明が終わりました。

-
- 日程第47 同意第1号 身延町第一日影みそね沢山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について
日程第48 同意第2号 身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について
日程第49 同意第3号 身延町大久保外七山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について
日程第50 同意第4号 身延町仙王外五山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について
日程第51 同意第5号 身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について
日程第52 同意第6号 身延町西嶋財産区管理委員会委員の選任について
日程第53 同意第7号 身延町曙財産区管理委員会委員の選任について
日程第54 同意第8号 身延町下山地区財産区管理委員会委員の選任について

以上の8案件は財産区管理委員会委員の選任の件でありますので、一括して議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは、同意第1号から同意第8号までの提案理由について説明を申し上げます。

まず同意第1号 身延町第一日影みそね沢山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任についてであります。

身延町第一日影みそね沢山恩賜林保護財産区管理委員会委員に下記の者を選任したいので、身延町恩賜県有財産保護財産区管理委員会条例第3条の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

記

身延町第一日影みそね沢山恩賜林保護財産区管理委員会委員

住所と氏名のみ読み上げたいと思います。生年月日、敬称については略させていただきます。

身延町西嶋496番地、野中邑浩。

身延町西嶋1530番地9、笠井眞一。

身延町西嶋1193番地1、望月賢彦。

身延町西嶋1744番地、望月得夫。

身延町西嶋1132番地4、佐野夏樹。

身延町西嶋597番地、笠井政一。

身延町西嶋1831番地、佐野富人。

提案理由を申し上げます。

身延町第一日影みそね沢山恩賜林保護財産区管理会委員の任期が平成31年5月7日をもって満了するため、新たに委員を選任したい。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に同意第2号 身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区管理会委員の選任についてであります。

身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区管理会委員に下記の者を選任したいので、身延町恩賜県有財産保護財産区管理会条例第3条の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

記

身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区管理会委員

身延町大塩2011番地、佐野公臣。

身延町大塩1945番地、依田俊郎。

身延町大塩1581番地、神宮司建夫。

身延町大塩1341番地1、望月明夫。

身延町大塩1955番地、依田利治。

身延町平須2116番地、神宮寺七三。

身延町久成4859番地、大森恒由。

提案理由を申し上げます。

身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区管理会委員の任期が平成31年5月7日をもって満了するため、新たに委員を選任したい。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に同意第3号 身延町大久保外七山恩賜林保護財産区管理会委員の選任についてであります。

身延町大久保外七山恩賜林保護財産区管理会委員に下記の者を選任したいので、身延町恩賜県有財産保護財産区管理会条例第3条の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

記

身延町大久保外七山恩賜林保護財産区管理会委員

身延町江尻窪1396番地、遠藤嘉一。

身延町中山1637番地、佐野利男。

身延町中山34番地、山中一義。

身延町遅沢1843番地、川崎繁美。

身延町福原120番地、望月敏雄。

身延町矢細工1308番地、佐野優。

身延町古長谷536番地、佐野光伯。

提案理由を申し上げます。

身延町大久保外七山恩賜林保護財産区管理会委員の任期が平成31年5月7日をもって満了するため、新たに委員を選任したい。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に同意第4号 身延町仙王外五山恩賜林保護財産区管理会委員の選任についてであります。身延町仙王外五山恩賜林保護財産区管理会委員に下記の者を選任したいので、身延町恩賜県有財産保護財産区管理会条例第3条の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

記

身延町仙王外五山恩賜林保護財産区管理会委員

身延町粟倉852番地、深沢英身。

身延町下山2371番地2、松木義幸。

身延町下山2473番地1、遠藤芳樹。

身延町下山1897番地、石川浩一。

身延町下山6540番地、望月正志。

身延町下山5247番地1、木内正美。

身延町下山261番地1、高氏充。

提案理由を申し上げます。

身延町仙王外五山恩賜林保護財産区管理会委員の任期が平成31年3月23日をもって満了するため、新たに委員を選任したい。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に同意第5号 身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区管理会委員の選任についてであります。

身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区管理会委員に下記の者を選任したいので、身延町恩賜県有財産保護財産区管理会条例第3条の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

記

身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区管理会委員

身延町小田船原1273番地、遠藤勝見。

身延町小田船原2363番地、大村一広。

身延町相又753番地、市川徳一。

身延町大城730番地、大野久方。

身延町相又1613番地1、望月武。

身延町門野1099番地、鴨狩博文。

身延町大城440番地1、望月一秋。

提案理由を申し上げます。

身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区管理会委員の任期が平成31年3月23日をもって満了するため、新たに委員を選任したい。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に同意第6号 身延町西嶋財産区管理会委員の選任についてであります。

身延町西嶋財産区管理会委員に下記の者を選任したいので、身延町財産区管理会条例第3条の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

記

身延町西嶋財産区管理会委員

身延町西嶋496番地、野中邑浩。

身延町西嶋1530番地9、笠井眞一。

身延町西嶋1193番地1、望月賢彦。

身延町西嶋1744番地、望月得夫。

身延町西嶋1132番地4、佐野夏樹。

身延町西嶋597番地、笠井政一。

身延町西嶋1831番地、佐野富人。

提案理由を申し上げます。

身延町西嶋財産区管理会委員の任期が平成31年5月7日をもって満了するため、新たに委員を選任したい。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に同意第7号 身延町曙財産区管理会委員の選任についてであります。

身延町曙財産区管理会委員に下記の者を選任したいので、身延町財産区管理会条例第3条の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

記

身延町曙財産区管理会委員

身延町江尻窪1396番地、遠藤嘉一。

身延町中山1637番地、佐野利男。

身延町中山34番地、山中一義。

身延町遅沢1843番地、川崎繁美。

身延町福原120番地、望月敏雄。

身延町矢細工1308番地、佐野優。

身延町古長谷536番地、佐野光伯。

提案理由を申し上げます。

身延町曙財産区管理会委員の任期が平成31年5月7日をもって満了するため、新たに委員を選任したい。

これがこの議案を提出する理由でございます。

最後になります。次に同意第8号 身延町下山地区財産区管理会委員の選任についてであります。

身延町下山地区財産区管理会委員に下記の者を選任したいので、身延町財産区管理会条例第3条の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

記

身延町下山地区財産区管理会委員

身延町粟倉852番地、深沢英身。

身延町下山2371番地2、松木義幸。

身延町下山2473番地1、遠藤芳樹。

身延町下山1897番地、石川浩一。

身延町下山6540番地、望月正志。

身延町下山5247番地1、木内正美。

身延町下山261番地1、高氏充。

提案理由を申し上げます。

身延町下山地区財産区管理会委員の任期が平成31年3月23日をもって満了するため、新

たに委員を選任したい。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上であります。ご審議の上、ご同意をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（柿島良行君）

以上で、提案理由の説明が終わりました。

本案については人事案件のため内容説明は省略します。

以上をもちまして、本日の議事日程は終了しました。

これをもちまして、本日は散会といたします。

ご苦労さまでございました。

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午後12時18分

平成 3 1 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 6 日

平成31年第1回身延町議会定例会（2日目）

平成31年3月6日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1番	伊藤雄波	2番	伊藤達美
3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二	6番	田中一泰
7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓	10番	福與三郎
11番	渡辺文子	12番	川口福三
13番	広島法明	14番	柿島良行

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月幹也	副	町	長	瀧本勝彦															
教	育	長	鈴木高吉	総	務	課	長	笠井祥一													
会	計	管	理	者	村	野	浩	人	企	画	政	策	課	長	高	野	博	邦			
交	通	防	災	課	長	千	頭	和	康	樹	財	政	課	長	遠	藤	基				
税	務	課	長	小	笠	原	正	人	町	民	課	長	熊	谷	司						
福	祉	保	健	課	長	穂	坂	桂	吾	観	光	課	長	佐	藤	成	人				
子	育	て	支	援	課	長	大	村	隆	産	業	課	長	望	月	真	人				
建	設	課	長	水	上	武	正	土	地	対	策	課	長	埜	村	公	文				
環	境	上	下	水	道	課	長	羽	賀	勝	之	下	部	支	所	長	望	月	由	香	里
身	延	支	所	長	柿	島	利	巳	学	校	教	育	課	長	伊	藤	克	志			
生	涯	学	習	課	長	深	沢	教	博												

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会議務局長 佐野和紀
録音係 望月融

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまです。

出席議員が定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第2号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

なお、鈴木教育長から教員人事協議のため午後から欠席する旨の申し出がありましたので報告します。

次に広報編集委員長から議会広報編集のための写真撮影の申し出がありましたので、これを許可しましたので報告をいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 一般質問。

通告の1番、伊藤達美君の一般質問を行います。

伊藤達美君の質問を許します。

登壇してください。

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

通告質問要旨に基づきまして、ただいまより一般質問を行います。

まず今日は6つにそれぞれ項目が分かれておりまして、できるだけ簡潔にご答弁いただければありがたいと思います。

まず1番目でございますが、職員の人事評価制度についてでございます。

地方公務員法の一部改正がございまして、職員の能力および実績に基づく人事管理の徹底が規定されております。能力本位の任用制度の確立、それから人事評価制度の導入、分限理由の明確化等々が求められることになったわけでございますが、これは職員の任用が人事評価その他の能力の実証に基づいて行われるべきものであることを意味するものであります。すなわち導入されるべき人事評価制度は職員がその職務を遂行したことにより、その際に発揮した能力および挙げた業績を把握した上で、これを任用、給与、分限その他、人事管理の基礎とすべきものでございます。

そこで、これに応えられる人事評価制度の整備が必要となりますけれども、本町における人事評価制度の、その内容についてまずお尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

議員がおっしゃいますように、平成26年度に地方公務員法の改正が行われまして能力および実績に基づく人事管理の徹底が規定をされました。それを受け、本町では平成28年4月1日に身延町職員人事評価実施規程を制定し施行し、人事評価制度の本格導入を進めております。

人事評価は能力評価と業績評価の結果を総合的に考慮し、各所属長による一次評価、調整者である副町長、または教育長による評価の補正を経まして、最終評価者の町長が評価の最終的な決定を行っております。この評価結果は、翌年度の勤勉手当および昇給の基礎資料として活用しております。

評価の課程では、関係条例等に基づき身延町行政改革大綱や身延町人材育成基本方針、人事評価ガイドブックを策定して統一的な評価を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

そこで人事評価制度が適正に運用されるためには、その仕組みづくりが必要でございますけれども、それがどのように実施をされ運用されているか、お尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

人事評価の具体的な実施方法につきましては、まず各所属長が課の組織目標を設定し、その組織目標に基づいて職員が個々に業務目標を設定しております。

目標設定にあたっては、所属長が面談を行って課の組織目標との整合性を確認しております。評価にあたっては、職員がS、A、B、C、Dの5段階で自己評価を行い、一次評価者であります所属長が面談を通じて一次評価を行います。出先機関等につきましては、担当リーダークラスを補助者に定めまして、一次評価の補助を行う場合もございます。その後調整者である副町長、または教育長が一次評価の不均衡等の調整を行い、最終評価者である町長が最終的に審査し評価を確定していきます。評価結果は当該職員に開示し、必要に応じて面談を行う場合もあります。この結果に不服がある場合は、苦情相談を行うことができることになっております。

なお、評価にあたって統一性を確保し、適正な評価を行っていくためにここ数年、年1回、所属長および主幹クラスを対象に評価者研修を実施しております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

その人事評価制度でございますけれども、それが任用とか給与とか分限とか、より具体的に

どのような形で反映をされているのか、お尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

人事評価の処遇反映につきましては、本町では先ほど申しましたようにS、A、B、C、Dの5段階評価となっており、当該年度の評価により翌年度の勤勉手当および昇給の基礎資料として活用し反映をさせております。

B評価が基準となっており、それより優れている場合はA評価に格付けされ、抜群に優れている場合につきましては、S評価に格付けされることとなります。逆にB評価より劣る場合はC評価に格付けされ、さらに劣っている場合につきましてはD評価に格付けされることとなります。この格付けにより勤勉手当の支給率および定期昇給の昇給する号数が決定されることとなっております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

続きまして、職員の人材育成について質問をいたします。

地方分権への対応や厳しい財政状況を克服するための行財政改革の推進や人口減少抑止に関連する施策、緊急を要する問題が山積をいたしております。身延町を取り巻く環境、社会経済の環境は年々厳しさを増しております。移住定住施策展開など職員には高度な専門知識や能力が求められております。

このような厳しい時代を乗り切るため、これまで以上に私は人材育成が重要になってきているというふうに考えておまして、そこで人材育成をより実効性のあるものにするため、本町においては、どのような基本的な考え方に基づいて人材育成がなされているか、まずお尋ねを申し上げます。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

人材育成につきましては、身延町行政改革大綱を策定して、身延町人材育成基本方針を基本に人材育成制度を実施しております。

計画プラン・実行ドゥ・評価チェック・見直しアクションのPDCAサイクルを取り入れ、身延町人材育成基本方針のテーマでもございます地方分権時代にふさわしい基礎能力、分析力、実行力を持ち、町民の皆さまから信頼される自治体職員を育成し、自治体経営としての組織力の向上を図るとともに、住民サービスの向上を目指し、町民の皆さまの満足度を向上させることを基本として人材育成に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

人材育成の中で、研修制度につきましては、これは極めて重要なものであるというふうに理解をいたしております、その研修制度につきましては、日常の業務に就きながら行う教育訓練（On The Job Training）と、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練（Off The Job Training）がございますけれども、その実施状況についてお尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

職場研修On J Tにつきましては、職場において上司、先輩等が仕事をとおして、また仕事に関連させながら新任職員や部下を育成・指導するものでありまして、日ごろから日常業務の中で行われているものでございます。

職場外研修Off J Tにつきましては、市町村職員研修所が実施する研修を1人1研修以上受講する取り組みを行っております。市町村職員研修所の研修は階層研修として新任研修から管理職研修まで26科目が設定され、能力開発研修では文書法制や政策形成など43科目、そのほかに県職員研修所主催研修など合計で88科目の研修があり、平成29年度は延べ259人の職員が受講をしております。平成29年度の職員数は205人であり1人当たり1.26回受講したこととなっております。また本町独自開催の研修といたしまして、新採用職員を対象とした研修や人事評価の評価者研修など16科目を実施しており、延べ319人の職員が受講しているところでございます。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

その研修等につきましては、その成果が問題でございますので、そのへんをよく把握してこれからの研修内容について吟味をしていただきたい。

そこで、私とすれば、より実践的で専門的な知識・知見の習得のためには、職員の上級官庁や、それから企業等への派遣が考えられるわけでございますけれども、本町の派遣制度についてお伺いをするとともにとりわけ私は民間企業への職員の派遣が極めて重要だと。つまり経営能力を磨くということが、これからの町政にとっては極めて必要なことでございます。民間企業への職員の派遣は今後考えているか、併せてお伺いをいたします。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

職員の派遣制度につきましては、地方自治法第252条の17に規定をされております普通地方公共団体、相互の派遣制度のほか公益的法人等への身延町職員の派遣等に関する条例および身延町職員の企業等派遣研修実施要綱に基づき、職員の派遣を行うこととなっております。

平成30年度の主な派遣先につきましては、山梨県本庁および出先機関へ4名、NPO法人

みのぶ観光センターへ1名を派遣しております。

民間への派遣でございますけれども、身延町職員の企業等派遣研修実施要綱に基づき、職員を民間企業へ派遣した実績はございません。民間企業への職員の派遣につきましては、山梨県が行っているようでありますので、派遣状況を確認し、今後、本町でも検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

上級官庁への派遣はもとより、先ほど申したとおり例えば6カ月でも結構でございます。民間企業への派遣をぜひとも考えていただいて、民間企業の厳しさというものを習得するようにご努力をお願いいたします。

次に職員の外部からの人材登用について、お尋ねをいたします。

時代は激しく変化をいたしております、科学技術、とりわけ通信情報技術分野、ICTでございますけれども、想像を超える速さでこれは進展しております。具体的には人工知能AIでありますとか、IOTでございます。インターネットのこと等々でございますけれども、これからの町の将来を考えますと、これら科学技術を利用した施設の展開が不可欠になるだろうというふうに推測いたしますし、また地域活性化策でございますとか、地域資源を活用した起業サポートの支援、さらには集客施設の管理運営などにおいては、内部の人材では対応が困難な場合が見受けられます。これら部門では企業において豊富な経験を持つ民間人のネットワークや経営ノウハウを求めることが私は極めて重要であるというふうに考えておりますが、そのような場合においては、私は外部から専門的な人材を採用することが最良の方法だというふうに私は常々考えておりますけれども、外部人材の登用についての基本的な考え方をお示し願いたいと思います。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

高度な専門的な知識、経験または優れた見識を有する人材を登用するための考え方につきましては、地方公共団体の一般職の採用に関する法律に基づきまして、身延町一般職の任期付き職員の採用に関する条例によることとなりますが、平成19年12月に条例を制定以来、この条例に基づき職員を採用した実績はございません。

今後、人口減少がさらに進み、われわれ自治体職員の減少も想定される中で作業効率の向上、地域課題の解決や地域の活性化に人工知能等を活用していくことは、非常に重要になってくると考えます。

現在、情報通信などの業務につきましては、峡南広域行政組算センターが中心となり、各町連携して取り組んでおり、専門的な知識・技術が必要となる業務や施設管理等につきましては、業務委託や指定管理により対応しておりますが、今後外部から専門的な人材を採用していくことも検討が必要だと感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

検討も結構でございますけれども、私は必要な部門にはどんどん外部人材を登用していただいて、問題解決にあたってもらいたい。やっぱり問題解決にはスピードとそれから決断力が必要でございます。

そういう中で、現状においてどのような部門に外部人材の登用が想定されるのか。また、その場合の採用方法でございますとか、身分の保障についてお尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

県内市町村におきまして、外部人材の登用を行っている部門では防災関係での防災専門官があり、5市3町村で設置をしております。採用につきましては選考により採用し、身分につきましては、職員に準ずる内容となっているようであります。また、県レベルでは情報化推進やコンピューターセキュリティ業務などのC I O最高情報責任者として雇用をしている例もあるようであります。

高度な専門的な知識・経験や優れた識見を持つ方を登用することは極めて意義深く、職員にもよい刺激となることが期待できると思います。本町でも今後、県や他市町村の状況も参考としながら検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

科学技術に関連する専門的な知識、知見を持つ人の採用についてはもちろんのこと、先ほど申し上げたとおり、私はやっぱり経営ノウハウ、これからますます重要になるわけでございます。そういう人材、民間人のネットワーク、それから経営ノウハウが求められるわけございまして、ぜひともそういう部門についても積極的な外部人材の登用をお願いいたしたいと思っております。

次に、みのぶ自然の里運営にかかります委託事業でございますけれども、とりわけコンサルティング会社への経営指導委託業務について、お尋ねをいたします。

みのぶ自然の里につきましては、平成30年2月にオープンしたわけございまして、1年と数カ月、経過をしております。

昨年3月の定例議会におきまして、私は集客について旅行代理店等と提携しているかという問いに観光課長は旅行代理店との提携についてはJ T Bをお願いしており、その内容は、集客についてのノウハウやホームページの作成、予約システムの構築等で協力をいただいていると答えておりますけれども、1年を経てその成果はどのようなものであったのか、より具体的に説明をお願いいたしたいと思っております。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

JTBとは販売促進施策業務、Webサイトの運営業務、研修業務、施設運営コンサルティング業務の4つの委託契約をしております。

はじめに販売促進施策業務についてでございますが、PRイベントの開催、出店を9月21日、22日、23日、東京のビッグサイトにて開催いたしました。身延の魅力フェアを10月7日、8日に東京丸の内KITTEで開催したところでございます。このほかネットの広告、yahoo、google、ディスプレイ広告を掲載していただきました。

次にWebサイトの運営についてです。

公式ホームページの運営、維持管理、セキュリティ対策を行っていただいております。宿泊者の増加を図るため、閲覧者に対して最適な掲載コンテンツおよびユーザーの行動を分析し、サイト運営を行っていただいております。サーバーの定期保守および障害発生時の対応。アクセス数や利用者の意見および、その分析結果に基づいて定期的な報告。不正アクセスに対しまして情報漏洩、改ざんを防ぐ措置を取る。システムが常に正常に最新に更新されるよう、十分なウイルス対策等を施すなど、Web全般の運営業務を行っていただきました。

次に研修業務についてです。

3月にインバウンド対応に向けた研修を町内の観光施設等の関係者を対象に開催する予定になっております。

最後に施設運営コンサルティング業務についてでございますが、コンサルタントが月1回、みのぶ自然の里を訪問し、事業の進捗状況の確認および相談や助言を行い、売上向上のための戦略を検討していただいております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

それはあくまでも具体的な業務でございまして、私はその成果を問うておるわけですが、昨年の3月のときの質問で、運営に当たって外部のアドバイザーなどを招聘されているかとの問いに、先ほど課長が述べられたとおり、観光コンサルティング会社である株式会社ビズユニテッド、宮口氏と委託契約を結んでいるというお答えをいたしておりますけれども、1年を経てその成果はどのようなものがあつたのか、より具体的に説明を再度お願いをいたしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

JTBと委託契約を結んでおりますが、その関連会社として観光コンサルティング会社である株式会社ビズユニテッドから指導をいただいております。先ほどの説明と重なる部分があるかと思いますが、具体的には毎月の売上実績、見込み状況等の確認、イベントの開催へのアドバイス。OTA（オンライン・トラベル・エージェント）の運営、および広告の効果的な打ち出し方、方法や経営、経理、顧客管理手法等の助言をいただいております。

昨年12月5日に、国の会計検査院によるみのぶ自然の里の施設改修と指定管理の検査が行われました。この中で国の採択が遅れたこと、また施設の思いがけない修繕が発生しオープンが半年以上遅れ、平成30年2月1日になったことなどを説明いたしました。会計検査院からは国に提出されている申請内容は達成されていないが、昨年の利用人数や売上状況を月で割り戻すと達成している月もあり、おおむね良好な運営であるとの評価もいただいたところです。

平成31年度が実質2年目の運営となりますので、身を引き締めて運営主体であるみのぶ観光センターに対し、観光課としましても運営のサポートを行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

先ほど申したとおり私が問うているのは、具体的な業務内容や会計検査の問題ではございません。業務委託することによって採算性や集客がどういう形で向上、結びついたということを問うているわけでございますが、これに関連しましては、より具体的な数値を資料として今後、ご提出をお願いいたしたいと思っております。

それにつきましてでございますけれども、集客についてコンサルティング会社を活用することが私は必ずしも否定はするつもりはございません。しかしながら、より私は実効性のある仕事をするためには、実効性のある仕事というのは採算性の向上、あるいは集客力の向上でございますけれども、旅行代理店や、それから宿泊施設など民間企業の経験が豊富な人材を外部から登用することが極めて重要であるというふうに常々考えております。役場の皆さん方が頑張っていることも私は承知いたしておりますけれども、やはりその能力には私は限界があると。そういう場合には、先ほどの人材外部登用の質問の中でも申し上げたとおり、やっぱり専門性を持った外部からの人材の登用が必要であるというふうに考えておりますが、今後、外部人材の登用を考えているかどうか。また、町には観光アドバイザー制度がございますけれども、自然の里の集客や増加策、運営方法について、より高いアドバイスを求める考えはあるのかどうか、合わせてお尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えをさせていただきます。

昨年2月1日にオープンして1年を経過しました。外部からの人材登用につきましては、売上や利用状況、宿泊プランの状況、外部委託の成果など分析を踏まえる中で、指定管理であるNPO法人みのぶ観光センターと協議しながら、さらなる利用率の向上に向けて検討してまいりたいと思っております。

また、観光アドバイザー制度につきましては、自然の里の運営は実質、2年目に入ったわけですが、利用率の向上に向けて様々な手法について指定管理者であるNPO法人みのぶ観光センターと協議しながら検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

2年目に今度入るわけでございます、自然の里。ますます採算性、集客、厳しく査定をされるかと思っておりますので、今まで以上の努力を重ねていただいて、町民に喜ばれる施設として、それから県外からの皆さん方も喜んで来場していただくような、そういう施策展開をお願いしたいと思っております。

次になかとみ和紙の里等々、集客施設の管理運営についてお尋ねをいたします。

身延町なかとみ和紙の里の管理運営につきまして、私、昨年の3月定例会において質問いたしております。民間活力の導入による指定管理者制度の導入も考えてよろしいのではないかといい聞いてございます。これに対しまして町長は、施設のあり方について民間活力の導入等も含めて、運営委員会等でのご意見を聞く中で慎重に検討していく必要があるというふうに答弁をされております。集客施設の中には、すでに指定管理者制度を導入している施設、例えば言うならばみのぶ自然の里、道の駅しもべ、本栖湖のキャンプ場、ゆばの里等とございますけれども、これら施設の現状分析・問題点等を踏まえ、今後の集客施設の管理運営のあり方についてお尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

深沢生涯学習課長。

○生涯学習課長（深沢教博君）

お答えいたします。

本町では指定管理者制度をみのぶ自然の里や道の駅しもべ、ゆばの里のほか憩いの森キャンプ場やしょうにん通り駐車場、身延山駐車場、総門駐車場など多くの集客施設で導入しております。

指定管理者制度におきましては、民間による経営の合理化が図られ、ひいては公的資金の支出削減および地域住民の満足度向上による地域活性化などが期待されております。これら指定管理施設の現状と問題点でございますが、指定管理者制度は歳月を重ね、多くの効果や制度運用上の改善がされてきましたが、将来を見据えるために今後、懸念される社会環境の変化や想定される諸問題を検討する必要があると思っております。

1つ目には、施設や備品類等の老朽化があります。指定管理者制度の対象となる公の施設の多くは老朽化に伴う修繕費などが年々増加傾向にあり、施設の安全性や施設の機能を著しく損なう劣化も発生してきます。このような状況を回避すべく公の施設の老朽化対策が急務となっているのが現状でございます。

2つ目には指定管理の見直しが挙げられます。近年の変化する社会情勢のもとで、公の施設が担うべき役割、提供されるべき機能を検証し、その中で自治体が担う役割、指定管理者が担う役割を模索し合うことが重要となってきます。公共サービスの質を向上させるという指定管理者制度本来の目的に立ち返り、真に必要な公共サービスに適正なコストを講じていくことが必要と考えております。

3つ目には利用者数および収入の伸び悩みがございます。施設の多くは小中規模で、単独採算性が難しいところではございますが、町内外施設との広域連携や点から線への集客力向上、指定管理者団体の組織強化など、町全体の集客施設や町民の皆さまとの協力・連携などを一層図ってまいりたいと思っております。

これらを踏まえまして、集客施設の管理・運営には指定管理者制度の導入は有効的な手法の

1つであると同時に、問題点の解決に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

今の答弁、ほぼ問題点を捉えておるといふふうには理解をいたしますけれども、今の答弁に関連して、町内の集客施設の一括指定管理について、お尋ねをいたしたいと思います。

本町にある規模の大きな集客施設、8施設ございます。自然の里、本栖湖キャンプ場、道の駅しもべ、温泉会館、ゆばの里、それから和紙の里、金山博物館、門野の湯等々でございます。指定管理者制度を採用している施設が5施設、それから直営施設が3施設でございます。これら施設の今後の運営、すなわち採算性や集客力について、数値に基づいて厳密に分析したわけではございませんけれども、私なりに予測いたしますと一部を除き現状のままでは極めて厳しいものが考えられます。つまり統一した経営戦略も明確ではありませんし、そして指定管理者の質の問題もございまして、指定管理者にすべてを任せておけば、それで済むとは私は思いません。

これら施設が建設されたのが旧町時代ではありますけれども、これは町が建設した以上、これら施設の最終責任は、私は町にあるというふうに思います。存続の可否も含めて、今後のあり方について、私は町が積極的に関与すべきであるというふうに考えております。

中部横断自動車道の静岡までの開通を控え、さらに観光を本町の主要な基幹産業と位置付けるのであれば、これら施設の活性化はなおさら避けて通れない問題でございます。このための最適な処方箋はなかなか見つかりませんが、私とすれば自衛の策として次の提案をいたしておきます。

第三セクターとして公益法人を設立し、この組織が一括してすべての施設の指定管理者としての受け皿になることであります。この法人に対しまして、町が積極的に人的、資金的な支援を行います。そして施設全体の統一したコンセプトを明確にするとともに公益的な旅行商品の造成によりまして、観光客の増加を図る。さらには先ほど申したとおり民間企業の経験がある外部の人材を積極的に登用し、経営努力を促していくこと。このような前向きな運営を進めていくことにより、私は少しずつ収益性を高め、公費の縮減をしていくことが不可欠であるというふうに考えておりますけれども、町長の見解をお聞きいたしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えしたいと思います。

第三セクターにつきましては、自治体と民間企業が共同出資して事業を運営し、自治体の経営負担が軽減されるほか、民間の効率性を行政の公共性に取り入れることができると理解しております。

ご指摘の規模の大きな集客施設につきましては、先ほど議員がおっしゃいましたとおり旧町時代に整備した施設が多いわけでもございまして、各地域との関わりの強い面もあります。町の運営か、それぞれの指定管理者に指定管理をお願いしている状況にありますが、広域的に連携して管理運営を行っていくことの必要性は強く私も感じておりまして、第三セクターもその

1つの手法であると思っております。

現在、それぞれの施設の管理運営につきまして検討を始めているところでありますが、特に下部温泉会館のように施設の更新とともに管理・運営についてもPFIの導入など、合わせて検討している施設もありますので、ご提案の公益法人の設立につきましても今後の参考とさせていただきます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

これは極めて重要な問題でございます。すべての施設というのは、今から維持管理費が増える傾向にあるかと思えます。これは固定費として町の一般財源の比率をどんどん上げていくという問題にもつながってきておまして、極めてスピードをもって、決断力をもって、この運営に当たっていくように、私は再度お願いいたしたいと考えております。

次に最後の質問でございますが、平成31年度予算についてでございます。

わが国の月例経済報告（平成30年1月）によりますと、景気の判断を緩やかに回復していると据え置いております。2012年12月から始まった景気回復の期間について、戦後最小となった可能性があるという指摘し、国際経済面においては中国経済の減速が不安材料でございますが、重荷となり、世界の景気判断を35カ月振りに下方修正をいたしております。

足元では拡大が続く国内景気ではございますが、先行きにはご存じのとおりいろいろなリスクを抱えております。そういう懸念を示しているわけではございますが、一方、国の平成31年度、2019年度予算に関しましては、新経済・財政再生計画で位置づけられた基盤強化期間の初年度となる予算でございます。同計画に基づき歳出改革等、着実に国は取り組むとし、予算編成にあたってはわが国財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き歳出全般にわたって聖域なき徹底した見直しを推進するというふうに述べております。当然、地方においても国の取り組みと基調を合わせて徹底した見直しを進めるというふうに示されておまして、地方財政への影響が懸念されるところでございます。

このような経済財政状況の中で、来年度の町予算編成についての基本的な考え方についてお尋ねをするとともにとりわけ政策的な経費、その中に投資的経費も含まれるわけではございますけれども、主要な事業およびその目標等についてお尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えします。

平成31年度の予算編成についての基本的な考え方ですけれども、次の4項目を基本といたしました。第1に将来を見据えた健全な財政を維持しながら、第2次総合計画の主要な事務事業等に取り組むことといたしました。第2に身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略で掲げた目標を達成できるよう各施策事業を着実に推進することといたしました。第3に町民の安全を最優先に防災・減災対策に計画的に取り組むことといたしました。第4に受益者負担の見直しや新たな財源の確保に取り組むとともに、前例にとられない事務事業の改善や見直し、さらなる創意工夫により経費の削減を図り、取り組むべき課題に対応するため選択と集中の視点に立

ち、施策の優先順位づけを念頭に予算編成をすることといたしました。

また、ご質問の投資的経費に対しましては、本年9月13日の合併15周年の節目にあたり合併15周年記念式典、ならびに記念事業予算を計上し、新身延中学校新設事業への取り組みや新規事業として旧大河内小学校の複合用途施設改修事業や温泉付き健康増進施設整備事業を着手する関係予算の計上をしたところであります。

次にご質問の投資的経費における主要事業とその目標でございますが、投資的事業につきましては、町道改良事業、橋梁長寿命化事業、農林業施設基盤事業、県営中山間地域総合整備事業、耐震性貯水槽整備事業、消防車両・消防ポンプ更新事業などです。

また、特別会計では簡易水道整備事業にも積極的に取り組みまして、町民の身近な施策として区長要望にも配慮した予算編成を行い、やすらぎと活力ある開かれたまちづくりを目標としたところであります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

それに関連いたしまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、平成31年度が最終年度でございます。これにつきましては、アクションプランに基づいて予算措置がなされているかと思えますけれども、この予算措置の中身についてお尋ねをするとともに財源の内訳、とりわけ一般財源の充当率等について、併せてお伺いをいたします。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

お答えいたします。

伊藤議員のご質問のとおり、まち・ひと・しごと創生総合戦略は平成31年度は5カ年計画の最終年度になります。計画期間の最終年度を迎える平成31年度予算措置といたしましては、身延町総合戦略のアクションプランに記載された子育て支援、定住促進、産業振興による六次産業化、観光資源の魅力アップ事業などを実施していく経費といたしまして、まち・ひと・しごと創生事業費に2億8,315万6千円を計上いたしました。

ご質問の2億8,315万6千円の財源といたしましては、国県支出金を3,122万7千円。地方債、これは合併特例債でございますが2,620万円。その他財源といたしまして基金繰入金、寄附金、それから諸収入等でございますが、3,262万5千円といたしまして、残りの一般財源が1億9,310万4千円といたしまして、一般財源の占める割合は68.2%でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

ふるさと創生事業、最終年度でございます。今までも莫大な経費が予算計上され投入されてきておるわけでございますが、今後はその中身についての検証が極めて重要であるというふうには私は理解をいたしております。これら事業がやっぱり必要に応じて成果を上げることが求められているわけでございまして、ぜひともそのへんにつきましては、厳しい対応をしていただ

ければありがたいと思います。

最後の質問になりますけれども、町の予算の執行に当たりましては、町内企業の育成を図るため、できる限り受注の機会を増やす努力が全庁的に求められるべきであります。そのためにも、登録制度や入札制度の周知を徹底いたしまして町内企業の受注を増やすべきだというふうを考えております。それは中小企業振興条例等にも記載されているとおりでございます。そしてその結果、地域の自立的な経済循環を促すべきであると考えておりますけれども、町の見解をお伺いいたします。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

お答えいたします。

町では、議員が先ほど申しましたように身延町中小企業・小規模企業振興基金条例第11条第1項7号にありますように、町が発注する工事、物品購入、請負等における中小企業等の受注機会の増大に努めることに沿いまして、優先的な町内業者への発注はもとより町が経費の一部を負担している国、県等の事業主体や関係団体等において町内中小企業への発注促進の要請に取り組んでおります。

また、公共事業等の予算執行にあたりましては、年間を通じて工事量や設計測量等の業務量が平準化するよう発注時期に配慮し、特に例年工事量の少ない4月から6月のいわゆる端境期につきましても発注量が確保できるよう、発注施工時期の平準化にも取り組んでおるところでございます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

ぜひとも町の予算、地域への還元を進めていただくように、そして地域の、それが潤いに結び付くような、そういう施策を徹底していただきたいというふうに思います。それと同時に、事業の執行にあたりましては、やっぱりスピード感を持って、合わせて決断力を持って当たっていただきたい。遅れば遅れるほど対応が、経費負担が増すわけでございますので、そのへんは常に念頭に置いて、これから業務遂行に当たっていただきたい、そういうお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は10時10分とします。

休憩 午前 9時53分

再開 午前10時10分

○議長（柿島良行君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次は通告2番、赤池朗君の一般質問を行います。

赤池朗君の質問を許します。

登壇してください。

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

通告に従いまして、一般質問を行います。

はじめに副町長について質問します。

平成29年4月1日に瀧本副町長が県より2年間という約束で出向され就任し、町長の右腕としてその手腕を発揮してまいりましたが、本年3月で予定の2年間が経過することになります。私個人としましては、引き続き瀧本副町長が副町長の職に留まり、身延町のために働いていただきたいと思っておりますが、4月以降も引き続き就任するのか答弁ください。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えいたします。

瀧本副町長につきましては、町からの要請によりまして山梨県と協議する中で、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間の約束で平成29年3月末に県をいったん退職いたしまして、副町長として来ていただいております。平成31年4月1日からは県職員として再び採用していただくこととなっております。

瀧本副町長には町政運営に大きく貢献していただいております、できれば4年の任期いっぱい務めてほしいところですが、山梨県でも必要とされている人材であり、2年を超えることは認めてもらえません。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

残念ですが、当初の予定どおり県にお戻りになるというようですね。

では、瀧本副町長は就任以来、町のためにいろいろな仕事に携われてこられたと思います。それを町長はどのように見ていたか、瀧本副町長の仕事振りはどんなふうだったか、ご答弁願います。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

瀧本副町長につきましては、先ほど町からの要請ということでしたけども、実は私も県の同僚として一緒に仕事を何度かさせていただいていました。その人間性にかけて、実はピンポイントで瀧本副町長を、私は県にお願いしたという経緯もあります。そういう意味でも瀧本副町長につきましては、県庁で財政課、市町村課等を長く歴任いたしまして旧自治省、現総務省ですけども、派遣経験もあります。行政経験、実績とも申し分なく町政運営に大きく貢献していただき、副町長には最適任者であると私は評価をしております。

山梨県との太いパイプを活用して新規補助事業等の新情報をいち早く取得し、提供していた

だいたこと、国・県の補助金等の確保へ向けて影響力を発揮していただいたこと、さらに仕事に対する取り組み方、スピード感など職員の仕事に取り組む姿勢を示していただいたこと、また職員からの信望も厚く身延町にとって大きなプラスとなったと認識しております。

今後、山梨県へ戻りましても、県と身延町を結ぶ太いパイプ役としてご支援とご協力をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

ただいま町長より副町長の働き、本町に対する貢献など答弁がありました。本当にご苦労さまでした。さらに引き続き副町長の職に留まってほしいという町長の発言もありましたが、また活躍の場所を県庁という場で発揮してほしいという希望もあります。ぜひ今後のご活躍をお祈り申し上げます。ご期待申し上げます。

そこで、瀧本副町長自身が身延町へ来られ2年間、お勤めいただいたわけなんです、この2年間を振り返って、身延町の印象とか感想を聞かせていただければと思います。どうぞ答弁ください。

○議長（柿島良行君）

瀧本副町長。

○副町長（瀧本勝彦君）

副町長として2年間にわたり町政に携わらせていただきました。この間、子育て支援の充実など多くの事業や事務を進めることができましたのは、町民や議員の皆さまをはじめ町長や職員の皆様のご理解とご協力のおかげでありまして、心から感謝しております。

特に本町について改めてたくさんの魅力があり、そして可能性がある町という感想を持っております。身延山、下部温泉、本栖湖、西嶋和紙などの従来からの魅力に加えまして、住民自らが進める西嶋イルミネーション、町も取り組んでいる5千本を超えるクラフトパークのしだれ桜、あけぼの大豆とその加工品、ゆるキャン△による集客など次々と新たな魅力が生まれています。このような市町村は全国に少ないと思います。

来年度中には、中部横断自動車道が本町から新東名高速道路につながり山梨県と静岡県が全線開通します。本町の可能性が静岡、関東、中京圏、そして海外に広がる出来事でございます。人口減少という全国共通の課題があり、本町も同様ではあります。しかしながら人情味あふれる住民の皆さまとともに自然や歴史、文化、特産品などの新旧たくさんの魅力をさらに育て、磨き発信することにより個性的なまちづくりを進めることができる町、それが身延町だと思っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

副町長はこの2年間、身延町に住まれて、ご感想をお聞かせいただきました。本当にありがとうございます。その言葉の中で、身延町に対する思いが感じられました。本当にありがとうございました。

また、先ほど町長の答弁にもありましたが、山梨県に戻りましても県と身延町を結ぶ太いパイプ役としてご支援とご協力を今後もお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

さて、本町の身延町副町長の定数を定める条例（平成27年3月17日付）条例第1号においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第161条第2項の規定に基づき、身延町副町長の定数は1人とするとあります。そういうふうになっていますが、瀧本副町長退任後は引き続き副町長の職を置くのか。置くとすれば、どのようなところから選任するのか。また、前回、29年に瀧本副町長が決まったわけですが、その際に県からの派遣でなく、職員から登用したらどうだという中で、反対した議員もおりました。当時、私も職員の中からの登用もいいんではないかなと考えましたが、町長の説明等で県から素晴らしい人を推薦していただいた、必ずや皆さんの期待に答えてくれる人物ということで賛成いたしました次第でございます。

私も議員になってから約5年半が経過することができました。これも皆さんのおかげだと思っております。この間に、この職員なら副町長の責務をまっとうできるんじゃないかということがだんだん見えるようになってまいりました。次期副町長はぜひ職員の中から登用するよう希望するものですが、町長はどのように考えているのか答弁ください。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えしたいと思います。

先ほど議員がおっしゃいましたとおり、地方自治法第161条には市町村に副市町村長を置く規定と規定されております。また身延町副町長の定数を定める条例には、身延町副町長の定数は1人とすると規定されています。参考ですが、平成30年度に山梨県内14町村の中で副町村長を置いているのは9町村であります。早川町、昭和町、富士河口湖町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、丹波山村、道志村、それとあと身延町でございます。私の補佐役、また私が出張などで不在となった場合に職務代理者として、私の職務を代理してもらうためにも副町長は今後も置きたいと考えております。

今の瀧本副町長につきましては、県にお願いして来ていただいておりますが、2年前、議会のご同意をいただく際に、先ほど議員もおっしゃいましたけども、役場職員の中から選任してもよいのではないかとのご意見も頂戴しております。また赤池議員からも今、同じことの意見をいただきましたので、今後職員も含めて人選してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

副町長という職は町にとっても非常に大切な職だと思います。私の希望ですが、ぜひ職員の中から登用するようお願いしまして、次の質問に移りたいと思います。

人口減少による影響と今後取り組むべき課題はということで、人口減少について、第2次身延町総合計画によりますと人口減少と少子高齢者の進展というところ、社会の動向としまして人口減少と少子高齢化の進展ということがありまして、昭和35年には旧3町を合わせて3万5,616人、これは国勢調査の数字であります。であった人口がわが国の高度成長期に伴い都市部への流出が進み、昭和40年代にかけて大幅な減少が続きました。少子高齢化の進展も

著しく合併翌年の平成17年国勢調査では、1万6,334人であった人口は現在もなお減少が続き、過疎の地域構造化にありますとあります。

平成27年の国勢調査では1万2,669人、総世帯数5,221戸となり、近年の5年間の減少状況を見ると人口減少の減少幅が拡大傾向を示しております。さらに世帯数においては急激な減少傾向を示していますとあります。

年齢対象別では少子高齢化を顕著に反映し、平成2年に高齢化率24.1%の超高齢化社会に突入しました。平成27年には42.9%に達しています。このような状況の中で、定住の促進対策、特に子育て世代の定住をいかに図るか。また、高齢者世帯の比率が高い山間集落の暮らしの環境改善は大きな課題となっております。

それで本町の人口減少の傾向を見ると3つのケースがあるのではないかと、一応統計により伺います。

1つ目は皆さんご存じのように出生者の減少です。最近では小学校、保育園等の入学数とか毎月広報みのぶに掲載されている誕生欄を見ますと非常に少なく、年間30人から40人しか赤ちゃんが生まれていないという状況です。

2つ目は天寿をまっとうしてお亡くなりになる方がいらっしゃいます。こちらのほうは、先ほどの広報ではないんですが、ほぼ毎日1人くらいお亡くなりになっているという状況です。

そしてもう1つ、人口減少の状況を見ますと高校や大学に進学した年齢層が就職を機に町外へ転出してしまうというケースがあります。それは県内でもなかなか希望する職場がないという現状です。そして本町ではまして県内よりもっと悪い状況だと思います。

そこで人口の減少による影響と今後取り組むべき課題としまして、本町出身の高校卒業者が大学、県内、県外あるわけですが、進学し地元に戻りたいと思っても働く場所がないために首都圏への、この世代の人たちが流出してしまう状況があります。この課題の解決には、雇用の場の確保が必要と思いますが、これを答弁ください。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

お答えします。

町では本町出身者を対象として毎年成人式を実施しております。今年は新成人115人のうち96人に出席していただきました。成人式は新成人の意見を聞く貴重な機会と捉え、今後のまちづくり等に生かすため成人となられた皆さまにアンケートをお願いしております。出席された96名のうち69名が学生でした。また出席者の居住地は町内が38%、県内が19%、県外が40%であり、町外に居住している方は全体で59%でした。

アンケートの設問としては「将来、身延町に住みたいか」「身延町の好きなところ、そうでないところ」「身延町の将来に希望が持てるか」などをお聞きしました。この中で「将来、身延町に住みたいか」との設問に対しましては42人が住みたい、または住み続けたいと答え、48人が県外を含む町外に住みたいと回答しております。県外に住みたいとの理由としては、多くの皆さんが町内を含め県内には働く場所、希望する職種がないことを挙げております。県外へ出た若年層にIターンを促すためには、ご質問のとおり雇用の場の確保は重要課題だと認識をしております。

しかしながら、その一方で町内および県内の働く場となる企業におきましては、働き手の不

足が問題となっており、その確保に苦勞している現状があります。山梨県でも県内の企業と連携して新規卒業者、U・I・J ターン希望者等を対象とした合同就職フェアを都内で開催するなど、県内企業の求職情報の発信、マッチングの場の提供に取り組んでおります。

今後、中部横断自動車道の全線開通、リニア新幹線の開通等、企業進出や設備投資による雇用の拡大が期待できる環境が整いつつありますので、引き続き情報収集および情報発信に努め課題の解決に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4 番議員（赤池朗君）

今の答弁にもありましたように、なかなか働く場所がないと若い人たちも地元に残ってくれないという現状があります。答弁でもありましたように情報収集および情報発信に努め、課題の解決に取り組んで、また若い世代がこの町に残ってくれるように努力していただきたいと思っております。

次に先ほど説明した中で、赤ちゃんの出生数が少ないというお話をさせていただきましたが、その出生数を増やすにはまずは、まわりを見渡してもまだ結婚していない方々が大勢見受けられます。まず、その未婚者の数を減らすことが大事かなと思います。そしてもう1つは、既婚者、今、結婚していて子どもが1人、2人いるというご家庭がだいぶ多いかと思いますが、その既婚者の1人、2人いる方にもう1人、2人というふうに子どもを産んでいただけるような状況があればいいかなと思います。そういうことが必要だと思いますが、対策等を考えているのか、町内に独身者が多いと思われる、未婚率を減らす対策はどのように取っているのか、答弁ください。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

お答えします。

町では、まち・ひと・しごと総合戦略において結婚、出産、子育て環境の充実を基本目標の1つに位置づけ、結婚相談と出会い環境の充実を図っております。

結婚相談は相談員14名を委嘱し、月に1回相談日を設け、登録者の相談に乗っております。また定例会を毎月行い、相互の情報交換を行っております。平成29年度の相談件数は延べ数で男性23件、女性9件、合わせて32件でした。平成30年度は12月現在で男性11件、女性14件となっています。

また、結婚適齢期の男女に出会いの場を提供する事業として婚活事業を展開しております。婚活事業は平成30年度から近隣の峡南5町による合同で開催しており、広域的な出会いの場の提供に寄与できていると考えます。

今後につきましても出会いの場を提供することにより、結婚を後押しする観点から必要な事業として実施してまいります。

また、子どもの数を増やすことにつきましては、総合戦略による支援制度の拡充、ならびに新たな支援策により安心して出産できる環境を整えてまいります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

いろいろな支援策といいますか、事業を行っているようですが、またこの参加者もちょっと数が少ないかなというような印象を受けます。また、この事業を開催したことによりまして、どの程度、結婚したかという数字も示してもらえばよかったかなと思います。

身延町には、この子育て支援制度という、こういう冊子があります。そして皆さんもたぶん読んでいただいていると思いますが、これは全戸に配布されています。本町の子育て支援制度は全国トップクラスということで、皆さんご承知のことと思います。しかしながら現在も少子化は進んでいるわけですが、これを少しでも減少するには、トップクラスもいいんですが、このクラスが抜いた全国トップになるくらいの意気込みで事業を進めなければならないと考えます。本町での子育て支援制度にかかり、さらにトップを目指して、そうしても子どもが増えるとかという状況にはなかなか難しい問題があるかと思いますが、そのくらいの気持ちで進めてほしいものですが、それにかかる制度のさらなる拡充は。先の知事選で、ある候補は子育て支援に第3子が生まれた場合には100万円をあげましよう。それを公約として挙げた候補者もいました。そのくらいのインパクトのある政策も必要かなと思います。

現在、町では様々な支援策を展開しているところですが、全国トップクラス、トップを目指すとするれば、このような思い切った支援も必要と考えますが、どのように考えていますか。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

お答えします。

現在、町の子育て支援制度としては、第2子以降の保育料の無料化、学校給食費の補助、入園・入学支度金の交付、子育て支援医療費助成等、子育て環境の充実と子育て世帯の負担軽減を図るため、身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で様々な支援策を展開し「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった身延町」の実現に向けて取り組んでおります。

昨日、町長の施政方針ならびに教育長の教育方針の中でも申し上げましたが、平成31年度には小中学生への修学旅行費の全額補助へと支援の拡充、また新規支援として英語教育の充実を図るため、小中学生への英語検定料の助成制度を考えております。さらに子育て医療費助成支援策として、町内に在住する18歳以下の子どもが入院した場合に患者が支払う入院時食事療養費について助成をいたします。

今後も子育て世代が住みよい環境づくりに向けて、子育て支援策の充実に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

ただいま答弁もありましたが、また来年度のさらなる拡充に向けて頑張られておられるということ。また私の知人でも町外から移り住んで方がおりまして、その中で身延町は本当に子育て支援が充実している、本当によかったという声も聞いております。そして、この制度を

結構知らない方が多いと思うんですよ。それで私はことあるごとに身延町はいろいろな子育てに対しては、全国でもトップクラスのいろんな助成制度があるから、ぜひ身延町へぜひどうぞという声掛けをしています。皆さんもぜひお願いしたいと思います。

次に町営住宅の入居の状況はということでお尋ねします。

町内には現在15団地あります。夫婦で働いている世帯は、率は変わるかもしれませんが、年々収入が上がっていくと思われれます。その収入が上がったことによりまして、住宅法の基準により、その町営住宅等を出なければならぬという状況が発生します。私の友人の息子さん夫婦もその対象になりまして、たまたまそのお子さんたちは町内に入居する場所がありまして多額の費用をかけてリフォームして、そこに住んでくれたという事例があります。それも収入増により退去しなければならない状況というのが、身延町住宅条例14条に近傍同種の住宅の家賃というのがあります。聞くとところによりまして、なんか身延町の近傍同種の住宅というのが、家賃が私はこの身延町にしては高いんじゃないかという印象を持ちます。そういうことで、収入増により退去しなければならない状況が発生した世帯は何件かということと、また近傍同種の住宅の家賃とありますが、その金額が分かりましたら答弁ください。

○議長（柿島良行君）

水上建設課長。

○建設課長（水上武正君）

お答えします。

平成30年度におきまして、収入超過者、高額所得者として対象になる世帯は1世帯ございます。身延町営住宅条例第29条、第30条の規定により現在、退去のお願いをしているところであります。

次に近傍同種の住宅の家賃の質問でございますが、議員もおっしゃられたとおり町営住宅の家賃は身延町営住宅条例第14条により、近傍同種の住宅の家賃以下とすると規定されております。近傍同種の住宅の家賃とは、民間アパート並みの家賃のことです。町営住宅の家賃は、公営住宅法の家賃算定計算式に基づき決定することとされているため、住宅の構造、築年数、間取り、世帯の所得等によって異なりますので、町内にある町有住宅すべてが同じ家賃とはなりません。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

ただいまの答弁で、公営住宅法の家賃算定計算式に基づいてとありますから、私の聞いた、先ほどの事例ですよ。たしか8万いくらか言われてびっくりした次第ですが、間取り、築年数等で変わるので一概にいくらとは言えないという答弁でした。了解しました。

次に行政としても、さらに住民が暮らしやすい施策を常に考え、町外に転出するのを防いでいただきたいと思っております。

本町では丸滝分譲地、常葉日向分譲地を販売していますが、いずれも町が区画造成をしまして販売しており、この費用も相当な額を要しているわけですが、私が思うのには購入を検討するときに誰しもそうだと思いますが、できるだけ初期費用を少なくしたいと思うんです。今後、今のところ計画はないようですが、宅地分譲等を考えるとしたときに造成をしないで、

かつ無償で譲渡するなどの方法も検討に値すると思いますが、どうでしょうかということと、また公有地活用の観点から遊休町有地等を利用した無償分譲等を検討したらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

まずはじめに現在、分譲しております常葉日向分譲地の販売状況についてご説明をさせていただきます。

常葉日向分譲地は平成30年3月に造成が完了し、その後、確定測量を経て登記手続きを行い、平成30年9月25日から販売を開始しました。販売開始のお知らせは、広報みのぶ10月号に掲載し、10月中旬には案内チラシを町内に回覧。また甲府市郊外への新聞折り込みによる周知と峡南地区の県営住宅への個別配布や甲府および昭和住宅公園にチラシを置いてのお知らせ等の広報活動を行いました。

また10月28日は、現地見学会を実施しました。11月下旬を応募の締め切りとさせていただきましたが、11月28日に1名の応募がありました。その後、応募された方から購入したいとの意向が示され、今年の1月下旬に契約を締結したところです。

現在、町では移住または定住を目的として分譲地を含め町内に住宅を新築、または購入する場合に祝金等を支給させていただいておりますが、これも分譲地の購入を視野に入れることの後押しになっていると考えます。

今後の町有地を活用した分譲計画につきましては、定住または移住対策として有効に活用ができるよう議員がご提案の造成をしないことによる分譲方法も1つの案として、需要を見極め価格設定等慎重に検討して定住人口の増加を図ってまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

少子高齢化が進む本町において人口減少を止めるのは、非常に困難なことだと考えていますが、できるだけ転出者が出ないように努めるのも行政の役割だと考えます。

次にゆるキャン△効果についての検証はということで、昨年からは五条ヶ丘活性化推進協議会を中心にゆるキャン△イベントが継続的に実施されています。これは皆さんもご存じだと思います。

おかげさまで身延町には大勢のファンの方が訪れて来ています。昨年11月3日に実施されましたゆるキャン△音楽祭のときに、山梨中銀経営コンサルティング株式会社経済調査部と国立学校法人山梨大学生命環境学部地域社会システム学科がアニメ「ゆるキャン△」が地域に与えた影響について、共同で調査を実施したところであります。

そしてゆるキャン△が地域に与えた影響調査について、2月20日付けで結果が発表されました。これが発表された資料です。これはインターネットで、ゆるキャン△が地域に与えた影響調査と入力すれば出てきますので、ぜひご覧ください。

以下、報告書よりの引用になりますが、調査期間が2018年10月から12月。調査の背景として交通手段も十分でないエリアになぜ多くのファンが集まってくるのかということ。地

域にはどのような影響を与えているかといった疑問に対して、山梨大学と中銀経営コンサルティングが調査に取り組んだものです。

調査に対しましては、来訪者数や消費額の増加という経済面でなく、ファン、関係者、地元の人々の生の声を聞くことで非経済的な効果の把握にも努めたとあります。

そして、これがこの報告書によりますと、このゆるキャン△聖地巡礼が活況となっている背景としまして行政による旗振り役、調整役としての機能が発揮された。行政を褒めていただいています。具体的には山梨県観光部、山梨観光推進機構、身延町役場等とあります。

また地域の協力による受け皿がなされた。具体的には五条ヶ丘活性化推進協議会、みのべりしょん288等が行政と連携して地域の受け皿を進めたことが成果につながっている。つまり行政と民間が一緒になってこの事業を進めたということが、この事業の成功につながっているという報告がなされています。

そして、その地域に与えた影響としましては、地域の自信、誇りが向上した。そしてイベントを地域の手作りで進めたことにより連帯感が増した。峡南地域のありのままの価値が再認識されたということで、私たち地元に住んでいる人たちというのは、地域の魅力とか良さをあんまり認識していないで、割とマイナス的な思考に陥ってしまうものですが、よそから見た目というのは、先ほども瀧本副町長から答弁がありましたけども、よそから見ると私たちが何にもない、魅力がないと思っていることもよそから見ると素晴らしい魅力だと感じるというアンケートもありました。それで住民の皆さんも、また違う視点からこの身延町、地元を見ていただければと思います。

そしてゆるキャン△というアニメが放映されたわけなんですけど、その経済的な効果として、そのイベントに参加したのが、もう6千人以上が参加してくれたと。そして県内の消費総額は8千万円以上を超えるという想定がされています。そして聖地巡礼によるモデル地を中心とした来訪者が増加した。特に下部地域、身延地域で、アニメの場面に登場するところにちょっとこの人、そうではないかなというような、分かる感がだいぶ増えているのを実感していただけたと思います。

そしてその効果の中で私が一番思ったのは、地域の人ゆるキャン△をきっかけに以前に比べて自分の地域を自信を持って発信できるようになった。そして先ほども言いましたけども、いろんなイベントの準備などを通じて地域の連帯感が増した。そして来てくれたお客さん方のほとんどが、スタッフの対応がすごくよかった、地元の人々の手作り感のあるイベントであることを評価する。つまり、この身延町民がよそから来た方々に非常に喜ばれたと。いい印象を持っていただいたということです。これがブームに、ブームというのは一過性があると言いますけども、それをできるだけ長く継続することが必要だと思います。

そこでせっかく、こうやって行政も一生懸命やっている、地元の人も一生懸命頑張っているという状況の中で、こういうことで行政としてもいろんな協力をしていくべきだと考えますが、地元からのこれらに対する要望等はあるのか、お答えください。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

通告いただいた質問の②のゆるキャン△での活用以外に、地元からの要望についてお答えをさせていただきます。

下部地区の未利用公共施設活用検討委員会では、旧下部中および旧下部小の校舎の活用について検討をさせていただいております。検討を進める中で、旧下部中の校舎の活用については、本年の1月16日に委員会からゆるキャン△の聖地として活用をされたいとの第1次提言書が提出をされました。これまでの検討委員会では、中学校校舎はゆるキャン△での活用のほかに歴史資料館、町から提案させていただいた防災備蓄倉庫としての活用などが検討されております。また旧下部小学校校舎につきましては、本町への移住を進める活用策として校舎内を芸術家の展示室として開放する。高齢者施設として利用する。町内の宿泊施設や観光施設と連携して合宿等を誘致する総括拠点施設として活用するなどの提案もされております。

今後、これらの活用策につきましては、委員会での検討を進める中で第2次の提言として取りまとめられると考えております。

なお、検討の中で旧下部小・中の校庭につきましては、ゆるキャン△の聖地としての固定化を図るため、キャンプ場として活用するという提案もされております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

ただいまの答弁で未利用公共施設活性化検討委員会では、いろんな案が出されているようです。また特にこういうものは、先ほど伊藤議員の中にもありましたが、スピード感というのが必要だと思います。そういう中で、ゆるキャン△の聖地として、また下部中学校跡、アニメの中では本栖高校ということで出ていますが、その聖地としての固定化を図るためのキャンプ場としての活用をすると、先ほど案も提案されていたとありましたが、そのキャンプ場の設備です。ね、最低限、水道やトイレの整備を早急に整備していただきたいと考えています。また使用に際しても、特に行政が絡むとあれは駄目、これは駄目とか、いろんな縛りがたくさん出てきます。そのへんも、利用者に対して柔軟に対応できるように関係者と協議を進めていただきたいと思っています。できるだけスピード感を持って実施していただければと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

あと同項の④の中部横断自動車道の案内がありますけども、これはよろしいですか。省略しますか。質問しますか。

○4番議員（赤池朗君）

では省略させていただきます。すみません。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は11時15分とします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時15分

○議長（柿島良行君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次は通告3番、望月悟良君の一般質問を行います。

望月悟良君の質問を許します。

登壇してください。

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

通告しておきました大きく3点につきまして私は質問いたします。いずれの質問につきましては、中部横断自動車道に絡めた質問になるわけでございます。私ども、願っていた峡南の地域にもやっと光が当たるような兆しで、中部横断自動車道の完成が間近に迫っておるわけでございます。誠に喜ばしいことであると思えます。

まず第1点目の質問でございますけれども、平成31年度の新年度予算の編成方針と重点施策についてということで質問いたしますけれども、この質問の内容につきましては、これは12月時点でやってもよかったような質問内容かもしれませんけれども、新年度予算をどういう方針で作成したのかということについて、もちろん町の理念でございます「やすらぎと活力ある開かれた町」の実現に向けて、どのような予算編成に当たったかということ、まず1点目に町長に質問いたします。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

予算編成につきましては、先ほど伊藤議員のほうからも同様の質問がございましたので、同ような答えになりますので、ぜひそのへんはご承知おきいただきたいと思います。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

では、先ほど同僚議員からのお答えということで私は置きますけれども、予算編成に、当初予算にあたりましては、もちろん国の財政投融资の状況、あるいは県の予算編成等を踏まえながらの今回の予算編成を行ったと思うわけでございますけれども、税収を見ましても交付税、1,200万円相当ですか、税収が減っていると。なおかつ地方交付税も減っているということで、自主財源比率等を昨年から私、ちょっと比べてみますと新年度の、31年度の自主財源比率は28%ぐらいになるのかなと思っておりますけれども、やはり分母が少なくなれば少しは自主財源比率的には上がるかもしれないですけども、こんなことを解釈しておりますけれども、まちづくりに向けての方針につきましては、前の同僚議員から質問を今、申し上げたように受けておりますので理解したいと思います。

それでは編成方針として、行政評価としてのいわゆるPDCAサイクルというものをどのように取り入れて編成を行ってきたかと。そういうことにつきまして、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

通告の2番のご質問でよろしいでしょうか。予算編成時におきましての行政評価としてのPDCAサイクルをどういうふうに生かしていくかということにお答えをしたいと思います。

ご存じのように本町の予算は、基本的には平成29年度に10カ年を期間として策定いたしました第2次総合計画および平成27年度に地域活性化に向け策定いたしました身延町まち・ひと・しごと総合戦略に沿って編成をしているところでございます。

行政評価としてのPDCAサイクルにつきましては、具体的には第2次総合計画に基づく実施計画の進捗状況を十分検証するとともに、総合戦略の重要業績評価指標、いわゆるKPIや第2次総合計画で定めた目標の達成に向けて実施計画に基づく取り組みの着実な推進が必要だと考えております。

ご質問の予算編成へのPDCAサイクルの活かし方につきましては、まずプランを予算といたしまして、予算の執行がドウでございます。また決算監査での評価としてチェックをしっかり行い、合わせて事業のスクラップ・アンド・ビルドによる改善がアクションだと考えております。

本町財政は町税等の一般財源確保が大変厳しく、脆弱な状況にあることから予算編成時におきましては、職員一人ひとりがPDCAサイクルを念頭に置きまして町民のニーズを的確に把握するとともに効果的な施策を立案し、予算編成に取り組みたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

財政状況が厳しいことは、るる承知しております。本当に少ない財源で効率的に町民サービスを行うと。言葉では簡単に言えるかもしれないですけども、この点はしっかりとして町の健全な財政運営等に取り組んでいただきたいと、このように思います。

続きまして、3つ目の自主財源の確保についてでございますけども、今、申しているとおりの昨年度においては自主財源は15%、税収ですね、町税と一般財源が約15%ということで財源には乏しいわけでございます。もちろん、交付税等への依存をしておるわけでございますけども、少子高齢化に伴いまして、小中学校等もご存じのように統廃合になっているということでございます。統廃合後の校舎等は、先ほど来からもご質問、あるいは答弁でお伺いすることができましても、できるだけこういった休眠資産となっていると思いますけども、活用を図って財源確保に努めてもらいたいと思いますけども、このへんについてどう思うように考えているか、お伺いしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

お答えいたします。

望月議員が申されるとおり、町も休眠資産となっている公有資産を民間へ積極的に貸し出して使用料収入を図るべきだとは考えております。しかしながら現在、普通財産となっている、特に建物は学校等の用途に沿ったものでありまして、たとえ使用を希望いたしましても、その使用目的に適合しなければ賃貸借契約の締結に至りません。

現在、廃校となった校舎につきましては、未利用施設検討委員会により利用の検討もされているところであります。ここの利用につきましては議員のご提言も考慮し、鋭意努めていきたいと考えておりますし、一般財源の確保についてはいろいろな角度から、その可能性を探って

いきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

今、未利用財産ということで、検討委員会を立ち上げて今、検討しているということを伺っております。ぜひこれらのものを、例えば貸し付けられるものであれば貸し付けて有効に活用してほしいと思います。

1点、私は財源、これは自主財源に当たるかどうかと思っているんですけども、今、リニアが国家プロジェクトとしてリニアの工事が進められているわけですけども、例えばこの残土処理が生じております。この残土処理に対する、これは私も勉強不足であれですけども、これら残土に対する処理税、これは法定外目的税ですかね。そういうものに当たるかもしれませんけども、こんなことも検討できるかどうか。もし、あればお伺いしたいと思いますけども。

○議長（柿島良行君）

望月悟良議員、今の質問は目的税の、今の③の学校施設の活用についてに絡んでいる質問ですか。

○3番議員（望月悟良君）

3点目ですね。3点目の自主財源の確保につきましては、承知いたしました。それに付け加えてということによろしいでしょうか。

○議長（柿島良行君）

要するに学校の校舎の利活用でなくして、新たな質問で。通告はないですよ。

○3番議員（望月悟良君）

通告はないです。では、それは取り消します。

○議長（柿島良行君）

執行部で今の質問に回答できますか。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

例えば今のは例としてですけども、残土に対しての課税ができるかということですけども、現状として、今、リニアの話をされましたけども、それ以前に中部横断自動車道の残土ももうすでに出ていますし、これからリニアの残土への課税というのは、本町だけではない処理になりますので、町独自でそういうことができるかというのは対応は難しいんじゃないかというように考えます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

ちょっとすみません、私、通告外に関連して言ってしまいましたけれども、こんな税が考えられないかということでございます。3点目は以上でございます。

それでは、大きく2点目の定住対策についてでございます。

定住対策につきましては、先ほど来からも同僚議員からの質問が、関連したような質問があっ

たわけでございますけども、定住対策についてお伺いしたいと思います。

まず1点目でございますけども、これも中部横断自動車道が完成間近でございます。町内への定住人口を確保すると、そういう意味からも例えば身延町内から甲府市、あるいは周辺へ通勤する、働き盛りの人が通勤する場合、これは中部横断自動車道を利用しての通勤者に対して通勤費の助成措置、そういったものが考えられるかどうか、これについてお伺いしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

お答えします。

全線開通を迎える中部横断自動車道は町内3カ所のインターチェンジ間を含め、富沢インターチェンジから六郷インターチェンジ間は、無料区間となります。身延町から南への静岡県方面、また北へ向かう甲府方面に通勤する方は、この無料区間を経由して勤務地に向かうことが想定され、これまでに比べて大幅な通勤時間の短縮が図られると思われま

す。現在、県内で実施されている通勤費補助制度は甲府市と都留市が鉄道を利用して県外に遠距離通勤をしている場合に、定期券購入費の一部を補助しています。高速道路等を利用した場合の通勤費補助制度を導入している自治体は県内にはなく、全国的に見ても数件と極めて少ない状況にあります。

導入している自治体の補助制度を見ますと若年層の定住対策、また通勤時間短縮により子どもと触れ合う時間を増やすための子育て支援を目的としております。多くの企業では従業員に対して通勤手当を支給していると思われ、支給の要件としましては通勤方法、距離、その費用等を勘案する中で、それぞれの企業において判断して支給をしていると考えます。

このことから、行政がそのすべてを把握して助成の支給要件等を定めることは複雑困難な作業を伴い、これが全国的にも行政による通勤手当の助成制度の導入が進んでいないことの一因であると思われま

す。本町においても若年層の定住対策、子育て支援は人口減少に歯止めをかける重要課題として認識をしておりますので、今後、通勤費の助成制度につきましては、問題点、課題、効果等を十分に検討し、調査・研究をしてまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

できるだけ若い世代をこの身延町内へ留めておくと。留めるということで通勤者に対して、できればこういった助成的な措置も考えられると思いますので、ぜひまた今後検討をお願いしたいと思います。

続きまして2つ目の定住対策の中で、この2つ目でございますけども、町内には民間がバブル期に民間によって取得した土地、いわゆる焦げ付いてしまった土地が荒廃して、一部集落内等においては、環境悪化を招いているところがございます。

こういった土地を町が積極的に関わって用地を確保するなどして、工場用地、あるいは住宅地等にして、特に工場用地にする場合、雇用の創出が図れると思っておりますけれども、町長の考え

についてお伺いしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

お答えします。

まず、当時取得した土地が荒廃化して周辺に及ぼす悪影響についてのお答えをさせていただきます。

この問題ですが、所有者の管理の不足により、その土地に雑草や樹木が生い茂り、周囲に悪影響を及ぼしている場合には、現況を調査の上、所有者に対して状況写真を添付して指導通知を送付し、適正な管理をお願いしております。また、このような状態を放置することにより災害等の発生が懸念され、安心・安全な暮らしが脅かされることのないような指導も必要だと考えます。個別の事案につきましては、地域の皆さまから情報提供をしていただく中で、関係する担当部署において、適宜対応していきたいと考えます。

次に、このような土地を活用しての工場誘致による雇用の創出についてですが、町の土地利用基本方針として、工業用地については中部横断自動車道や産業、物流のインフラの整備状況および企業による工場進出の動向を踏まえる中で、必要な用地の確保を図るとしてあります。企業の工場進出を促す要件として、中部横断自動車道はその役割を担うと考えます。

今後も関係機関等との連携を図り企業進出の動向に注視しつつ情報収集を行ってまいります。以上です。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

分かりました。町では土地利用計画等に沿って、もちろん町の開発計画等があると思いますが、こういった荒廃した土地が周辺にありますと、有害獣の、今、問題になっている問題等にも影響しますので、できるだけ積極的に行政が関わって土地を確保するなど進めてもらいたいと思います。

次に大きく3点目の、やはり中部横断自動車道に活用した観光振興についてでございます。

1点目の観光拠点と周遊コースの設定についてということで、申すまでもなく本町内には身延山、下部温泉、あるいは和紙の里とかそういったもの、観光資源を有しておられるわけですが、とりわけ今度は中部横断自動車道のインターチェンジが3カ所に設けられて、特にインバウンドへの観光の機会が高まっていると思います。

そこで今度、完成します下部温泉早川インターチェンジ、それからクラフトパーク、一体的に観光拠点として連携して、これを中心として例えば自転車の競技コースとか、周遊コースとかそういったもの、拠点として設定して誘客を図るといったことが考えられると思います。特にこのインターの周辺には波高島に、ちょうど富士ホテルの近辺にあると思いますけども、江戸時代の文学、三田村鳶魚の碑とか、それから湯町のほうへいくとご承知のように井伏鱒二の逗留した旅館とか、その上に行くとやはり門西家とか、また去年は丸畑の木喰展、そういったところ、あるいは下山のほうへ行きましても神社、仏閣等があります。そういったものを活用した周遊コースを設けて誘客を図るといったことが考えられると思いますけども、このような考えがあるか、お伺いしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

3月10日、六郷インターから中富インター、下部温泉早川インターまでが開通します。また来年度、身延山インターから南部インター間が開通し、新清水ジャンクションと双葉ジャンクション間がつながります。これにより中京方面から観光客の皆さん、また静岡空港を利用した海外からの観光客の皆さんも本町に訪れやすくなると思っておりますので、例えば桜の時期においては、クラフトパーク内に植栽した5千本以上のしだれ桜と樹齢400年以上の身延山久遠寺のしだれ桜や下部温泉郷などの連携を関係者と協議しながら体制を整えてまいりたいと思っておりますし、併せて身延町内の観光地や観光施設等を周遊できるコース等を提案していきたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

ありがとうございました。これはちょうどクラフトパーク、今、お伺いしたように桜の里づくりをせっかくやっておるわけでございます。これらをもっと、例えば中央のツーリスト、例えばはとバスとか、そういったコース設定、コースのほうへ、ツーリスト等へ働きかけて積極的に働きかけて中部横断自動車道を利用して、はとバス等の周遊コースとして積極的に働きかけて観光振興に努めることを要望いたしたいと思います。

次に3点目の質問に移ります。

町内には文化財関係が200くらいは十分あると理解しております。これは自然的な資源、有形・無形等の文化財等がたくさん町内にはあります。そういったものの中でも特に大城のフォッサマグナとか、遅沢から小原島へかけての化石とか、そういった特異な地形なども有しておるわけでございます。

これらの資源は、もちろん小学校の副読本とかそういった中に入れて活用されていることは承知しておりますけれども、ご承知のように昨年、木喰展が盛大に開かれて、観光文化面において本当に好評であったと思えます。これらを一過性に終わることではなく、観光振興のほうへ結びつけていったらいいなと思うわけでございます。

それで現在、私、地元にありますけれども、歴史民俗資料館がありますけれども、この現状等について、それから遅沢地区から小原島へかけての化石等につきましての現状の活用について、どのような状況かお伺いしたいと思えます。

○議長（柿島良行君）

深沢生涯学習課長。

○生涯学習課長（深沢教博君）

お答えいたします。

議員ご指摘のとおり本町には身延山久遠寺や南部氏、穴山氏に関する文化財や世界文化遺産富士山の構成資産である本栖湖、甲斐金山遺跡中山金山やお葉付き銀杏、ブッポウソウ繁殖地などの史跡、名勝、天然記念物が数多くございます。

遅沢地区の化石群は平成6年に町の天然記念物に指定されており、同地区の後山川の奥地に化石公園がございます。県の砂防景観形成事業の中で整備された公園で、砂防堰堤工事の際に発見された貝化石を屋外展示してございます。

平成17年度に県と町が管理協定を締結し、町は草刈りなど軽微な環境整備を行っているほか、本年度予算で劣化した説明板の更新を行っております。

豊かな水と緑に囲まれたゆとりある空間で自由に散策、見学できる公園ですので大いに利用していただくとともに地質学的な教育資料として活用していきたいと考えております。

また歴史民俗資料館は、西嶋和紙に関する製造用具や大聖寺関連の文化財、富士川舟運の古文書などを中心に町内出土の縄文土器や民具、化石等の歴史、文化、民俗、自然に関する資料を展示しております。町内小学校の校外学習や歴史研究会等、社会教育団体の見学利用がございました。旧中富町域の歴史や文化、自然を知ることのできる貴重な資料を展示しておりますので、その適切な保存と活用を図ってまいりたいと考えております。

過疎化、少子高齢化を背景に文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題でございます。地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくことが求められております。また、まちづくりや観光などの分野と連携を深めまして、総合的かつ一体的な取り組みへの需要が高まっております。本年4月1日より文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されます。町といたしましても国や県、他市町村の動向を踏まえつつ、文化財を観光資源として積極的に活用できるように調査・研究を深めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

今、お伺いして文化財を観光資源として活用できるようにしていくということが述べられましたけれども、できるだけ有効に観光資源として活用できるようにしていければと思うわけでございます。たまたま、私も地元であけぼの大豆の生産に関わっておりますけれども、大豆の体験ツアーで来たお客さんに、その場で大豆の体験と併せて歴史民俗資料館等が見学できるように、見学をやりやすく運営のほうも考えていただければいいなと思っております。ぜひこのへんも考慮していただいて、運用を図っていただければと思います。

以上で私の質問は終わりいたします。ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

望月悟良君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は午後1時分といたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

○議長（柿島良行君）

一般質問を再開します。

次は通告4番、渡辺文子君の一般質問を行います。

渡辺文子君の質問を許します。

登壇してください。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

私は今回4点について、質問をさせていただきます。

まず1点目です。廃校したあとのグラウンドなどの管理ということで、1点目させていただきます。

その中の1つ目ですけれども、旧下部小学校のグラウンドに伐採した桜の木が長く放置してありますけれども、この理由を教えてください。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えさせていただきます。

旧下部小学校グラウンド西面にある桜の木の強剪定は、平成29年10月に地元からの要望に応じて学校教育課が行ったものです。伐採後の生木の処分には多額の費用が必要となるため、乾燥後に最終処分をする予定でグラウンド端へ集積をしたところ、地元の方から薪として使用したいという申し出があったので、しばらくの間、存置しておき、複数の方が持って行かれました。その後は地域からの利用要望もなくなりましたので、去る2月14日にすべて撤去を終えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

29年の秋に桜の木がフェンスから出ているというような要望で切って、そして住民の方が薪として使いたいということで、使ったということは理解をしています。

それから30年の1月か2月にもう薪として使えるものはないし、そのへんが、なんか腰まですぶずぶと入るような状況だったので、危ないからもう片付けたらどうですかというようなことを言ったということを地元の方がおっしゃっていたんですけど、使えるものは使って、あとはもうゴミですから、ちゃんとそのときに整備を私はすべきではなかったかなと。私、一般質問の通告を出す前にも、もう1回見に行ったんですね。住民からも言われていたんですけども、そのうち片付けるのではないかとということで、私もずっとそのままにしていたんですけども、そうはいつでもということで、また住民から言われたので質問通告を出す前に行ったらまだあったという状況の中で質問通告をしました。そしたら2、3日前も、私ちょっと前にも行ったんですけども、おとといくらいに行ったらもう片付いていたという状況だったんですけども、職員が腰まですぶずぶと入るような状況だったから、危ないから片付けるようにと言ったときに職員が体積が減るまで、ちょっとこのままにしておくというようなことを言ったらいいんですけども、お金がかかるから少しでも安くしようという思いだったと思うんですけども、そうはいつでも学校の、閉校をしてしまったけれども、みんなが、その近くには遊具もありますし、使うところなので、やっぱり薪を使ったあとは早めに処分すべきだったのではないかなと。それが長引いてしまったというのは、校庭で子どもたちが、保育園の子どもたちも散歩に行ったり、それから地域の方たちも休みのときに行ったり、それからあそこはゆるキャン△でもキャ

ンプしたり、多くの人たちのイベントがあったり、使っている場所ですよ。そこにゴミがいつまでも放置されているということは危険ということもあるし、虫がわいて不衛生ということもあるし、それからゴミだというふうに思うと、ここはゴミを捨てていいんだということで、ゴミを捨てられてしまうのではないかとということがあって、もっと早くに処分すべきだったのではないかなというふうに私は思っているんですけども、その点はどうなんでしょうか。それでよかったというふうに思っていますか。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えさせていただきます。

グラウンドの端へ集積をしておきましたので、課のほうとしましては、グラウンドの使用にあたってはご迷惑にならないというような認識でございましたが、ご不快に思われていた方もいらっしゃるようですので、今後は一層の配慮を心掛けるようにいたします。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

それはよろしくをお願いします。

それと私、住民感情であると思うんですね。普通、学校がやっていたらそんなところにゴミは置かないですよ。閉校したからいいんだというようなことで、地域の住民は閉校してほしくなかった、いつまでも学校は存続してほしいという、そういう思いの中で閉校してしまって、そこにゴミがいつまでも捨ててあるというのは、住民感情からして納得できないというか、さびしいというか、そういう気持ちがあるんだなと。私もそれを実際感じたんですね。だから今、今後こういうことがないようにというふうにおっしゃいましたけれども、やっぱりそういう住民感情も、閉校してしまったというあとにはあるということをご記憶に留めておいていただきたいと思います。

そして2点目ですけど、校庭にある遊具の点検ということで、これは生涯学習課になると思うんですけども、閉校になっても、さっきも言ったんですけども、休みのときとかお盆とかお正月とか、やっぱりそういう休みのときには子ども連れで行っている方たちも見受けられますし、うちの孫たちもよく学校は散歩に行ったり、遊んだりして、よく行っているんですけども、今年予算を見ましたら、点検の費用は入っているということは理解したんですけども、ただ、どういような点検をするのかなということで、ちょっと心配なものですから、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（柿島良行君）

深沢生涯学習課長。

○生涯学習課長（深沢教博君）

お答えさせていただきます。

グラウンドにあります鉄棒やブランコなどの遊具の点検につきましては、専門業者に点検業務委託を行っております。委託先は、遊具の点検業務では閉校前から委託してきた専門業者であります。また、職員によります巡回点検も定期的を実施しておりますが、特に子どもたちの

利用が主となりますので、今後とも事故防止のための看板設置など管理には十分注意を払ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

私も看板が必要ではないかなというふうに思っていました。今までは学校で先生たちが日々管理をしていたけれども、今度はもう管理をする人がいないということで、巡回はしてくれるということなんですけれども、そうはいつでもそこに安全に遊んでくださいということとか、それからもし不具合があったら、ここに連絡をしてくださいというような看板があると、使うほうも安心できるのではないかなというふうに思いましたので、ぜひ連絡先とか、そういうことができるような看板をぜひ付けていただきたいと思います。

それから全体の管理ということなんですけれども、旧下部小のグラウンドで地域の方たちが使いたいと思ったけれども、草が生えていて競技ができないということがあって、それはすぐに使えるようにはしていただいたんですけれども、草刈りとか、その管理をどうしていくのかということで、お返事をお願いしたいと思います。今後。

○議長（柿島良行君）

深沢生涯学習課長。

○生涯学習課長（深沢教博君）

お答えさせていただきます。

現在、生涯学習課での閉校後のグラウンド管理でございますが、5月から10月まで月2回ほど定期的に整備車両による整備を委託してございます。また、随時職員による巡視および除草等を行っており、フェンス周辺の整備作業等についても予算計上をさせていただいております。グラウンドを利用する皆さまに気持ち良く使っていただくため、日ごろからグラウンド状況に目を配り、ご不便をかけないような管理を心がけてまいります。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

それはお願いをしたいと思います。

ただ、昨日の教育長の教育方針でもありましたけれども、生涯学習課の仕事って、すごくたくさんありますよね。活動拠点の整備、図書館の充実、それから生涯スポーツの推進、文化芸術の振興と文化財の保護、青少年健全育成の推進ということで、昨日、教育長がおっしゃったんですけれども、活動拠点の整備ということで、これは大きな仕事の1つだとは思うんですけれども、今までも施設が多い本町で、そして古くなった施設も多いという中で、やっぱり今までの管理も大変だったと思うんですけれども、今後は閉校をしてしまって、今まで学校教育課の所管だったものが生涯学習課にかなり移っているんですね。静川小学校から久那土中、小、下部、原ですね。こういう体育施設とかそういうものがほとんど生涯学習課に担当が変わったということで、この今までの人数でそつなくいろんなことができるのかなということを心配をしていましたけれども、昨日の町長の施政報告で限定的にですけども、施設整備課の設置というふ

うにあったんですけれども、私、これ、管理もあるのかなと思ったら、これは施設整備課だけだから管理は違うということで、ちょっとそのところを詳しく町長お願いしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

昨日の本会議で施政報告の中で、この施設整備課について申し上げましたけども、これはあくまでも時限的な課ということで、身延中学校の建設、そして来年度、旧大河内小学校の改修など、そういう大規模な建物の建設改修等がありますので、時限的に設置したものです。ですから今、議員がおっしゃったように管理とかそういう部門までをここへということは想定の中ではありません。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

昨日は、その最後のほうの施設整備課というところしかちょっと聞こえなかったものですが、どういうものかなというふうに思ったんですけれども、やっぱり生涯学習課の仕事量が必然的に多くなっているということは事実だと思いますので、これをなんとかきちんこの仕事ができるようなことでここに管理を加えるか、人員を多くするか、なんとか手立てを取っていただかないと、いろんな面で支障があったら困るなという心配があるんですけれども、そのへんは町長はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

議員とお話したときに、生涯学習課長が全然つかまらなくて、いつも外へ出ていて会えないという話も昨日、聞きました。基本的には、私は現場主義でして、各課長が席に座っているばかりでなくて、町の中を出歩いて現状把握に努めろという、そういう心情を持っています。ただ、議員のおっしゃるとおり、学校教育施設が今、社会体育施設、社会教育施設に移行して、かなり生涯学習課が管理する施設が増えたことは事実です。今後、生涯学習課と協議を進める中で、どういう体制がいいか、検討してまいりたいと思っております。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

では、いろんな仕事に支障がないような対策をぜひ取っていただきたいと思います。

次に子育て支援ということで質問をさせていただきます。

本町は子育て支援に本当に力を入れているということで評価はしています。そして今年も新たに同僚議員の質問にもあったんですけれども、修学旅行の全額補助、それから今回子どもが入院したときの食事代の補助とか、本当にいろんな施策をされて、保護者の皆さん、助かっているという声が聞こえてきます。

今年は、昨年から今年にかけて大流行したインフルエンザで大変な思いをしていた子どもたちや大人の方たちが多かったということで聞いています。学校でも流行しまして学級閉鎖とか、そういうことがありました。私たち65歳からは補助が出ているので安心なんですけども、集

団生活での、保育園とか学校とか、そういう子どもたちが今は補助がなくて、予防接種を受けさせたいけども、負担が重くてなかなか受けさせられないというのが現状だという話もお聞きをしています。

ちょっと飯富病院で調べたんですけども、18歳以下の方が95人、予防接種をして中学、高校だと1回で済むんですね、これが22人。小学生以下だと2回打たなくてはいけないということで、中学、高校生は1回3,500円で済む。小学生以下は2,500円の2回で5千円かかるということで、それが73人、飯富病院だけで受けている。身延山病院も値段は同じだというふうにお聞きしたんですけども、身延山病院でもきっと予防接種を受けている方がいらっしゃると思うんですね。あとロタウイルスって、これは急性胃腸炎ということで、あんまりないですけども、これが流行したら本当に子どもたちが亡くなってしまうというような、ロタというのは怖い胃腸炎で、これも1万1,800円を1回して、それを2回しなければいけないということで、これを受けている方もいらっしゃいました。

予防接種法で受けなければいけないというものは保護者の負担なしでできるんですけども、こういうインフルエンザとかロタとか、こういうものは任意ですから、やっぱり保護者の責任でお金を払って受けさせなければいけないということで、今年みたいに学級閉鎖なんかがあって蔓延したときには、受けてもなったというような状況もあったそうですけども、軽く済んだんではないかなというふうには思っているんですけど、ぜひインフルエンザの予防接種ですね、せめて流行する前に予防接種の補助があるといいなというふうに思うんですけども、これの答弁をお願いします。

○議長（柿島良行君）

大村子育て支援課長。

○子育て支援課長（大村隆君）

お答えさせていただきます。

ご質問の件につきましては、今シーズンのインフルエンザの流行を受けまして、町長からこれらの対策を検討してみたいということで指示を受けました。そのような状況の中で、予防接種への補助金の検討をまさに子育て支援課において開始したところでございます。ですので、引き続きこの件につきましては、調査検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

それは今回みたいに大流行すると、そういう必要があるかなということで、近隣町村でもかなり補助が出ているというお話も伺っているんですね。ぜひ、それは進めていただきたいんですけども、ただ私、南部町の方のお話を伺ったら補助はあるけれども1回支払わなければいけないということで、給料前は1回支払うお金がなかなか、子どもが何人も、みんな受けないと1人かかったらみんなかかってしまいますから、給料前だと1回支払うお金が負担できないというような話も聞きましたので、せつかく補助を出すんだったら、やっぱり効果的な補助にしていきたいということでお願いをぜひしたいと思います。それはもう、それも含めて検討をしていただきたいということで、要望なんですけどもいかがでしょうか。

○議長（柿島良行君）

大村子育て支援課長。

○子育て支援課長（大村隆君）

ただいま議員が申されましたこと、理解しておりますので、それらも含めまして今後検討をさせていただきますと思います。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

それは、ではよろしく願いをいたします。

3点目です。重度心身障がい者の医療費窓口無料制度の復活についてということで質問をします。

県の重度心身障がい者の医療費助成制度は2014年11月に窓口無料から一時払いに変更をされました。私もこの問題について一般質問しましたが、障がいを持っている子どもだけが窓口で支払わなければならないということで、大きな住民運動になりました。

その結果、子どもは2016年度に窓口無料に戻されました。しかし、今も大人は窓口で一時支払わなければならないくて、お金の工面ができないということで病院に行けないという声も聞いています。

県は一時的な支払いが困難な人に事前の申請で医療費を貸与する制度を設けていますが、手続きが非常に複雑で申し込みにくいという話がありまして、あまり利用されていないというのが実態です。

重度心身障害者医療費の窓口無料復活を求める会が、この会で復活を求めるということで署名運動なんかもしていたんですけども、昨年27市町村を対象に実施をした調査結果を公表しました。この結果は昨年の山日新聞にも掲載をされました。この記事もそうなんですけども、実態が私は深刻な状況を反映しているなというふうに思ったんですけど、2018年1月末における重度心身障害者医療費助成の対象者の人数が全県で2万7,631人。本町では619人いました。そのうち1月中に病院にかかった人が全県では2万2,774人。本町では567人。そのうち10人の方が償還をされていないと。3カ月後ですから10月ぐらいに病院にかかった人が未納になっている。払ったら償還されるけども、償還をされないということは10人の方が払っていないということなんです。全県では208人いました。病院に行ったけれども払うことができなかったという方が208人。本町では10人。1回、そういうことがあった方がいくら重度で、病院に行かなければいけないというふうになっても払っていないのに、また受診できるかなと考えたときに、やっぱり二の足を踏んでしまうのではないかな。本来は1カ月に1回、2カ月に1回というふうに行かなくてはいけない重度の方たちが受診をされていないという実態がここにあるのではないかなということで、これはとても私、大きな問題だというふうに思いました。

町としてこの10人の方たちが償還されていない、医療費が払われていないということに対して追跡調査をされていますか。お願いします。

○議長（柿島良行君）

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

お答えをいたします。

医療機関の窓口で自己負担分の支払いがない場合は、医療機関から国保連合会を通じまして未納情報が町にもたらされるという仕組みになっております。その情報を受けまして、町ではその分の償還をいったん停止をするという手続きを行います。

ただいま議員がおっしゃられました、これは2018年の1月に診療を受けて2018年の4月に自動償還が行われるところ、窓口で自己負担の支払いがないために自動償還が停止されていた方が10人ということであります。

事務担当のほうに確認をいたしましたところ、そのような自動償還を停止した際には、その対象の方へ、今回自動償還ができませんというお知らせとともに、今後、そのお支払いをした上で改めて町へ、一定期間のうちに町へ請求をしていただければ、後日、助成ができますよというようなお話をさせていただいて対応をしているところで。

それで、その過程で事務担当者が、個々の事情がございますので踏み込んだ完璧な、未納の理由について100%完璧な把握というのはできませんが、可能な範囲で事務担当者が未納であった理由を確認した範囲で申し上げますと、主に未納の方の傾向としますと高齢で独居であったり、あるいは入院が継続されているケース、そういう方に未納の傾向があるということでもあります。それであともう1つは、その未納の理由としましては、お金を用意していないか、もしくは用意したお金が足りなかった。あるいは月をまたがって、まとめて支払うために、その当該月は未納扱いになるというケース。それからこれは残念ながら亡くなられたケースなんですが、死亡により支払いが滞ったというようなケース。だからすべて、個々の事情がいろいろなパターンがありますので、10の方がすべて要は医療費が用立てできなくて支払いができなかったというケースではないというのが実態だろうと思います。

そのようなことを把握しながら、一定期間内であれば、後日支払っていただいたものをお返しできますよということでお伝えしながら、できるだけ助成へつなげていくような取り組みは窓口ではしております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

今、課長に10人の内訳、どういう状況なのかということで、それはいろんな事情があって、みんながみんな、支払うことができないんじゃないんだということはおっしゃってもらったんだけど、でも多くの方がやっぱり支払いが大変だ、未納までいかなくても今払っている人でも大変な思いをして払っているんだよという方がいらっしゃったのは事実だと思うんですね。県が用意した、お金を貸しますよというので、1月の診療で貸与制度を申請した人が1人でしたよね。2017年の申請した人がたったの4人ですよ。全部で619人いる中で。いかに県はこういうお金を貸すからいいではないかと言っているけども、これが使いにくい制度だということが物語って、使いやすければきっと償還払いしてもらったほうがいいので、また次にも使えるということなので、使っていると思うんですけども、この人数しか使っていないところに私は問題があるんじゃないかなというふうに思っています。

県は障がい者の皆さんに全額を補助するという制度の根幹は、今後も変えずに持続可能とす

るために国のペナルティがかからないように、こういう制度にしたということを言っていますけれども、明らかにこの結果でも明らかなように、この制度ってすでに破たんをしていますよね。私はそう思います。みんなが今までと同じように医療を受けていられないという実態がありますよね。そここのところでやっぱり、これは本当に山梨県の先進的な制度だったんですけども、それが後退してしまったということで、本当に皆さん、命の危機にぶち当たっているのではないかなというふうに思って、この調査結果は本当に大きな問題提起をしているのではないかなというふうに思っています。

お金の問題ということもあると思うんですね。県は財政調整基金231億円のうちの9億円がペナルティがかかるというふうに言っていて、その9億円が大変だというふうに言っているんですけども、だけど、こういう障がいでも本当に医療にかかることが必要な人たちが医療にかかれなくなってしまっているということは、お金の問題ではないのではないかなというふうに私は思います。この町でも、国保だけですよね、そうすると今まで、このペナルティ部分がどのくらいだったのかという、大体試算ができていると思うんですけど、その金額を教えてくださいたいと思います。

○議長（柿島良行君）

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

お答えをいたします。

今年の1月末現在の重度医療の受給者、障がい児を除きまして成人の障がいの方、受給者の対象者が631名おります。そのうちペナルティの対象となります国保加入者は210人あります。

ペナルティがどの程度かかるかという試算につきましては、医療費でありますから、医療費を見込むというのは非常に難しいところなんですけども、かつての窓口無料の時代ですね、平成20年度から山梨県では窓口無料を開始しまして、平成26年10月診療分まで継続をしてきたわけなんですけども、各年度、過去の実績でまいりますとペナルティとして町の一般会計から国保特別会計へ繰り出した決算額を見ますと、いずれの年度も2千万円を超えまして、最高が平成23年度の2,934万円という実績数値でありますので、改めて窓口無料を復活させた場合には、ほぼそれに近いペナルティ額が、医療費ですのでなかなか見込みが難しいんですけども、過去の実績からするとほぼそれに近い数字になるんだろうと思っています。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

2千万円、決して少ない金額ではないし、大変な額だと思います。けれども、やっぱりペナルティの問題は、子どもの医療費の窓口無料に対するペナルティ問題でもそうだったんですけども、たくさんの運動もあって子どもの窓口無料は実現をしました。実態は市町村が先に進んで、あとから都道府県が追いつき、そしてやっと国が動き出したと。そういうような構図があると思うんですね。県と市町村が先に進まなければ、国のペナルティ解消待ちではまったく問題は解消をしないし、解決をしないのではないかなと。最初、課長と話をしていたときに課長は国のペナルティがあるから、そのペナルティを解消しないと、この問題はみたいなことで、私も一時はそうかなというふうに、大変なお金だしなというふうに思ったんですけども、でもこ

ういう実態を見ていたときに、本当にそれで住民の命や健康が守れるのかな、特にこういう重度の方たち、病院へ行かないと命にも関わるような方たちが、ペナルティを科せられるからということで、払うこともできないということで、病院にもかかれないという実態がある中で、国がペナルティを解消するまで待っているということは、本当に市町村や県のやるべきことなのかということを考えて、やっぱり子どもの医療費のときもそうだったように、やっぱり市町村がどんどん先に住民のために働いて、それを県がそうだなと認めて、そして国が全国的にそういう流れだから重い腰を上げるというようなことにもっていくには、やっぱり町からそういうことをしていかないと住民は、私は守れないのではないかなと思いますけども、先ほど言った2千万円、決して軽い額ではないは承知しています。けどもやっぱり、この金額が重度障がい者の命を救うお金だというふうに私は理解をしているんですけども、ぜひ町からそういう機運を高めていただきたいというふうに思うんですけども、町長、今までの話を聞いてどういうふうにお考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

国で平成30年度から未就学児については、ペナルティを科さない。これは、町は県よりも早めにやろうとしたら県が4月からやりましたので、要は健常者と重度心身障がい児、その逆転現象があったから、未就学児のみならず、子どもについては町としてもやろうということでありました。

ただ、今回、先ほど言いましたとおりピークで3千万円弱のペナルティを科せられるということは、今、町の財政を見てもいかに節約、節減していくかということの中で、ペナルティはどうしても避けたいということなんです。もちろん医療を受けるにあたって、窓口無料といったん払ってからの償還払い、若干複雑にはなっているんですけども、医療を受けられないということではないので、できれば、これから町村会なんかを通じて各町村が一体となって、市も含めてですね、国のほうへ働きかけていくというのが今は賢明な対応かなというように考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

県職だった町長だから県の言うとおりのことをおっしゃるけども、受けられない人たちがいるというのは現実ですよ。この1月だけでも10の方が償還をされなかった。1月だけです。全部が全部、そうではないにしても、でも実際問題、負担ができなくて病院に行けない方がいる。県が言っている全部の方たちに保障しますよということはもう破綻をしているということはこの数字で、全県で208人もいるわけですから、破綻しているということは明らかで、やっぱり町の仕事というのはこういう方たち、住民の医療や命をどういうふうに救っていくのか、守っていくのかということが私は町の仕事だというふうに思っている。ぜひ国のペナルティ解消待ちではなくて、市町村からこういう流れをつくっていく、町民を守るという立場でしていかないと、本当にこういう方たち619人の方たちの中でも、567人ということで、医療を受けていない人たちがいる中で、その中で10人というような結果が、ここ

にもう数字として出ているわけですから。やっぱりこういう重度の方たちの医療をどうやって守っていくのか、命をどうやって守っていくのかということでは、私はぜひ2千万円、3千万円って高いお金ですけども、そういう意味ではぜひ決断をしていただきたいというふうに思います。答弁は今ので分かりましたので、いつまで待っても私は待っている限り無理だというふうに思いますので、ぜひそのところは決断をされることを要望したいと思います。

次、4番目ですね。農業用水路の取り入れ口の整備ということで、これは何回も私、一般質問をしていますけれども、まずこの原因ですよね。これの農業用水路取り入れ口となっている河川の整備状況ということで質問をしたいと思います。

以前にもこの質問をしました。地理的、地形的にも困難な農地で耕作者の負担が増えている中で農業を守りたいとの思いで、皆さん本当に努力をしています。豪雨による河川の氾濫と護岸工事による重機の乗り入れ等のため、川底がかさ上げされているため、豪雨のたび取水口が土砂で埋まってしまい、その都度、耕作者が用水を確保しているのが現状だと思います。

本流の河床を本来の位置まで低くすることにより、取り入れ口への被害を最小限とするための河川の整備が必要だと思っています。このことについて、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えします。

農業用水路取り入れ口となっている河川は、河川法により一級河川は国土交通大臣、ならびに都道府県知事、二級河川は都道府県知事、準用河川は市町村長がそれぞれの河川管理者として洪水などによる災害の発生を防止し、公共の安全を保持するよう適正に管理することとなっております。

しかしながら、河川の流れの変化や河床状況の変化といった河川の経年変化により河床が下がり取水が困難になったり、また近年の集中豪雨や台風などの大雨により土砂が堆積し取水口がふさがり等、取水に影響を及ぼしております。町も状況把握に努め取水に影響がないよう引き続き河川管理者には状況に応じた河川整備、ならびに管理をお願いしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

河川管理者、いろいろいるとは思いますが、やっぱりいろんな河床が高くなって困るというような要望は各地区でも出ているということで、その整備はいろんなところでやっていただくということで、ただ、こういう耕作をするときの取水ですよね。これがもともとが高くなってしまっているから、そのたびに負担を住民負担、前、一般質問をした中で、今まで5割だったのが2割に改善をしていただいた、それはすごく評価をしているんですけど、ただ、その2割になっても耕作者が少なくなっているところで、負担できなくてやめてしまったと。2割になってもその中でやめてしまったという集落があるんですね。そうしたら、ではどうしたらいいのかということを考えていくのが町の仕事だというふうに思います。

ある方から聞いたら、30年度で整備するのに38万5,020円かかったと。その2割で

7万7千円。6軒で割ったら大体1万3千円。年金で暮らしている人たちが毎年毎年、この額、払わなければいけない。農業をするにはもっとお金もかかるわけですよ。そう考えるとやっぱりお米を買ったほうが楽だということで、一生懸命農業を守りたい、農地を守りたいという思いでやっけていても、負担しきれずにやめてしまっているというのが、2割にさせていただいても、そういう状況があるというところで、ではどうしたらいいのかということを考えていくべきではないかなというふうに思うんですけども。2割になったという住民負担ですよ。私たち議員で農業委員との懇談会をやったときにも身延地区からそういうような要望があったことを覚えているんですね。それから区長要望にもそういう要望がありました。みんなやっぱり困っていると。なんとか農業を守りたいんだけど、この負担が重いということで、ではどうしたらいいのかということをごひ考えていただきたいと思うんですけども、今回、またこういう質問が出たということで、いろいろ考えていただいたと思うんですけども、日ごろどういふようなことで、農業振興をしていこうというおつもりなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

②の住民負担の軽減についてということでよろしいでしょうか。お答えします。

現状では農業水路の草刈り、清掃、泥上げのように農業用水路を利用するために必要とされる日常的な維持管理は原則として地元の皆さまにお願いしております。

本町では農林水産業の振興を図るため、農業用水路の整備に対する補助制度を設けており、農業取水ポンプのオーバーホールおよび新規購入にかかる費用、田用水路の取水口の改修や水門ゲートの改修に関わる費用、個人所有の費用、石積み擁壁などの災害崩落による改修に伴う費用、河川などからの取水口や水路等の土砂撤去に関わる費用等の一部として受益者負担いただき事業を進めております。

受益者負担の軽減につきましては、平成28年4月より受益者負担を5割から2割に軽減した経緯がございます。28年以降、この利用者は増加しており、利用者の皆さま方からは大変ありがたいと感謝の言葉をいただいているのも事実でございます。

現在、本町の農業を取り巻く環境は過疎化、超高齢化により、その担い手が不足し、大変厳しいことは承知しておりますが、農業行政ばかりでなく特定の行政サービスの受益者には、それに要した費用の適正な負担を求めていくことが町民間の公平性の確保につながることを考え現在の負担割合は適正と判断しております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

5割から2割になって喜ばれているというのは事実だと思うんですね。ただ、2割になっても大変で負担しきれない人たちをどういふふうなことで救っていくのかって、そこのお答えをいただかないと納得できないというふうに思うんですけども、適正というふうにおっしゃったけれども、適正ではないからやめていくんではないですか、みんな。負担しきれないということで、ではどうしたらいいのかということをごひ考えていただきたいと思うんですけど、そのまま適正ですと言い切ってしまったら、もうこのままということですよ。どんどん農

業者は減っていくと。負担しきれなくてどんどん減っていくということで、それでいいんでしょうか。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えします。

水利負担ができないから農業をやめる、イコールやめるという、一元的の考え方はいかがと思いますが、やはり受益者負担の原則という考え方は、今の社会の仕組みは行政がどのように役割分担をするかという論点につながる重要な概念だと認識しております。やはり負担させない範囲を広げますと受益者と、受益を受けない方より世の中の不公平感を増す要因と考えております。

先ほど農業の放棄につながるということですが、別の問題もあると考えて、やはりそういうものも考えて対応していきたいと思います。

よって、現在の2割負担につきましては、現段階では適正と考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

これ以上やっても同じかなというふうに思うんですけども、私は適正ではないから、やめてしまう人がどんどん増えているのではないかなというふうに思うけど、適正で、その考え方を变える予定はないということですね。それで農業を守っていけるんでしょうか。もう課長に言っても無理だから、今までの、町長どうでしょうか。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

課長が答弁した内容については、もちろんわれわれも一緒に考えた答弁でございます。それとやっぱり受益者がある程度、負担をしてもらわないと、こうなってくると山のこと、田んぼ、畑のこと、すべて町が100%負担をしていたらおそらくこの町はまわっていかない、つぶれてしまうと思います。5割を2割にした時点でも、私もそのときは副町長でいたのかな、たしか。かなりのサービスの向上と言うんでしょうか、負担を町もするという覚悟でやりましたので、まだそれをして数年しか、2、3年しか経っていないんですね。もう少し状況を見てどうということが一番いいのかということを考えたいと思います。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

では2、3年しか経っていないということで、今後の状況を見るということで、またしたいと思いますので、よろしく願います。

以上をもって私の質問を終わります。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は2時10分とします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時10分

○議長（柿島良行君）

一般質問を再開します。

次は通告の5番、芦澤健拓君の一般質問を行います。

芦澤健拓君の質問を許します。

登壇してください。

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

通告に従って一般質問を行います。

その前に1つだけ、皆さんにご報告しておきたいことがあります。これは、ある団体の代表者の皆さんから頼まれた件でございまして、去る3月3日の夜7時から三沢市之瀬間バイパスの実現を図るといふそういう会がございまして、県議2名と、この議会の10名の皆さんに参加していただきました。

この件は、私もこの場所で3回ほど一般質問でさせていただきましたけれども、県道9号線のバイパスとして三沢市之瀬間にトンネルを掘ってほしいというお願いでございまして。これに180何人の住民の皆さんが集まりまして、この実現のために今後、署名活動とかカンパ活動とかを行っていききたいという話でございました。この件について、ぜひこういう機会に皆さんにお知らせしていただきたいということで依頼されましたので、まず質問の前に少しだけお話しさせていただきました。

それでは質問に入ります。

外国人の技能実習制度と外国人労働者の受け入れに対する町の対応についてお聞きします。

はじめに本町にも外国人労働者が就労していると思いますけれども、その人たちの国籍別、在留資格別、業種別についてお聞きしたいと思います。在留資格別では外国人技能実習制度を利用している企業が本町の中にもあるかどうか、もしあればその数はいくつあるのかを併せてお聞きしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

身延町内にお住まいになっている外国人につきましては、住基登録者全体で63人の方が技能実習で登録されております。国籍はインドネシアから14人、タイから21人、ベトナムから2人、フィリピンから26人です。勤務先は企業の寮の住所から判断いたしますとコンクリート製造業、金属加工業、精密機械業、自動車部品業であると推測しております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

この技能実習制度というのが昨年の臨時国会でも大変問題になった制度で、これは臨時国会で出入国管理法改正法案というものが審議されたときに、この技能実習制度に問題があるということで野党や多くのメディアからも指摘されて、この法案の審議も本当に不十分なままに与党の多数決で強引に可決されたと、そういう事態がありました。その後、いまだに制度運用の詳細が示されないまま、まもなく施行期日の4月を迎えようとしております。もともと技能実習制度を定めている技能実習法には、基本理念として技能実習は労働力の需給の調整の手段として行われてはならない。つまりいろんな人手不足を補うために利用してはいけないという建前がございます。特に人手不足に悩む中小企業が実習生を多く受け入れているという現状があります。

先ほどの観光課長からの答弁の中にもありましたけれども、本町にも技能実習生がいらっしやって、その人たちがおそらく中小企業で働いているのではないかというふうに思います。

昨日の朝日新聞では、日立と系列10社が技能実習生の業務を巡って勧告指導を受けたという記事がございました。日立グループの親分は、経団連の中西宏明会長という、そういう人のもとでもそういうことが行われていたと。特にいろんな場所で、実際は技能を習得できないような業務に従事させられていたと。あるいは基本給が約13万円と、最低賃金に満たないというところもあり、その差額を支払うように求められていたと。外国人技能実習機構という国の監督機関がありますけれども、ここの実地検査でこういうことが分かったわけです。

そういう中で、本町にもおそらく今後、技能実習制度、新たに技能実習制度が法改正によって変わってきておりますけれども、もともとが技能実習制度は発展途上国への国際貢献であると、そういう名目で外国からの若者を受け入れて、技能を習得したら国に帰って母国のために役立つようにという、そういうきれいごとの制度であると言っております。

しかし実際には日本で不足している労働力の確保が目的である、そういうことを中小企業も十分承知していますので、技能実習制度で入国した若者を雇って契約どおりの給料も払わず粗末な住居に住ませながら、一方では家賃やガス代、水道代などの必要経費を天引きで差し引いている、そういう企業も多いということをいろんな報道で見っております。

現在、日本に住む外国人は260万人を超えていまして、そのうち働く外国人は146万人と言われております。改正した法律によりますと建設、農業、宿泊、介護、造船などの単純労働分野にまで範囲を広げることが認められて、今後5年間で最大35万人を受け入れるという予定でございます。単純計算でも外国人の労働者が180万人を超えるということになります。

本町でも今後、技能実習制度による実習生を含め外国人労働者の就労が増加することが予想されます。そこで外国人労働者と、その家族の受け入れについて町はどのように対応する予定なのか。新たに認められた業種のうちの新規5業種のうち造船を除く建設、農業、宿泊、介護、こういう分野でどれだけの人数を受け入れることができるのか。どの分野に何人というふうにあらかじめ決めておくことが必要であると思っておりますけれども、その人数はどのように考えているのかをお伺いします。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えします。

外国人労働者の受け入れにつきましては、企業の規模、業績や業務によって受け入れ人数が決定されると思います。町内各企業と連携を密にし、受け入れ可能人数の把握等に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

先ほどの答弁の中にありました現在、技能実習制度で63名の方が本町にいらっしゃるということですが、今後、先ほども言いましたように業種が増えます。今までは9業種だったのが14業種になるというふうなことで、しかも単純労働が増やされるということになりますと、当然、中小企業の、特に建設業だとかそういう単純労働で受け入れる企業というのは増えてくると思います。このへんをあらかじめ町のほうとしても考えておく必要があるし、今後、企業に対してどういうふうな指導を行っていくのかということも決めておかなければいけない、検討しておかなければいけない、そういうふうに思いますけれども、その検討する部署はどのへんになるのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えいたします。通告の3番でよろしいでしょうか。お答えさせていただきます。

商工会等の協力をいただきながら、受け入れ人数の把握につきましては観光課で対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

先ほどから観光課が全部お答えいただいているので、そうだろうとは思っていましたが、この検討する必要があるというふうに考えておりますけれども、観光課のほうではどのようにお考えでしょうか。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

先ほど申しましたが、外国人労働者の受け入れにつきましては企業の規模、業績、業務によって受け入れ人数が決定されると思っております。企業で受け入れるということですので、これにつきましては、人数等の把握につきまして、観光課で対応させていただくというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

技能実習制度の根本的な問題点と言いますと、例えばベトナムとかタイとか、そういう本国からこちらに来るときに、まず本国で日本へ送り出すための期間があつて、そこでまず実習生の候補者から手数料を取ると。それから日本に来る旅費がない場合には、その人たちに金を貸すということで日本に入ってくる。日本では管理団体というのがありまして、それを受け入れて、それを各企業に割り振るといふか、そこでまた手数料を取るところで、いろんな問題が起きてくるということがあります。

今、課長のご答弁によりますと、言ってみればすべて企業まかせといふか、受け入れる企業にすべてお任せのような話でしたけれども、特にこの法律施行の前に技能実習制度の取り扱いとか、あるいは外国人の受け入れについて法務省のほうから省令とか通達などでこういうふうにしてくださいみたいな話はないのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えさせていただきます。

外国人技能実習制度につきましては平成28年11月28日に公布され、平成29年11月1日に施行されており、施行に当たつての省令や通達が既に出されています。

山梨県内の自治体、企業、団体を対象に平成31年2月8日に法務省入国管理局から新たな外国人受け入れにかかる制度の説明会が行われるとともに法務省による制度の概要説明が行われました。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

その内容はどんなふうなものだったのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えさせていただきます。

自治体も2名以内ということで出席いたしました。内容につきましては、企業向けの内容でございました。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

技能実習法には実習実施者の責務と管理団体の責務という規定がありまして、そこに国および地方公共団体が講ずる施策に協力しなければならないという文言が書かれています。地方公共団体にも、なんらかの施策が必要であるといふふうに言っていると思いますけれども、具

体的にそういうものについては何か話があるのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

技能実習法では第4条第2項において、地方公共団体は国の施策と相まって地域の実情に応じ、技能実習の適正な実施および技能実習生の保護を図るために必要な施策を推進するように努めなければならないとされております。

企業や技能実習生の実情の把握に努めるとともに、国や県の動きを踏まえ、技能実習生が地域住民として生活していくこととなりますので、安心・安全に本町で生活できるように対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

だからなんらかの施策を講じなければならないというふうに言っているわけですから、特に今後、技能実習生が増えるということが予想されるわけで、それに対する対応はやはりきちんと持っていなければいけないと思いますし、実際、今現在、技能実習生に対するなんらかの関わりを持っているのかどうか、そのへんについてお願いします。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えさせていただきます。

先ほども申しましたが、県からの説明会につきましては一度ございました。今後なんらかの形で、国、県の動きがあろうかと思いますが、そういったものを注視しながら対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

この技能実習制度ではいろんな問題がありまして、まず犯罪をおかす人もいるというくらい、非常に問題の多い制度でございます。結局、先ほども言ったように中小企業が実習生を受け入れることが多いということから、さっきの日立なんかの大手の企業でもそういうことがあるようですけれども、ちゃんときちんとした契約があるのに、その契約に従って給料を払わないとか、その給料の中から天引きしてしまうために生活ができなくなる。ベトナムとかミャンマーとかという人たちが結構多いんですが、その人たちは5年間の技能実習生の生活の中で5年で500万円くらい貯めれば国に帰ってなんとかなると。家も建てられるというふうなことでやってきているようです。ところが今言うように、いろんな問題があつてなかなか日本で生活すること自体も難しいと。そういうことをなくすためにやっぱり地方公共団体がなんらかの施策を講ずることが必要なのではないかなと。そういうことで、たぶん技能実習法の中にもそう

いう文言が書かれているのではないかと思います。

そういう、実際に技能実習生がどんな生活をしているのかというところまで踏み込んで、なんらかの施策を講じるという、そういうお考えはありますか。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

現在、生活されている方がどこにお住まいで、どういう生活をされているのかということにつきましては把握をしていないところでございますが、今後必要に応じまして、そういったことの対応も検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

技能実習生が一番大変な思いをしているというのは、やっぱり言葉の問題だということで、国もそういう、例えば保険の問題ですとか医療の問題、いろんな問題が受け入れられるというふうな、ワンストップでそういうものができるというような、そういうものをつくったらどうかというふうな考え方もあるようですけども、実際には先ほども言ったように、いろんな施策が遅れている。入国管理の改正が4月から実際には施行されるわけですけども、それに対していろんな問題を全然解決していない、あるいはいろんな問題について、各自自治体なんかにもそういう考え方を示していないと。これはうちだけではなくて、日本中のそういう自治体がこの国がやっていることはよく分からないということで、非常にこの問題を重く考えている自治体が多いということを読みました。そういうことで、非常に問題のある制度でございますので、ぜひとも今後、よく注意をしながら運んでいっていただきたいということと、観光課でこれをやるというのがよく私には分からないんですが、業務の区分でそういうふうになっているんでしょうけども、これ町を挙げてというか、町がどういうふうに対応していくのかということもやっぱりきちんと考えていかなければいけないと思っておりますけども、町長いかがでしょうか。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

芦澤議員もお分かりのことで、商工会関係が観光課にありますので、とりあえず今、窓口を観光課にしております。ただ、いろんな分野で接点があるんですね。住民票の関係は町民課になりますし、また、あといろんな関係する部署も出てくると思いますので、課を超えた中でしっかりと来町した外国の方々が町民と同じようなサービスを受けられるように対応していきたいというように考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

そういう、本当に町を挙げてというか、町でいろんな関係課が、町民課、あるいは福祉保健課等も今後、関わりが出てくるのではないかなと私は思っていますけども、そういうどこでもとにかく関係の各課で対応していただきたいというふうに思います。

ちょっと質問を変えますけども、私、現在、未利用公共施設活用検討委員会というのに所属しておりますけども、最近、第一次提言書を提出したということで、旧下部中学校を五条ヶ丘活性化検討委員会が積極的に進めているゆるキャン△の柱にするというふうなことで活用を考えていると。

技能実習制度によれば、不自由なく日本での生活が送れるレベルの日本語能力が必要とされるというふうにされています。今後、外国人労働者とか技能実習生が多くなった場合、必要な言語を取得しなければならないという問題が当然、発生してきます。検討委員会では旧下部小学校校舎は集客施設として貸し出したらどうかというふうな案が出ておりますけども、私は外国人向けの日本語学校を開設して、県内に在住する外国人に利用してもらうことを考えたらどうかというふうに提案したいと思っております。

非常に多くの外国人が来るわけですから、当然、中国語、英語、フランス語、タガログ語、ポルトガル語、スペイン語とか、いろんな外国語を教えなければならないということになると大変な話ですけども、基本的に在住する人数が多いところの言語を考えていけばいいのかなというふうに思います。

当面は外国語を教えられる講師を探すことが可能かどうかということもありますので、そのへんから始めなければいけないとは思いますが、最近では74カ国語に対応する翻訳アプリとか翻訳機なんかも販売されているようですけども、役場への提出書類とか医療、国保に関する問い合わせ、こういうことについて今までの対応がどんなふうになっていたのかということと、そういう人々に対するワンストップ機能を持つ部署を設けるということも必要だと思いますけども、この翻訳機とか翻訳の通訳を雇用するとかという、そういうことに関してどのように対処する予定であるのかをお聞きします。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

外国人労働者等の対応につきましては、地方自治法第10条第1項に市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村およびこれを包括する都道府県の住民とする。また第2項には住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負うと規定されておりますことから、生活の本拠である住所を本町に有する外国人につきましては、他の町民の皆さまと同様に行政サービスを提供していく必要があると思っております。

現在、本町の窓口で手続き等で訪れます外国人の方につきましては、雇用する企業の通訳の方が同行し対応をしていただいております。

総務省では窓口で外国人が来庁した際、言語が聞き取れない場合などのため、総務省のコールセンターを開設し、多言語通訳サービスも行っているところでございます。

今後は本町といたしましても、先ほど議員もおっしゃいましたように翻訳ソフトなども検討

する中で外国人労働者への対応を検討していかなければならないと考えています。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

外国人労働者技能実習生につきましては、以上で質問を終わります。

次に今年度が最終年度となる地方創生総合戦略のアクションプランについて、お聞きしたいと思います。

私、現在、地方創生総合戦略検証委員会の委員を務めさせていただいておりますけども、昨年10月の会議の前に身延町総合戦略アクションプランという文書に基づいて、各委員からの質問と意見を徴して行政側がこれに書面で答えるということが行われました。委員会では重要業績評価指標KPIという数値指標を用いて、それぞれの事業について検証したわけですけども、私はそういう委員でございますので、このまち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、議員の皆さまにもある程度、説明をしてきたわけでございますけども、アクションプランの詳細について理解を深めていただきたいという思いで、改めて行政サイドにいくつか質問したいと思います。

はじめに地域に根差した雇用の創出、農業振興による新たな地域産業と雇用の創出ということで、あけぼの大豆の六次産業化についてお聞きします。

この事業では、旧原小学校を改修した拠点施設整備に8,710万円が費やされたほか、あけぼの大豆振興協議会に対して合計で1億4,600万円という補助金が支出されております。町が主体事業として六次産業化を進めているという中ですので、これだけの巨額な支出があるのもやむを得ないことかなと思っておりますけれども、特に振興協議会に対しては平成28年から30年までの3年間で6,800万円が支出されております。私はこの支出について報告書などが出されているのかどうかをお聞きしましたが、担当者からはアクションプランの6ページに内訳が掲載されているので、それを見てくださいというふうに言われました。

内訳として大まかな支出項目は示されておりますけれども、補助金の詳細についてはよく分かりません。もちろん町主体事業として実施されているので、支出の明細、それに対する会計監査等もなされているとは思いますが、大きな金額でございますので、当然、会計を担当する事務局等は町にあって、その監査も町の監査委員が担当されていると思っておりますけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えします。

身延町あけぼの大豆振興協議会には平成28年2,849万8,776円、平成29年2,304万7,121円、身延町から補助金として支出しております。この補助金には県を通して国からの交付金を充当しており、年度終了には各々の実績報告書を提出し認めていただいております。また国の交付金ということで、会計検査院の検査の対象となっており、昨年12月に受検しましたが、特段、支出につきまして指摘は受けませんでした。

なお、協議会の監査は協議会役員、監事が実施しております。平成28年、29年度、監事

2名、JA選任委員1名、商工会選任委員1名でしたが、町から多額の補助金を支出しているということで、平成30年からは規約の改正を行い、町の会計課長を加え平成30年度3名となっております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

会計監査はそうすると振興協議会の中でやっているということですね。これ、今、課長の報告にもありましたけども、補助金が非常に多額ですので、大変私もその点が気になっていたわけですが、会計検査委員の検査も受け会計監査も行い、町の会計課の職員もこの会計に加わっているということで安心いたしました。

次にアクションプラン11ページに観光資源の魅力アップと環境整備による観光産業の拡大、道の駅、和紙の里、ゆばの里などの魅力アップという項目で、平成30年度以降の計画としてゆばの里、和紙の里、道の駅しもべの3カ所に電気自動車用の充電スタンドの設置費用として1基900万円、計2,700万円が計上されております。最近の町のホームページによると身延町駐車場と道の駅しもべに充電スタンドが設置されたという記事が出ておりました。この2カ所の充電スタンドの設置費用がいくらだったのか分かりませんが、果たして充電スタンドの需要がそんなにあるのか、採算が取れるのかという疑問があります。

電気自動車の普及台数と充電スタンドの需要などの予測をどのようにしてきたのかということについて、あるいはこの実施をどういうふうにして決めたのかについてお聞きしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

一般財団法人電力中央研究所によるシミュレーションでは、約30キロメートルごとに充電器が設置されていれば欠電は起きないとされています。現在の状況は計算上、平均26.5キロメートルあたりに1カ所設置されており、かろうじて欠電が計算上は発生しない状況であります。ただし、都道府県別に設置箇所を見てみるとばらつきがあり、30キロメートルを超える地域も存在します。このような地域においては欠電の不安を払しょくできず、空白地帯の解消に向けた充電施設の最適配置の取り組みが期待されているところです。

今回、身延町内に設置した2カ所、議員が申されました道の駅しもべ、町営身延山仲町駐車場のEVスタンドにつきましては、日本充電インフラ株式会社からの提案によるもので、三者により協定書を締結し進めてまいりました。

基本的に今回設置しました2カ所の設置費用、ならびに設置後の保守点検等につきましては、日本充電インフラ株式会社の関連会社である大樹環境システム株式会社が事業主体となり、負担してくれますので、自治体の初期費用の負担はございません。

6年目以降につきましては、5年間の運用後、協議を行うことになっております。仮に撤去の場合でも撤去費用等は事業者負担となります。譲渡の場合は無償譲渡となりますので、利用状況等のデータ収集を行い判断材料にしたいと思っております。

今回の施設の規模と同等の充電器を町負担で設置しますと、業者によって多少異なりますが工事費が680万円。ランニングコスト、基本料金、年間66万円。電気使用料が年間20万4千円。保守点検委託料が年間15万円となり、今回の設置は大変有利な事業であったと思っております。

観光客の皆さんや町民の方々にもぜひ利用していただきたいと思ひまして、1月の広報に利用方法等を掲載させていただきました。利用時間は道の駅しもべにつきましては、施設が開館している時間帯で5月から9月につきましては、午前9時から午後6時。10月から4月につきましては、午前8時から午後5時でございます。水曜日は休館日となっております。町営身延山仲町駐車場につきましては、24時間利用ができます。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

こういう細かいことがよく私にも分からなかったものですからお聞きしましたけども、日本充電インフラ株式会社というところが全国に設置するというふうなことになっているんですか。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

今回につきましては、空白地域を優先的に設置するもので、その業者から町に昨年、提案がございまして、空白地の解消のために設置したらどうでしょうかと提案をいただいたところでございます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

大変有利な条件で設置されたというふうに思いますけども、実際この充電スタンドの利用状況等についてはどうでしょうか。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

私の資料、大変古いと言いますか、2月19日現在でお答えをさせていただきます。

身延山の仲町駐車場につきましては、設置から2月19日までに21回の利用がございました。また道の駅しもべにつきましては、20回の利用がございました。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

これ、すみません、一緒に聞けばよかったんですけども利用料はおいくらですか。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えさせていただきます。

利用するためにはカード等の登録をしなければならないというふうになっておりますので、その充電時間によっても変わってまいります。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

同僚議員からいろんな疑問点が提出されましたので、ついでにお聞きしましたけれども、非常に有利な形で配置ができ、それから今後もたぶん利用する人が増えてくるのではないかなと思います。

次に同じく18ページには、観光資源の魅力アップと環境整備による観光産業の拡大としてインターチェンジを活用したモデルとなる広域周遊ルートを作成し、観光客に向けてPRという項目があります。3月10日には中部横断自動車道の下部温泉早川インターまでが供用開始となると。私、以前、下部温泉駅の近くの山のてっぺんに設置されていた下部温泉郷という看板について、もっとほかの場所にと、インターの近くにとというふうに考えていたわけですが、作ったらどうかという提案をさせていただきましたけども、すでにその時点では県からの補助金が出されているということになっておりまして、変更は無理であると言われました。

今後、下部温泉早川インター周辺の目指す場所に下部温泉郷のPR看板を設置することはできないでしょうか、お聞きします。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

最初に下部温泉郷の大型看板のことだと思いますが、他の場所に作ったらどうかの質問に、すでに県の補助金が決定しているので無理であると、そういう旨の答弁をされたと言われましたけれども、当時、現望月幹也町長が副町長時代の平成28年第1回3月定例議会の折の質問だと思いますが、芦澤議員からは看板設置について地元の要望と地元に対する説明について質問があったと思っております。

当時、副町長であった望月幹也町長は、地元の方と地元選出の議員から当該地へ設置要望を受けていると答弁をしたところでございます。

次に下部温泉早川インター周辺への温泉郷のPR看板設置について答弁させていただきます。

平成29年度に身延山、内野日総法主猊下から観光振興に寄与したいといただいたご寄附で中部横断自動車道の各インターなどから各施設へ誘導するサイン看板14基を設置した中の1つとして、下部温泉早川インターの出口から県道9号線に接続する手前の左側に下部温泉郷3キロという看板を設置いたしました。

また、県道9号線と300号線に接続する手前の看板にすでに下部温泉郷の道路標識と下部温泉郷エリア看板の2つが設置されております。

なお、インター名につきまして、国土交通省にご配慮いただきまして下部温泉早川インターという名称になりましたので、大きな案内看板にも匹敵するものだと思っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

サイン看板を14カ所設置していただいているということで、今後、おそらく下部温泉早川インターといっても、下部温泉を目指していらっしゃるお客さまが多いと思いますので、ぜひそんな形で利用されていただければと思います。

次に今までも何回かこの場所でお聞きしましたが、どうしても結論が出ていないというふうな感じが私の中でしておりますので、身延町版CCRCについて改めてお聞きしたいと思います。

CCRCの名前は継続的なケアを提供する高齢者向けコミュニティというふうなもので、アメリカでは2千カ所以上が設置されているということを知っております。国の地方創生総合戦略の中でも日本版CCRCの創設を検討するということが盛り込まれているために、本町でも廃校となった小中学校の利用方法の1つとして、身延町版CCRCという構想がスタートしたわけでございますけれども、今現在、日本におけるCCRCというのはむしろ、いわゆるサ高住という、サービス付き高齢者用住宅というふうなものが多くて、購入費用とか利用費用も大変高額になるために本町には適さないという説明を受けております。

現在、身延山大学と横浜市立大学の連携で事業が進められていると聞いておりますけれども、具体的な内容については、まだ発表できるようなものになっていないのか。大まかな内容、あるいは構想について、現在、発表できる部分があればぜひ発表していただきたいのと、できれば議会に対しても資料を提出していただきたいと思っております。この点について、お聞きします。

○議長（柿島良行君）

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

お答えをいたします。

身延山大学は山梨大学を事業責任校とした地（知）の拠点、COC+事業の参加校として横浜市立大学とともにCCRCに関する検討に取り組むことといたしまして、身延町も総合戦略の中に空き校舎を活用した身延町版CCRCを位置づけ、両校の取り組みに協力してまいりました。

具体的には、久那土小中学校の校舎を活用したCCRCを想定し、学生による校舎の下見、ワークショップ形式の現地実習型研修を経て、久那土中学校校舎を利活用した地域拠点づくりという1つの提案にまとめられ、町に対するプレゼンテーションも行っていただいたところであります。その後、久那土地区内の高齢者宅を実地に訪問しまして、移住希望などについての聞き取りも学生が行っているところであります。

そのような大学の取り組みの成果、また未利用公共施設活用検討委員会の委員の意見も頂戴しながら、今後空き校舎を活用した身延町版CCRCについて医療や介護関係者のご意見も参考に町としての一定の考え方をまとめたいと考えております。

最後に議員のほうでおっしゃられた資料等につきましてということなんですが、現在、町と

しての独自のものはございませんので、そのような状況であります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

町としてのそういうものがないというのは、大学のほうではそういうものがあるという、そういう意味ですね。分かりました。

次に先日、峡南広域行政組合の計算センターの関係、今度、情報センターという、名称が変更になるようですけども、その議員研修で東京都にある地方公共団体情報システム機構というところに行って、自治体クラウドに関する視察研修を行ってまいりました。その研修後の質疑応答の中で代表理事である久保市川三郷町長からデジタルサイン化が進捗して印鑑の需要がなくなるのは困るという訴えが出されました。本町でも下部地区では、下部地区だけではありませんけれども、昔から印鑑やケースの製造販売に携わる人たちが多く、これはその人たちにとっては死活問題であるという訴えも聞いております。

今後、峡南地区で力を合わせてこの問題に取り組んでいくことが必要であると考えますけれども、町長のお考えをお聞きします。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

国においては、平成28年12月に官民データ活用推進基本法が成立し、データ流通環境の整備や行政手続きのオンライン利用の原則化など、官民データの活用に資する各種施策の推進が政府の取り組みとして義務付けられました。

先月、新聞報道によりますと政府は行政のデジタル化を推進するための法案を今国会に提出する見通しでしたが、法人設立時の印鑑届出義務を廃止する内容は、届出法案から切り離すとしており、法務省の担当者は印鑑や印鑑証明書は今も相当数使われていることを法務省としても大事にしていきたいと強調しましたが、臨時国会を目指し再度検討することになっているとし、印鑑届出義務をなくす政府の方針に変更はないとしております。

印章制度文化を守る議員連盟の事務局長である中谷真一衆議院議員は、新しい技術などの勉強を重ね、政府の目指すデジタル化の動きに印鑑ものついていけるような方策を提案していきたいと話しております。

山梨県内の動きとしましては、平成30年7月21日、土曜日、甲府市内の印章業の皆さんと内閣府とデジタルガバメントの実行計画に関する意見交換会が行われ、山梨県選出の国会議員の皆さんが出席されました。

本町においては、中学生の卒業時および新成人の方々に印鑑を送っております。また身延町の商工会員として現在、印章業関係者が多数加入しております。印鑑は個人認証など日本人の社会生活に切っても切れない重要な役目を果たしており、芸術性が高く文化的役割もあり、長い歴史の中で本町においても伝統工芸として大事な産業であり、商工振興の面から商工会と情報を共有しまして、近隣町と連携を密にしながら国などに働きかけてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

ぜひ、その取り組みをよろしくをお願いします。

最後の質問になります。12月議会でも質問いたしましたけれども、日本と本町の農業の未来のために、先ほど同僚議員からも川の取水の問題で農業の問題が出ましたけれども、本町の農業の未来のために主要農作物種子法廃止に伴う県条例の制定を提案していただきたい。そういう思いでお聞きしたいと思います。

12月にも申し上げましたように主要農作物種子法というのは、戦後の食料増産という国家的要請を背景にして、国と都道府県が主導して優良な種子の生産普及を進める必要があるという観点から昭和27年に制定されたわけです。ところが現在の安倍内閣は、TPPにアメリカ合衆国を参入させるということを目的に、国会で衆参合わせて、たった10時間の審議で昨年4月にこの法律を廃止しました。

北海道、新潟、富山、長野、埼玉、兵庫などでは種子法に代わる条例を制定して、都道府県が主体としてやってきた、そういう主要農作物の種子の安定的な生産普及について、種子法に代わる条例を制定しています。これらの条例には、自ら普及すべき優良品種、奨励品種を指定し、原種と原原種の生産、種子生産圃場の指定、種子の審査制度などが盛り込まれております。

山梨県でも種子法に代わる条例の制定をして、今後の主要農作物の確保を図っていくべきであると思います。

この条例の目的は米、麦、大豆などの主要農作物の種子の安定的で安全な生産を図り、グローバル企業による遺伝子組み換え作物の無制限な普及から国民を守り、化学肥料や消毒薬の過度な使用を防いで安全な食物を生産するというもので、国民の安全・安心を守り農業生産の安定を図っていくというもので、私たちが議会としても今後、県に対して意見書の提出を検討すべきであると考えておりますけれども、町として県への提案を検討していただくことはできないのでしょうか、お聞きします。

○議長（柿島良行君）

望月産業課長。

○産業課長（望月真人君）

お答えします。

平成30年第4回定例会でもお答えしたとおり、県が指定した奨励品種については種子法廃止後は県主要農作物生産改善協会事務局（全農山梨県本部にあります）が主体となり、水稻、麦および大豆の奨励品種の種子生産に取り組んでおり、県は山梨県農作物奨励品種規定に基づき県内奨励品種の生産安定のため、従来どおり総合農業技術センターにおいて原原種および原種の生産および採取団体への配布を行っております。

このように県の奨励品種につきましては、種子法廃止後も引き続き種子の安定生産に取り組んでいただいております。現段階では条例制定を進めることの提案は考えておりませんが、この安定生産への取り組みが後退することのないよう、今後も予算確保も含め県に要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

種子法の廃止によって、今、課長からの答弁の中にありましたけれども、いろんな種子の安定的な確保ということについては、県のほうで取り組んでいくということで理解いたしました。

ただし、ちょっと私が先ほど申し上げましたようにグローバル企業による遺伝子組み換え作物の無制限な普及とか、消毒薬とか化学肥料の過度な使用ということについて、安全な食物を生産するというためには、やはり種子法に代わる、そういう法的な規制が必要であるというふうに考えておりますので、今後もまたその点につきまして、課長のほうでもいろいろご検討いただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時10分

平成 3 1 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 8 日

平成31年第1回身延町議会定例会（3日目）

平成31年3月8日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第3号 身延町行政組織条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第4号 公益的法人等への身延町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第5号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第6号 身延町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第7号 身延町子育て支援医療費助成金支給条例等の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第8号 身延町勤労青年センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第9号 身延町田舎暮らし体験施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第10号 身延町門野・湯平辺地総合整備計画の策定について
- 日程第10 議案第11号 身延町日向南沢・久成・平須辺地総合整備計画の策定について
- 日程第11 議案第12号 身延町大城辺地総合整備計画の策定について
- 日程第12 議案第13号 身延町下部温泉会館及び下部温泉会館駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第14号 権利の放棄について
- 日程第14 議案第15号 権利の放棄について
- 日程第15 議案第16号 権利の放棄について
- 日程第16 議案第17号 峡南広域行政組合格約の変更について
- 日程第17 議案第18号 平成30年度身延町一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第18 議案第19号 平成30年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第19 議案第20号 平成30年度身延町介護保険特別会計補正予算（第4号）について

- 日程第20 議案第21号 平成30年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）について
- 日程第21 議案第22号 平成30年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第22 議案第23号 平成31年度身延町一般会計予算について
- 日程第23 議案第24号 平成31年度身延町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第24 議案第25号 平成31年度身延町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第25 議案第26号 平成31年度身延町介護保険特別会計予算について
- 日程第26 議案第27号 平成31年度身延町介護サービス事業特別会計予算について
- 日程第27 議案第28号 平成31年度身延町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第28 議案第29号 平成31年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算について
- 日程第29 議案第30号 平成31年度身延町下水道事業特別会計予算について
- 日程第30 議案第31号 平成31年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算について
- 日程第31 議案第32号 平成31年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第32 議案第33号 平成31年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第33 議案第34号 平成31年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第34 議案第35号 平成31年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第35 議案第36号 平成31年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第36 議案第37号 平成31年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第37 議案第38号 平成31年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第38 議案第39号 平成31年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第39 議案第40号 平成31年度身延町西嶋財産区特別会計予算
- 日程第40 議案第41号 平成31年度身延町曙財産区特別会計予算
- 日程第41 議案第42号 平成31年度身延町大河内地区財産区特別会計予算
- 日程第42 議案第43号 平成31年度身延町下山地区財産区特別会計予算
- 日程第43 同意第1号 身延町第一日影みそね沢山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について
- 日程第44 同意第2号 身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について

- 日程第45 同意第3号 身延町大久保外七山恩賜林保護財産区管理会委員の選任
について
- 日程第46 同意第4号 身延町仙王外五山恩賜林保護財産区管理会委員の選任に
ついて
- 日程第47 同意第5号 身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区管理会委員の選任
について
- 日程第48 同意第6号 身延町西鳴財産区管理会委員の選任について
- 日程第49 同意第7号 身延町曙財産区管理会委員の選任について
- 日程第50 同意第8号 身延町下山地区財産区管理会委員の選任について

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	伊藤雄波	2番	伊藤達美
3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二	6番	田中一泰
7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓	10番	福與三郎
11番	渡辺文子	12番	川口福三
13番	広島法明	14番	柿島良行

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月幹也	副	町	長	瀧本勝彦															
教	育	長	鈴木高吉	総	務	課	長	笠井祥一													
会	計	管	理	者	村	野	浩	人	企	画	政	策	課	長	高	野	博	邦			
交	通	防	災	課	長	千	頭	和	康	樹	財	政	課	長	遠	藤	基				
税	務	課	長	小	笠	原	正	人	町	民	課	長	熊	谷	司						
福	祉	保	健	課	長	穂	坂	桂	吾	観	光	課	長	佐	藤	成	人				
子	育	て	支	援	課	長	大	村	隆	産	業	課	長	望	月	真	人				
建	設	課	長	水	上	武	正	土	地	対	策	課	長	埜	村	公	文				
環	境	上	下	水	道	課	長	羽	賀	勝	之	下	部	支	所	長	望	月	由	香	里
身	延	支	所	長	柿	島	利	巳	学	校	教	育	課	長	伊	藤	克	志			
生	涯	学	習	課	長	深	沢	教	博												

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会議務局長 佐野和紀
録音係 望月融

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまです。

今朝の交通事故渋滞のため、その影響で田中一泰議員、福與三郎議員が遅刻しておりますが、出席議員が定数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

なお、遅れて出席する議員につきましては、事由が事由でございますので本日途中入室を認めることといたします。ご了解ください。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

本日は提出議案の質疑および委員会付託の日程となっております。

お手元に配布した委員会付託表のとおり議案第3号から議案第31号までを各常任委員会に付託する予定ですので、質疑は大綱のみに留めてください。詳細は委員会においてお願いいたします。

また議案第32号から議案第43号および同意第1号から同意第8号は委員会付託省略議案表のとおり、委員会付託を省略の予定です。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第3号 身延町行政組織条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

町長の施政報告と、それから教育長の教育方針の中で教育委員会に時限的に課を設けるといふ話が出ました。これは行政組織条例の中には、建設課と産業課の関係の仕事が、産業課の項中第3号を削り、建設課の項に次の1号を加えるというふうにあります。農業土木に関する件は今後建設課で行うというふうに書かれていますけれども、教育委員会の場合にはこの組織条例で決めなくても規則で決めればよいというふうなことで、昨日、ちょっと説明を受けたんですけども、その点についてそういうことでやっていくので、この改正する条例については含まれていないのかということと、建設にかかわる時限立法みたいな形になると思うんですけども、何年間を予定しているのか、その点について伺います。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

町長部局につきましては、地方自治法第158条第1項に基づきまして、町長の権限に属する事務を分掌させるため、行政組織条例により規定をしているところでございます。

教育委員会の内部組織につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第2項に基づきまして、規則で定めることとなっておりますので、そのように事務を進める予定でございます。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

暫定的に置くということですが、とりあえず中学校の供用開始と言うんでしょうか、開校が平成で言いますと36年度を目指しております。そのあと中学校の跡地の活用をどうするかということもこれから検討を進めていきますので、その跡地の活用方法によっては、もう少し、そこから若干何年か設置をしておくというようなことになるかと思えます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

そうなるのかなり10年近くかかる可能性もあるということだと思いますけども、時限的というのにはちょっと当てはまらないような気がします。そのへんの解釈はいかがですか。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

実際のところは、今31年ですから、あと4年ないし5年程度。そのあとの話はもちろん今、私が言ったのはまだ確定ではありませんので、場合によれば開校と同時に廃止というようなこともあり得ます。ただ、先ほど言ったのは跡地がどうなるかということも含めた中でご説明をさせていただきました。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

教育委員会については、10款の教育費の中で予算が決められているわけですが、この暫定的に設けられるという課の予算はどこにどういうふうに含まれるのか、その点について。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

現時点では現状の組織として予算を計上させていただいておりますけれども、こちらのほうの議案が通りましたら、その後、予算の組み替えという形で施設整備課で執行していくということになります。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

ほかに質疑ありませんか。

（ な し ）

ほかに質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第3号の質疑を終わります。

日程第3 議案第4号 公益的法人等への身延町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第4号の質疑を終わります。

日程第4 議案第5号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第5号の質疑を終わります。

日程第5 議案第6号 身延町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

保証人のことですが、この保証人、8ページの3のところでは災害援護資金の貸し付けを受けようとする者と連帯して債務を負担するものとするところとありますが、これは保証人、よく連帯保証人という制度がありますけれども、それとはまた違う捉え方でいいのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

田中議員、ただいまの質問は非常に議案の詳細に入っておりますので、これは教育厚生常任委員会に付託する予定になっておりますので、教育厚生常任委員会のほうで再度、質問をしていただくようにしていただけますか。

○6番議員（田中一泰君）

了解しました。

○議長（柿島良行君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

ほかに質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第6号の質疑を終わります。

日程第6 議案第7号 身延町子育て支援医療費助成金支給条例等の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第7号の質疑を終わります。

日程第7 議案第8号 身延町勤労青年センター条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

川口福三君。

○12番議員(川口福三君)

議案第8号についてお伺いします。

この条例に基づいて、今までの施設の利用は今後どのように考えているのか伺います。

○議長(柿島良行君)

深沢生涯学習課長。

○生涯学習課長(深沢教博君)

お答えさせていただきます。

今回、勤労青年センターが台風の影響によりまして照明、ネット等の倒壊がございました。今後の見通しにつきましては、社会体育施設のみならず、いろんな分野で使えるかどうかを今後、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(柿島良行君)

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

ほかに質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第8号の質疑を終わります。

日程第8 議案第9号 身延町田舎暮らし体験施設条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第9号の質疑を終わります。

日程第9 議案第10号 身延町門野・湯平辺地総合整備計画の策定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第10号の質疑を終わります。

日程第10 議案第11号 身延町日向南沢・久成・平須辺地総合整備計画の策定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第11号の質疑を終わります。

日程第11 議案第12号 身延町大城辺地総合整備計画の策定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

川口福三君。

○12番議員 (川口福三君)

先ほどの10号とこの12号、同じような議案内容ですが、この資料を見ますと2の中に小型動力ポンプ等を廃止すると。しかし、下の四角の欄の中には小型動力ポンプ付き積載車と明記されているんですが、付き積載車ということになると相当金額が変わってくると思うんですが、これはどっちが正しいのかを伺います。

○議長 (柿島良行君)

高野企画政策課長。

○企画政策課長 (高野博邦君)

ただいまのご質問につきまして、お答えいたします。

総合整備計画の策定につきましては、事前に県と協議をする中で県の承認を受けて策定するという事になっております。

今回、策定するにあたりまして手引書を参考に作成しております。その中で施設名としては、これは消防施設にあたり、手引書の中では消防ポンプ自動車という表記はありましたが、具体的に可搬式小型ポンプという表記はありませんでした。そこで県のほうへ照会したところ、県内の事例等も勘案する中で、表記についてはこのような表記にするようにという指導を受けて施設名として、このような表記にしたところです。

なお、2月22日の全員協議会の際にお配りした資料の中には施設名としてはこの表記、あと内容のところでも可搬式ポンプということで表記をしております。

以上です。

○議長 (柿島良行君)

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

ほかに質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第12号の質疑を終わります。

日程第12 議案第13号 身延町下部温泉会館及び下部温泉会館駐車場の指定管理者の指定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第13号の質疑を終わります。

日程第13 議案第14号 権利の放棄について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第14号の質疑を終わります。

日程第14 議案第15号 権利の放棄について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第15号の質疑を終わります。

日程第15 議案第16号 権利の放棄について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第16号の質疑を終わります。

日程第16 議案第17号 峡南広域行政組合規約の変更について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第17号の質疑を終わります。

日程第17 議案第18号 平成30年度身延町一般会計補正予算(第10号)について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

以上で議案第18号の質疑を終わります。

日程第18 議案第19号 平成30年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第19号の質疑を終わります。

日程第19 議案第20号 平成30年度身延町介護保険特別会計補正予算(第4号)について
質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第20号の質疑を終わります。

日程第20 議案第21号 平成30年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)につ
いて質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第21号の質疑を終わります。

日程第21 議案第22号 平成30年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算(第1号)
について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第22号の質疑を終わります。

日程第22 議案第23号 平成31年度身延町一般会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第23号の質疑を終わります。

日程第23 議案第24号 平成31年度身延町国民健康保険特別会計予算について質疑を行
います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第24号の質疑を終わります。

日程第24 議案第25号 平成31年度身延町後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行
います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第25号の質疑を終わります。

日程第25 議案第26号 平成31年度身延町介護保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第26号の質疑を終わります。

日程第26 議案第27号 平成31年度身延町介護サービス事業特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第27号の質疑を終わります。

日程第27 議案第28号 平成31年度身延町簡易水道事業特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第28号の質疑を終わります。

日程第28 議案第29号 平成31年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第29号の質疑を終わります。

日程第29 議案第30号 平成31年度身延町下水道事業特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第30号の質疑を終わります。

日程第30 議案第31号 平成31年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第31号の質疑を終わります。

-
- 日程第31 議案第32号 平成31年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第32 議案第33号 平成31年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第33 議案第34号 平成31年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第34 議案第35号 平成31年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第35 議案第36号 平成31年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第36 議案第37号 平成31年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第37 議案第38号 平成31年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第38 議案第39号 平成31年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第39 議案第40号 平成31年度身延町西嶋財産区特別会計予算
- 日程第40 議案第41号 平成31年度身延町曙財産区特別会計予算
- 日程第41 議案第42号 平成31年度身延町大河内地区財産区特別会計予算
- 日程第42 議案第43号 平成31年度身延町下山地区財産区特別会計予算

以上の12議案は財産区予算案でありますので、一括して議題とします。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第32号から議案第43号までの質疑を終わります。

-
- 日程第43 同意第1号 身延町第一日影みそね沢山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について
- 日程第44 同意第2号 身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について
- 日程第45 同意第3号 身延町大久保外七山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について
- 日程第46 同意第4号 身延町仙王外五山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について
- 日程第47 同意第5号 身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について
- 日程第48 同意第6号 身延町西嶋財産区管理会委員の選任について
- 日程第49 同意第7号 身延町曙財産区管理会委員の選任について
- 日程第50 同意第8号 身延町下山地区財産区管理会委員の選任について

本件は人事案件のため質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第1号から同意第8号までの質疑は省略します。

お諮りします。

議案第3号から議案第31号までをお手元に配布した委員会付託表のとおり各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、付託表のとおり各常任委員会に付託します。

お諮りします。

議案第32号から議案第43号まで、および同意第1号から同意第8号までは委員会付託省略議案表のとおり、委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、委員会付託省略議案表のとおり委員会付託を省略します。

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日は、これをもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午前 9時35分

平成 3 1 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 1 9 日

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
日程第2 委員長報告
日程第3 議案第3号 身延町行政組織条例の一部を改正する条例について
日程第4 議案第4号 公益的法人等への身延町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第5号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第6号 身延町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第7号 身延町子育て支援医療費助成金支給条例等の一部を改正する条例について
日程第8 議案第8号 身延町勤労青年センター条例の一部を改正する条例について
日程第9 議案第9号 身延町田舎暮らし体験施設条例の一部を改正する条例について
日程第10 議案第10号 身延町門野・湯平辺地総合整備計画の策定について
日程第11 議案第11号 身延町日向南沢・久成・平須辺地総合整備計画の策定について
日程第12 議案第12号 身延町大城辺地総合整備計画の策定について
日程第13 議案第13号 身延町下部温泉会館及び下部温泉会館駐車場の指定管理者の指定について
日程第14 議案第14号 権利の放棄について
日程第15 議案第15号 権利の放棄について
日程第16 議案第16号 権利の放棄について
日程第17 議案第17号 峡南広域行政組合規約の変更について
日程第18 議案第18号 平成30年度身延町一般会計補正予算（第10号）について
日程第19 議案第19号 平成30年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
日程第20 議案第20号 平成30年度身延町介護保険特別会計補正予算（第4号）について

- 日程第 2 1 議案第 2 1 号 平成 3 0 年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第 6 号）について
- 日程第 2 2 議案第 2 2 号 平成 3 0 年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 3 議案第 2 3 号 平成 3 1 年度身延町一般会計予算について
- 日程第 2 4 議案第 2 4 号 平成 3 1 年度身延町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 2 5 議案第 2 5 号 平成 3 1 年度身延町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 2 6 議案第 2 6 号 平成 3 1 年度身延町介護保険特別会計予算について
- 日程第 2 7 議案第 2 7 号 平成 3 1 年度身延町介護サービス事業特別会計予算について
- 日程第 2 8 議案第 2 8 号 平成 3 1 年度身延町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 2 9 議案第 2 9 号 平成 3 1 年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算について
- 日程第 3 0 議案第 3 0 号 平成 3 1 年度身延町下水道事業特別会計予算について
- 日程第 3 1 議案第 3 1 号 平成 3 1 年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算について
- 日程第 3 2 議案第 3 2 号 平成 3 1 年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 3 3 議案第 3 3 号 平成 3 1 年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 3 4 議案第 3 4 号 平成 3 1 年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 3 5 議案第 3 5 号 平成 3 1 年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 3 6 議案第 3 6 号 平成 3 1 年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 3 7 議案第 3 7 号 平成 3 1 年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 3 8 議案第 3 8 号 平成 3 1 年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 3 9 議案第 3 9 号 平成 3 1 年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 4 0 議案第 4 0 号 平成 3 1 年度身延町西嶋財産区特別会計予算
- 日程第 4 1 議案第 4 1 号 平成 3 1 年度身延町曙財産区特別会計予算
- 日程第 4 2 議案第 4 2 号 平成 3 1 年度身延町大河内地区財産区特別会計予算
- 日程第 4 3 議案第 4 3 号 平成 3 1 年度身延町下山地区財産区特別会計予算
- 日程第 4 4 同意第 1 号 身延町第一日影みそね沢山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について
- 日程第 4 5 同意第 2 号 身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について

- 日程第46 同意第3号 身延町大久保外七山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について
- 日程第47 同意第4号 身延町仙王外五山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について
- 日程第48 同意第5号 身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について
- 日程第49 同意第6号 身延町西嶋財産区管理会委員の選任について
- 日程第50 同意第7号 身延町曙財産区管理会委員の選任について
- 日程第51 同意第8号 身延町下山地区財産区管理会委員の選任について
- 日程第52 委員会の閉会中の継続調査について
- 追加日程第1 議案第44号 身延町情報公開条例等の一部を改正する条例について
- 追加日程第2 同意第9号 身延町副町長の選任について
- 追加日程第3 同意第10号 身延町教育委員会教育長の任命について
- 追加日程第4 同意第11号 身延町教育委員会委員の任命について

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	伊藤雄波	2番	伊藤達美
3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二	6番	田中一泰
7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓	10番	福與三郎
11番	渡辺文子	12番	川口福三
13番	広島法明	14番	柿島良行

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月幹也	副	町	長	瀧本勝彦															
教	育	長	鈴木高吉	総	務	課	長	笠井祥一													
会	計	管	理	者	村	野	浩	人	企	画	政	策	課	長	高	野	博	邦			
交	通	防	災	課	長	千	頭	和	康	樹	財	政	課	長	遠	藤	基				
税	務	課	長	小	笠	原	正	人	町	民	課	長	熊	谷	司						
福	祉	保	健	課	長	穂	坂	桂	吾	観	光	課	長	佐	藤	成	人				
子	育	て	支	援	課	長	大	村	隆	産	業	課	長	望	月	真	人				
建	設	課	長	水	上	武	正	土	地	対	策	課	長	埜	村	公	文				
環	境	上	下	水	道	課	長	羽	賀	勝	之	下	部	支	所	長	望	月	由	香	里
身	延	支	所	長	柿	島	利	巳	学	校	教	育	課	長	伊	藤	克	志			
生	涯	学	習	課	長	深	沢	教	博												

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会議務局長 佐野和紀
録音係 望月融

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第4号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては先の会議で一覧表として配布したとおりです。

なお、本日は条例案件1件、人事案件3件の計4件が追加案件となっています。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 委員長報告。

総務産業建設常任委員会に付託した議案第3号から議案第5号および議案第9号から議案第17号について委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長 上田孝二君、登壇してください。

上田孝二君。

○総務産業建設常任委員長（上田孝二君）

それでは、これから総務産業建設常任委員会に付託された議案の報告をいたします。

（以下、総務産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（柿島良行君）

以上で総務産業建設常任委員会委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で総務産業建設常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

上田委員長は自席にお戻りください。

次に（2）教育厚生常任委員会に付託した議案第6号から議案第8号について委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長 野島俊博君、登壇してください。

野島俊博君。

○教育厚生常任委員長（野島俊博君）

それでは報告いたします。

（以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（柿島良行君）

以上で教育厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で教育厚生常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

野島委員長は自席にお戻りください。

次に（３）予算決算常任委員会に付託した議案第１８号から議案第３１号について委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 河井淳君、登壇してください。

河井淳君。

○予算決算常任委員長（河井淳君）

それでは、予算決算常任委員会に付託されました議案について報告をいたします。

朗読をもって報告といたします。

（以下、予算決算常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（柿島良行君）

以上で予算決算常任委員会委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で予算決算常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

河井委員長は自席にお戻りください。

これから日程に従い、討論・採決を行います。

日程第３ 議案第３号 身延町行政組織条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これから議案第３号を採決します。

お諮りします。

議案第３号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第4号 公益的法人等への身延町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

議案第4号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第5号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

議案第5号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第6号 身延町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。

議案第6号に対する委員長の報告は、可決とするものです。
委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
（ 挙 手 全 員 ）
挙手全員であります。
よって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第7号 身延町子育て支援医療費助成金支給条例等の一部を改正する条例について討論を行います。
まず原案に反対者の発言を許します。
討論はありませんか。
（ な し ）
討論がないので、討論なしと認めます。
これから議案第7号を採決します。
お諮りします。
議案第7号に対する委員長の報告は、可決とするものです。
委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
（ 挙 手 全 員 ）
挙手全員であります。
よって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第8号 身延町勤労青年センター条例の一部を改正する条例について討論を行います。
まず原案に反対者の発言を許します。
討論はありませんか。
（ な し ）
討論がないので、討論なしと認めます。
これから議案第8号を採決します。
お諮りします。
議案第8号に対する委員長の報告は、可決とするものです。
委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
（ 挙 手 全 員 ）
挙手全員であります。
よって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第9号 身延町田舎暮らし体験施設条例の一部を改正する条例についての討論を行います。
まず原案に反対者の発言を許します。
討論はありませんか。
（ な し ）
討論がないので、討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。

議案第9号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第10号 身延町門野・湯平辺地総合整備計画の策定について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

議案第10号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第11号 身延町日向南沢・久成・平須辺地総合整備計画の策定についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。

議案第11号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第12号 身延町大城辺地総合整備計画の策定についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。

議案第12号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第13号 身延町下部温泉会館及び下部温泉会館駐車場の指定管理者の指定について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。

議案第13号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第14号 権利の放棄について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。

議案第14号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第15号 権利の放棄について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。

議案第15号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第16号 権利の放棄について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。

議案第16号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第17号 峡南広域行政組合格約の変更について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。

議案第17号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第18号 平成30年度身延町一般会計補正予算(第10号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。

議案第18号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19 議案第19号 平成30年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の
討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。

議案第19号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第20 議案第20号 平成30年度身延町介護保険特別会計補正予算(第4号)の討論を
行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。

議案第20号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第21 議案第21号 平成30年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。

議案第21号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第22 議案第22号 平成30年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。

議案第22号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第23 議案第23号 平成31年度身延町一般会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

渡辺文子君。

○11番議員(渡辺文子君)

議案第23号 平成31年度身延町一般会計予算、2款総務費1項総務管理費13目プレミアム付き商品券費について反対討論いたします。

これは、今年10月1日から税率10%に増税される消費税に対する経済対策事業の財源として計上されたものです。町内の非課税対象者の3千人と3歳以下のお子さんを子育て中の110人に対して2万円の商品券を買ってもらい、2万5千円分の買い物ができるというものです。

実質賃金は伸びず家計消費は低迷をし、深刻な消費不況が続いています。格差と貧困は拡大する一方です。このまま税率引き上げが実施されれば地域経済をさらに疲弊させ、中小企業や小規模事業者の営業を脅かし、雇用不安を招くなど国民生活への影響は計り知れません。

軽減と宣伝されている複数税率による混乱も心配をされています。景気悪化を招き低所得者ほど負担が重いのが消費税の特徴です。

今、消費税を上げる時なのかといった声が大きく広がっています。本町に3千人もいる非課税の方たちも2万円の商品券をどのくらい買えるのかも疑問です。弱い者いじめの消費税にはそもそも反対です。

○議長（柿島良行君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

議案第23号、プレミアム付き商品券発行は10月の消費税増税に向けた景気対策の一環として国が補助して各自治体が発行するもので、プレミアム付き商品券の制度の対象となるのは住民税が非課税の世帯と0から2歳児の子育て世代です。

発行の目的は消費税増税に伴って消費に与える影響を緩和するためと、また地方における振興策としての意味合いもあります。

特に、その影響を受けると懸念される住民税が非課税である世帯の方と0から2歳児のお子さまがいる子育て世帯が対象なので、この議案が否決されますと対象者である方々が不利益を生じることになるので、今回の議案について賛成します。

以上です。

○議長（柿島良行君）

次に反対討論はありませんか。

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

議案第23号 平成31年度身延町一般会計予算について反対討論を行います。

歳入の部の15款2項1節商工費国庫補助金にプレミアム付き商品券事務費、ならびに事業費として2,365万円が、また21款3項雑入、4節の商工費雑入にはプレミアム付き商品券販売収入として6,220万円、合わせて8,585万円が計上されております。

一方、歳出の部では2款総務費、1項総務管理費、13目プレミアム付き商品券費に事務費、これは福祉保健課と観光課、合わせて810万円。事業費として観光課に取扱店交付金として7,775万円。歳入と同額の8,585万円が計上されております。

この予算は先ほど同僚議員からもありましたように、本年10月に執行される予定の消費税増税に伴う低所得者救済と称して安倍内閣が行う政策の一環であります。年収200万円から300万円未満という低所得者世帯と3歳未満の子どもがいる世帯にそれぞれ2万5千円分を2万円で販売することによって、1世帯5千円がプレミアムとして与えられるというものであります。

もともと消費税は低所得者ほど負担が重くなるという逆進性が特徴であります。日本生活協同組合連合会によりますと、年収1千万円以上の世帯では消費税負担額の収入に占める割合は2.8%であるのに対し、年収400万円未満の世帯で5.72%、約2倍の負担になりま

す。このように大変不公平な税率となっておりますので、消費税は逆進性があるというふうに言われております。

日本経済新聞のデータによりますと、消費税が8%から10%に上がると1世帯当たり年間消費税負担額が年収200万円から300万円の世帯では、約13万円から17万円と4万円も跳ね上がるということで、商品券のプレミアム5千円では、まったく埋め合わせができないという計算になっております。

そもそも今回の消費税増税の始まりは、民主党政権時代に民主、自民、公明のいわゆる3党合意に基づいて社会保障費の安定財源確保を図るという目的で実施する予定であったものを安倍首相が国政選挙での敗北を免れるために3回も延期してきたものです。

今回もリーマンショック級の事件が起こらない限り実施すると言っていますけれども、虚偽と隠ぺいの安倍政権ですから実施しない可能性も十分にあると考えております。

いずれにせよ消費税引き上げによる景気冷え込み対策として行うプレミアム付き商品券の発行には大義名分はありません。

以上の理由により、消費税増税に伴う商品券発行業務を含む本議案に反対いたします。

以上です。

○議長（柿島良行君）

次に賛成討論はありますか。

広島法明君。

○13番議員（広島法明君）

プレミアム付き商品券に関する予算につきましては、原因は消費税増税に伴うということですが、その消費税増税に関してはさまざまなご意見があろうかと思っておりますが、国の政策に対しましても町の措置としては、非課税世帯、乳幼児を抱える家庭の少しでも経済負担の補助、また町内業者での使用に限るということで販売促進にもつながると思っておりますし、額面2万5千円を2万円ということですが、全国的な情報等を見ますと1枚額面500円のものを400円を10枚綴りでということで、限度額が2万円ということですので、本当に2万円を出すのが厳しいという人は4千円、額面5千円を4千円で購入。使用期限は来年3月末までということですので、その家庭の経済状況におきまして、それなりの恩恵というか、利用はできると思っておりますので、この予算措置に関しましては賛成をします。

以上です。

○議長（柿島良行君）

ほかに反対討論はありますか。

福與三郎君。

○10番議員（福與三郎君）

議案第23号、10款3項3目学校管理費中、中学校施設整備事業費750万9千円につきましては中学校建設にかかわる予算であり、私は時期尚早との立場から反対討論をいたします。

まず、児童生徒が著しく減少をしている中での中学校の建設は、慎重の上にも慎重を期さなければなりません。合併特例債を活用するからといって過大投資、また無駄な投資は決してあってはならないわけであります。特例債といえども借金には変わりなく、次世代を担う人たちに負の遺産を残すわけにはまいりません。

そしてまた、これまでに学校施設の規模については決定をされておられませんし、公表もされ

ていないわけであります。本来であれば、まず施設整備の全体像を確定し、議会の議決を経た上で、目的達成に必要な諸事業について予算化し、取り組んでいくということが順当の政策ではないかと考えております。

今回の、提出予算は学校施設整備が適正な規模であるというふうな全体像が確認をされていない中での提出でございます。

よって、私はこのなし崩し的な事業の推進を図るということに対しまして反対をいたします。

○議長（柿島良行君）

ほかに討論はありませんか。

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

議案第23号 一般会計の中で、学校の建設予算については賛成の立場で討論をいたします。

この中学校建設については、統合時点から議会の中でも議論を重ねてまいりました。こうした中、今後の計画として教育委員会から説明された計画に基づいて議会でも承認し、教育委員会でもその計画に基づいて今、進めようとしております。また、新年度からこの建設に向けて施設整備関係の係を専属的につくるといような行政の計画ももっております。

今後の学校建設については、こうした計画に基づいて順調に進めることに対して賛成をいたします。

以上です。

○議長（柿島良行君）

ほかに反対討論はありませんか。

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

今ありました学校設備予算について、私は反対を表明したいと思います。

身延中学校の建設に関しては安全性、その校舎の耐久性とか、3項目、建設する計画がありましたけれども、実際に安全性を考えたときに流動化の危険があるというような意見もありました。しかし、それについての安全であるという検査を行うことなく、この計画が進められている。そしてあの地域が水没する可能性があるという、ハザードマップに現在載っていますけれども、それに対する対応もしっかりされていないというように思います。その中で計画が、土地買収も進められていくということは、まず手順が逆で、まず安全性を確認することが先であって、その安全性を確認できたときに、その話を進めていくという必要が、計画を進めていくという必要があると思います。

今の段階では、その安全性の確認の議論が出ていないと。確認されていないと考えますので、この状態で土地買収、そして次の設計段階に入っていくことは反対という立場から今回の予算に反対をさせていただきます。

○議長（柿島良行君）

ほかに討論はありませんか。

（なし）

ほかに討論がないので、討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。

議案第23号に対する委員長の報告は、可決とするものです。
委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

審議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時15分といたします。

休憩 午前 9時57分

再開 午前10時15分

○議長 (柿島良行君)

休憩前に引き続き、議事を再開します。

日程第24 議案第24号 平成31年度身延町国民健康保険特別会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。

議案第24号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第25 議案第25号 平成31年度身延町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

渡辺文子君。

○11番議員 (渡辺文子君)

議案第25号 平成31年度身延町後期高齢者医療特別会計予算について反対討論をいたします。

後期高齢者医療制度は国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に囲い込んで負担増と差別を押しつけるものです。

保険料を最大9割軽減する特例措置2段階廃止を決めたり、窓口負担を1割から2割へ引き上げることも計画するなど、お年寄りいじめのこの後期高齢者医療制度は廃止をし、老人保健制度に戻すべきです。

○議長 (柿島良行君)

次に賛成討論はありませんか。

(な し)

ほかに討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。

議案第25号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第26 議案第26号 平成31年度身延町介護保険特別会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

渡辺文子君。

○11番議員(渡辺文子君)

議案第26号 平成31年度身延町介護保険特別会計予算について反対討論をいたします。

老老介護に疲れ果てた高齢者夫婦の無理心中や要介護の高齢者を抱えた一家全員が遺体で見られる孤立死など、痛ましい事件が後を絶ちません。会社などで働いていた人が家族の介護、看護のために仕事を辞める介護離職が毎年10万人、10年間で105万人にのぼるなど介護の問題は現役世代にとっても大きな不安要因となっています。

重い保険料、利用料の負担、深刻な介護施設の不足など保険あって介護なしの事態を解決することは、今や国民的課題となっています。

しかし安倍政権は要支援者サービスの保険給付外し、特養入所の要介護3以上への限定、利用料の2割負担・3割負担の導入、施設の食費・居住費の負担増など介護保険を一層サービスが利用できない保険にする改悪を続け、介護事業者の経営や介護現場の人手不足を加速する介護報酬の大幅削減を強行しています。

そんな中でも介護現場の方たちは献身的に働いてくれています。町でも予防に力を入れ、百歳体操も広がっていますが、今の介護保険の制度では利用料が払えるかどうかで多くのサービスが決められているのが現状です。誰もが安心して必要なサービスが必要なだけ受けられる介護保険制度にすべきです。

○議長(柿島良行君)

次に賛成討論はありませんか。

広島法明君。

○13番議員(広島法明君)

議案第26号 平成31年度介護保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

介護保険は、もともと平成12年に共倒れというか、老老介護等や介護者の負担を少しでもきちっとした制度で助けよう、また公的サービスでは見きれない、民間活力も介護サービスに入れようということでスタートした制度で、1期3年で3年ごとに見直しをしていますけど、

どの制度もそうですけれども完璧な制度というのは厳しいと思います。だけど、この介護保険がなければ、もっと悲惨な状況が増えてきた可能性はあります。

いろいろな長所短所はあろうかと思いますが、3年ごとに見直しをして、よりよい制度、内容の見直し等をしていることに基づいての予算の計上だと思いますので、この介護保険特別会計予算については賛成をします。

以上です。

○議長（柿島良行君）

ほかに反対討論はありませんか。

（ な し ）

反対討論がないので、討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。

議案第26号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第27 議案第27号 平成31年度身延町介護サービス事業特別会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。

議案第27号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第28 議案第28号 平成31年度身延町簡易水道事業特別会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。

議案第28号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第29 議案第29号 平成31年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。

議案第29号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第30 議案第30号 平成31年度身延町下水道事業特別会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。

議案第30号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第31 議案第31号 平成31年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。

議案第31号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第32 議案第32号 平成31年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第33 議案第33号 平成31年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第34 議案第34号 平成31年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第35 議案第35号 平成31年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第36 議案第36号 平成31年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第37 議案第37号 平成31年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第38 議案第38号 平成31年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第39 議案第39号 平成31年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第40 議案第40号 平成31年度身延町西嶋財産区特別会計予算

日程第41 議案第41号 平成31年度身延町曙財産区特別会計予算

日程第42 議案第42号 平成31年度身延町大河内地区財産区特別会計予算

日程第43 議案第43号 平成31年度身延町下山地区財産区特別会計予算

以上の12議案は財産区予算案でありますので、一括して討論・採決を行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第32号から議案第43号は一括して討論・採決に入ることに決定しました。

これから議案第32号から議案第43号までを一括して討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号から議案第43号までを一括して採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第32号から議案第43号までは原案のとおり可決されました。

-
- 日程第44 同意第1号 身延町第一日影みそね沢山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について
日程第45 同意第2号 身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について
日程第46 同意第3号 身延町大久保外七山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について
日程第47 同意第4号 身延町仙王外五山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について
日程第48 同意第5号 身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について
日程第49 同意第6号 身延町西嶋財産区管理委員会委員の選任について
日程第50 同意第7号 身延町曙財産区管理委員会委員の選任について
日程第51 同意第8号 身延町下山地区財産区管理委員会委員の選任について

以上の8議案は人事案件のため討論を省略し採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第1号から同意第8号までは討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

同意第1号から同意第8号までの採決は、起立によって行います。

同意第1号について、原案のとおり同意することについて賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、同意第1号は身延町西嶋496番地、野中邑浩、昭和16年10月13日生まれ。身延町西嶋1530番地9、笠井眞一、昭和21年12月7日生まれ。身延町西嶋1193番地1、望月賢彦、昭和20年8月21日生まれ。身延町西嶋1744番地、望月得夫、昭和30年5月6日生まれ。身延町西嶋1132番地4、佐野夏樹、昭和35年6月29日生まれ。身延町西嶋597番地、笠井政一、昭和25年2月26日生まれ。身延町西嶋1831番地、佐野富人、昭和30年10月25日生まれ。以上7人の委員について同意することに決定いたしました。

同意第2号について、原案のとおり同意することについて賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、同意第2号は身延町大塩2011番地、佐野公臣、昭和16年11月7日生まれ。身延町大塩1945番地、依田俊郎、昭和18年5月6日生まれ。身延町大塩1581番地、神宮司建夫、昭和19年8月15日生まれ。身延町大塩1341番地1、望月明夫、昭和19年10月7日生まれ。身延町大塩1955番地、依田利治、昭和20年9月9日生まれ。身延町平須2116番地、神宮寺七三、昭和21年3月7日生まれ。身延町久成4859番地、大森恒由、昭和25年6月18日生まれ。以上7人の委員について同意することに決定いたしました。

同意第3号について、原案のとおり同意することについて賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、同意第3号は身延町江尻窪1396番地、遠藤嘉一、昭和9年12月23日生まれ。身延町中山1637番地、佐野利男、昭和10年1月17日生まれ。身延町中山34番地、山中一義、昭和11年3月2日生まれ。身延町遅沢1843番地、川崎繁美、昭和19年5月27日生まれ。身延町福原120番地、望月敏雄、昭和19年7月26日生まれ。身延町矢細工1308番地、佐野優、昭和27年4月22日生まれ。身延町古長谷536番地、佐野光伯、昭和33年2月16日生まれ。以上7人の委員について同意することに決定しました。

同意第4号について、原案のとおり同意することについて賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、同意第4号は身延町栗倉852番地、深沢英身、昭和30年2月21日生まれ。身延町下山2371番地2、松木義幸、昭和23年4月29日生まれ。身延町下山2473番地1、遠藤芳樹、昭和30年3月19日生まれ。身延町下山1897番地、石川浩一、昭和29年9月10日生まれ。身延町下山6540番地、望月正志、昭和34年3月30日生まれ。身延町下山5247番地1、木内正美、昭和30年9月5日生まれ。身延町下山261番地1、高氏充、昭和30年6月20日生まれ。以上7人の委員について同意することに決定いたしました。

同意第5号について、原案のとおり同意することについて賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、同意第5号は身延町小田船原1273番地、遠藤勝見、昭和23年2月23日生まれ。身延町小田船原2363番地、大村一広、昭和32年2月1日生まれ。身延町相又753番地、市川徳一、昭和17年6月2日生まれ。身延町大城730番地、大野久方、昭和24年1月8日生まれ。身延町相又1613番地1、望月武、昭和26年1月1日生まれ。身延町門野1099番地、鴨狩博文、昭和26年1月10日生まれ。身延町大城440番地1、望月一秋、昭和31年11月20日生まれ。以上7人の委員について同意することに決定しました。

同意第6号について、原案のとおり同意することについて賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、同意第6号は身延町西嶋496番地、野中邑浩、昭和16年10月13日生まれ。身延町西嶋1530番地9、笠井眞一、昭和21年12月7日生まれ。身延町西嶋1193番地1、望月賢彦、昭和20年8月21日生まれ。身延町西嶋1744番地、望月得夫、昭和30年5月6日生まれ。身延町西嶋1132番地4、佐野夏樹、昭和35年6月29日生まれ。身延町西嶋597番地、笠井政一、昭和25年2月26日生まれ。身延町西嶋1831番地、佐野富人、昭和30年10月25日生まれ。以上7人の委員について同意することに決定しました。

同意第7号について、原案のとおり同意することについて賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、同意第7号は身延町江尻窪1396番地、遠藤嘉一、昭和9年12月23日生まれ。

身延町中山1637番地、佐野利男、昭和10年1月17日生まれ。身延町中山34番地、山中一義、昭和11年3月2日生まれ。身延町遅沢1843番地、川崎繁美、昭和19年5月27日生まれ。身延町福原120番地、望月敏雄、昭和19年7月26日生まれ。身延町矢細工1308番地、佐野優、昭和27年4月22日生まれ。身延町古長谷536番地、佐野光伯、昭和33年2月16日生まれ。以上7人の委員について同意することに決定しました。

同意第8号について、原案のとおり同意することについて賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、同意第8号は身延町栗倉852番地、深沢英身、昭和30年2月21日生まれ。身延町下山2371番地2、松木義幸、昭和23年4月29日生まれ。身延町下山2473番地1、遠藤芳樹、昭和30年3月19日生まれ。身延町下山1897番地、石川浩一、昭和29年9月10日生まれ。身延町下山6540番地、望月正志、昭和34年3月30日生まれ。身延町下山5247番地1、木内正美、昭和30年9月5日生まれ。身延町下山261番地1、高氏充、昭和30年6月20日生まれ。以上7人の委員について同意することに決定しました。

日程第52 委員会の閉会中の継続調査について。

総務産業建設常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長から委員会において調査中の事件について会議規則第75条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本日、追加議案4件が提出されました。

これを本日の日程に追加し、審議することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加提出されました議案を本日の日程に追加することに決定しました。

追加日程第1 議案第44号 身延町情報公開条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長(望月幹也君)

それでは追加議案第44号について、ご説明申し上げます。

身延町情報公開条例等の一部を改正する条例についてであります。

身延町情報公開条例等の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

情報公開制度の適切な運用を図るため、身延町情報公開条例等の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

なお、議案の内容につきましては、総務課長より説明を申し上げますのでよろしくお願いたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第44号の内容説明を求めます。

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

議案第44号 身延町情報公開条例等の一部を改正する条例につきまして、議案説明書に基づき説明をさせていただきます。

議案説明書および議案第44号をご覧ください。

条例の一部改正が必要となった背景等ですが、日本国憲法第12条に国民は自由および権利を濫用してはならないと規定されておりますこと、民法第1条第2項に権利の行使および義務の履行は、信義に従い誠実に行われなければならない。第3項では、権利の濫用はこれこれこれを許さないと規定されておりますこと。地方自治法第14条第2項に普通地方公共団体は義務を課し、または権利を制限するには法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならないと規定されておりますことなどから、公序良俗に反するような請求が行われた場合、町といたしまして組織、職員を保護し毅然とした態度で対応していくため、今回の一部改正をお願いするものでございます。

一部改正の内容ですが、身延町情報公開条例、身延町個人情報保護条例、身延町特定個人情報保護条例、それぞれにおきまして権利の濫用の禁止と権利の濫用にあたる請求があったと認めるときには拒否することができる旨の規定を追加するものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第44号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で、町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

次に議案第44号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

身延町情報公開条例等の一部を改正するというところで、身延町情報公開条例と個人情報保護条例、特定個人情報保護条例の一部改正が並立的に並べてありますけれども、実施機関につきましては、町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価委員会、監査委員会および議会ということでもいいと思うんですが、それぞれに権利の濫用にあたる請求があったと認める機関というか、実施機関それぞれがこういうことを、当該請求を拒否することはできるかどうかを認めるにつきましては、私はその権利の濫用は、どのようなものが権利の濫用に当たるのかということをお各条例ごとに必要である、ということが権利の濫用に当たるのかということをしつかりと規定しておくことが必要であると思っておりますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

今の芦澤議員のご質問ですけれども、この権利の濫用、どのようなものが権利の濫用となるかというふうなことにつきましては、別に情報公開請求における権利濫用の基準というものを設けまして、そちらのほうで謳うことになっております。

ここで謳っておりますものにつきましては、請求または請求前の相談において特定の個人、または職員等への誹謗中傷、威圧、挑発、攻撃、面談の強要、長時間の拘束など、そういった行為があったものにつきましては、権利の濫用と認めるということで、こちらの基準で定めることになっております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

ほかに質疑はありませんか。

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

今、総務課長が基準で定めるといっているんですけども、この条例の中に基準で定めるといことが入っていないのは、どういうわけなんですか。

もう1点は、例えばこれは権利の濫用だよという、開示をしませんというように言われたときに、その言われたものは、どこにそうではないと、主張する機会というのはどういう形でなるのでしょうか。審査会にそれを求めるようにできるのかどうか。権利の濫用にあたるから、もう公開しないということで済まされるのであれば、町民としての権利が止められてしまうということです。そこのところをもうちょっとしっかり決めていかないと思いませんけど、どうでしょうか。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

この判断に基づくものに対しまして疑義等がある場合につきましては、個人情報審査会のほうに申し出をしていただくということになると思います。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

その点も条例の中に載せなくてもいいということですか。

○議長（柿島良行君）

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

その疑義等が発生した場合につきましては、条例のほうにも記載をされているところでございます。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

ほかに質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第44号の質疑を終わります。

これから議案第44号の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

追加日程第2 同意第9号 身延町副町長の選任について

追加日程第3 同意第10号 身延町教育委員会教育長の任命について

追加日程第4 同意第11号 身延町教育委員会委員の任命について

以上の3議案は人事案件でありますので、一括して議題とします。

各案件につきましては、一身上にかかるものですので笠井祥一総務課長の退席を求めます。

（ 退 席 ）

それでは、町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは同意第9号から同意第11号について、提案理由を説明申し上げます。

まず同意第9号 身延町副町長の選任についてであります。

身延町副町長に下記の者を選任したいので、議会の同意を求めます。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町西嶋639番地1

氏 名 笠井祥一氏

生年月日 昭和34年5月5日

提案理由を申し上げます。

副町長の退職により、平成31年4月1日に副町長を選任する必要が生じました。ついては、地方自治法第162条の規定により議会の同意が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

別紙議案説明書をご覧いただきたいと思っております。

提案理由は申し上げたとおりでございます。

内容の背景等について説明いたします。

地方自治法第161条に「市町村に副市町村長を置く。」と規定されています。

また、身延町副町長の定数を定める条例には「身延町副町長の定数は、1人とする。」と規定されています。

瀧本勝彦副町長は平成31年3月31日をもって退職することから、新たに副町長を選任する必要が生じました。

次に内容についてですが、笠井祥一氏につきましては、これまで総務課長、財政課長、税務課長など主要なポストを歴任するとともに役場職員として知識と経験が豊富で、地方行政に大変明るい職員であります。

また、同僚や後輩職員からの信望も大変厚く、併せて広い人脈も有していること、また本人の素晴らしい資質からも、副町長として職務を遂行していただく上で適任者であります。

なお、任期は本年4月1日から2023年3月31日までの4年間となります。

ぜひとも現在、鋭意取り組んでいます本町のまちづくりの諸施策を確実に推進するため、笠井祥一氏の副町長選任について、ご同意をいただきますようお願いを申し上げます。

次に同意第10号について、提案理由を説明申し上げます。

身延町教育委員会教育長の任命についてであります。

身延町教育委員会教育長に下記の者を任命することについて、議会の同意を求めます。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町大野214番地

氏 名 保坂新一氏

生年月日 昭和28年9月23日

提案理由を申し上げます。

教育長の辞職により、平成31年4月1日に教育長を任命する必要が生じました。ついては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

別紙議案説明書をご覧ください。

提案理由は先ほど申し上げたとおりでございます。

内容の背景等について説明いたします。

鈴木高吉教育長は平成31年3月31日をもって辞職することから、後任の教育長を任命する必要が生じました。

教育長の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項に「教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する。」と規定されています。

次に内容についてですが、保坂新一氏につきましては、昭和53年4月から平成26年3月まで長年、山梨県内の各小中学校に勤務され、教員として児童教育に携わり、平成29年11月19日から本年3月31日までは、身延町教育委員を務めていただいております、教育長としての職務を行う上で必要な知識と経験が豊富で、人格は高潔であり教育長として適任者であります。

なお、任期は現鈴木教育長の残任期間であります本年4月1日から2021年3月31日までの2年間となります。

保坂新一氏の教育長任命につきましても、ご同意をいただけますようよろしくお願いいたします。

次に同意第11号について、提案理由を説明申し上げます。

同意第11号 身延町教育委員会委員の任命についてであります。

身延町教育委員会委員に下記の者を任命することについて、議会の同意を求めます。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町大島2081番地1

氏 名 佐野貴宣氏

生年月日 昭和29年4月29日

提案理由を申し上げます。

委員の辞職により、平成31年4月1日に教育委員を任命する必要が生じました。ついては、委員の任命に当たり地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

別紙議案説明書をご覧ください。

提案理由は先ほど申し上げたとおりでございます。

内容の背景等について説明いたします。

保坂新一教育委員は平成31年3月31日をもって辞職することから、後任の委員を任命する必要があります。

委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項に「委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する。」と規定されています。

次に内容についてですが、佐野貴宣氏につきましては、昭和53年4月から平成27年3月まで長年、山梨県内の各小中学校に勤務され、教員として児童教育に携わり、教育委員としての職務を行う上で必要な知識と経験が豊富で、人格は高潔であり教育委員として職務を遂行していただく上で適任者であります。

なお、任期は現保坂新一委員の残任期間であります本年4月1日から2021年11月18日までとなります。

佐野貴宣氏の教育委員任命につきましても、ご同意をいただけますようお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長（柿島良行君）

以上で提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

追加日程第2 同意第9号 身延町副町長の選任について

追加日程第3 同意第10号 身延町教育委員会教育長の任命について

追加日程第4 同意第11号 身延町教育委員会委員の任命について

以上の3議案は人事案件でありますので、質疑・討論を省略して直ちに採決を行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略して直ちに採決を行うことに決定しました。

同意第9号から同意第11号までの採決は、起立によって行います。

これから同意第9号 身延町副町長の選任についてを採決します。

お諮りします。

本案について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、同意第9号は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで笠井祥一総務課長は席にお戻りください。

(着 席)

次に同意第10号 身延町教育委員会教育長の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案について原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、同意第10号は原案のとおり同意することに決定しました。

これから同意第11号 身延町教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案について原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、同意第11号は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、笠井総務課長から先ほどの答弁についての訂正がございますので。

笠井総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

先ほどの田中議員からのご質問の際の答弁について、申し訳ございませんが、1点、訂正をさせていただきます。

あくまでも今回の条例改正につきましては、一般の方からの申請に対してはまったく問題がないということございまして、今回、濫用等に該当するようなものにつきましては、基本的に拒否をしてしまうということになりますので、審査会等にもかけるということは想定しておりません。審査会等にかける場合につきましては、一般の方の申請に基づいて、こちらで決定をしたことに対して疑義があった場合に審査会にかけるということです。大変申し訳ございませんでした。

○議長（柿島良行君）

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件はすべて議了しました。

ここで町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

皆さま、長期間にわたり大変お疲れさまでございました。

平成31年身延町議会第1回定例会の閉会にあたり一言お礼のあいさつを申し述べさせていただきます。

本定例会は去る3月5日に開会され、今日までの15日間、柿島議長のもと追加案件も含め私どもの提案いたしました53件の提出案件につきまして、慎重なご審議によりすべての案件につきましてご議決・ご同意をいただき、閉会を迎えることができました。議員の皆さまのご協力に敬意と感謝を申し上げたいと存じます。

本議会でご議決いただきました平成30年度補正予算、ならびに平成31年度当初予算等の執行につきましては、職員ともども知恵を出し合い一丸となって最善を尽くしてまいります。

議員の皆さまには今後もお一層、ご指導・ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

年度末となり今年度も残すところ2週間を切り、何かと気忙しい日々が続きます。また季節の変わり目でもあり、日によっては寒暖の差も大きくございます。議員の皆さまには健康に十分ご留意をいただく中で、住民福祉向上のため、ますますご活躍をいただけますことをご祈念申し上げまして、閉会にあたってのお礼のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

町長のあいさつが終わりました。

会議規則第7条の規定によって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定しました。

会期15日間、議員各位には慎重に審議をしていただき、無事閉会を迎えることができましたことに深く感謝を申し上げます。

住民福祉の向上、町の活性化等、町の将来を考える気持ちは全町民が同じであると考えております。町および議会がそれぞれの役割の重要性を再認識し、町が抱える多くの諸課題に積極的に取り組み、安心・安全なまちづくりに努めていくことが求められていると思います。

平成31年度も町民の皆さまとともに町、議会が力を合わせ、さまざまな事業に積極的に取り組み、活力ある町、安心して住める町を築いていきたいと思っております。

町長をはじめ執行部の皆さまには、なお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げ、平成31年第1回身延町議会定例会を閉会とします。

大変ご苦勞さまでございました。

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

閉会 午前11時20分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長佐野和紀が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上